

世界行動計画(GPA: Global Plan of Action)に対する我が国の取組状況

※SAICM国内実施計画を策定するに当たって、世界行動計画(GPA)に対する我が国の取組状況を取りまとめた。

※政府の取組については、主な取組を記載した。産業界、労働団体及びNGO/NPOの取組については、「化学物質と環境に関する政策対話」のメンバーの取組を中心に記載しており、我が国の取組をすべて記載している訳ではない。

参考資料1

作業領域	世界行動計画273項目* *環境省仮訳	行動主体	取組状況	情報源(URL、報告書等)
1. 格差を特定し、行動に優先順位付けをすすめるための、国家の化学物質管理の評価	1. ナショナルプロフィールを策定し、化学物質の適正管理のための行動計画を実施すべき 165. ナショナルプロフィールや優先行動の策定に際し、複数の部門や複数の関係者が機能する仕組みを持つべき 207. ナショナル・プロフィールを策定するための支援と訓練を提供すべき	政府	◆IFOS各省庁連絡会議(化学物質の安全性に関する政府間フォーラム:外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)は、「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」を策定し、平成15年10月に公表した。 ◆各種関係省庁連絡会議が設置されている(例:「SAICM関係省庁連絡会議」、「GHS関係省庁連絡会議」等)。 ◆化学物質に関連して、各種審議会を設置・開催している。	・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf ・環境省 審議会・委員会等 http://www.env.go.jp/council/index.html ・厚生労働省 審議会・研究会等 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html ・環境省 SAICM関係省庁連絡会議 http://www.env.go.jp/chemi/saicm/conference.html ・農林水産省 審議会 http://www.maff.go.jp/j/council/index.html ・経済産業省 審議会 http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000007.html
		産業界	◆「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」の中で産業界の活動内容が示されている。 ◆化学物質管理の優先行動について、提言(今後の化学物質管理のあり方に向けた提言)や有識者の見解(化学物質対策に係る問題点及び今後のあり方(事業者の視点から見た化学物質対策の課題))を示している。	・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf ・化成工業協会 http://www.kaseikyo.jp/img/active/pdf/a-1.pdf ・化成工業協会 衆議院調査局環境調査室資料「化学物質対策～国内外の動向と課題～」 http://www.kaseikyo.jp/pdf/info/20110527_kagakubussitu.pdf
		労働団体	◆化学物質管理の優先行動策定に関する議論に参加しており、提言(今後の化学物質管理のあり方に向けた提言)や労働団体の視点から見た化学物質対策の課題を示している。	・日本労働組合総連合会(連合) 職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会 http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/roudouanzen/data/04_a.pdf
		NGO/NPO	◆「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」の中でNGOの活動内容が示されている。 ◆化学物質管理の優先的な行動について、化学物質管理のあり方に関する市民からの政策提案をしている。	・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf ・新化学物質政策NGOフォーラム http://www.toxwatch.net/policy/proposal.html
2. 人の健康保護	2. 知識を入手し、解釈し、適用する能力の格差を埋めるべき 3. リスク評価の新たな調和した方法を開発し、使用すべき 4. 行動の優先順位を定め、化学物質を検出し、SAICMの進捗についてモニタリングするために、化学物質の人の健康への影響(さらにそれによる経済と持続可能な開発への影響)を測定するための、よりよい方法と基準を開発すべき 5. 中毒と化学事故への国家の対応能力を形成すべき 6. 一連の防止戦略を含めるべき	政府	◆WSSD2020年目標を踏まえ、包括的な化学物質の管理を行うため、既存化学物質対策の促進・強化に向け、平成21年に化学物質審査規制法を改正し、平成23年度より既存化学物質を含めた一般化学物質等について製造・輸入数量等の届出対象としており、届出によって把握した製造・輸入数量及び有害性に関する既存の知見等を踏まえ優先評価化学物質として絞り込んだ上で、順次リスク評価を実施している。 ◆環境省は、市民、子ども、専門家を対象に化学物質に関する情報を提供している。子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成・配布するとともに、この一部についてe-ラーニング版をホームページに掲載しているほか、化学物質排出把握管理促進法の対象となっている化学物質についての情報を分かりやすく整理し、簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成・公表している。また、リスクコミュニケーションに関して、取組事例等の情報提供を行うとともに、化学物質アドバイザーを育成・派遣している。 ◆化学物質の内分泌かく乱作用について、環境省は平成22年度及び23年度に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナー」を開催している。 ◆経済産業省では、「化学物質の安全管理に関するシンポジウム 化学物質のリスク評価と今後の課題」等のセミナーを開催し、一般市民への情報提供を行っている。 ◆厚生労働省は、労働安全衛生の観点から、職場における化学物質対策に関する各種指針等を策定するとともに、厚生労働省のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」へのモデル(M)SDS等の公開、パンフレットの配付等を行っている。 ◆厚生労働省は、医療機関等から収集した家庭用品に係る健康被害情報等を活用し、パンフレット等による事故防止の指導や啓発に努めている。 ◆厚生労働省は、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、特定の化学物質が原因であることが推定されたものについて、速やかに公表している。 ◆環境省は、平成9年度から化学物質の環境リスク初期評価に着手し、平成23年度には第10次のとりまとめを実施し、その結果を公表した。また、生態系に対する影響に関する知見を充実させるため、OECDテストガイドラインを踏まえて実施している藻類、ミジンコ、魚類等を用いた生態影響試験を、平成23年度は、8物質について実施した。 ◆厚生労働省は、平成18年度から化学物質のリスク評価を実施している。事業場で使用されている化学物質のうち、労働者にがんなどの健康障害を生じさせるおそれのある物質について、「化学物質のリスク評価検討会」において、毎年、「初期リスク評価」を行い、リスクが高いとされた物質についてはさらに「詳細リスク評価」を実施し、リスク低減のための方策を導入するよう提言している。 ◆独立行政法人産業技術総合研究所 化学物質リスク管理研究センター(現:安全科学研究部門)では、化学物質把握管理促進法第1種指定化学物質のうち、生産量・排出量の多い物質を中心に、PRTRデータを活用して人の健康及び生態への影響を評価したリスク評価書を整備した(「詳細リスク評価書シリーズ」)。	・環境省 化学物質のリスクコミュニケーション http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html ・環境省 化学物質ファクトシート http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html ・環境省 化学物質アドバイザー http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html ・環境省 化学物質の内分泌かく乱作用 http://www.env.go.jp/chemi/end/index.html ・経済産業省 化学物質の安全管理に関するシンポジウム 化学物質のリスク評価と今後の課題 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/seminar110218.html ・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ ・厚生労働省 毒物劇物の安全対策 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html ・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html ・厚生労働省 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html ・厚生労働省 家庭用品による製品事故事例 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html ・環境省 平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf.html

		<p>◆環境省は、平成22年7月に策定した「化学物質の内分秘かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—」に基づき、化学物質の内分秘かく乱作用に関連する基盤的な研究を進めているほか、試験・評価手法の確立に向けた検討を進めている。</p> <p>◆環境省は、平成21年に「自治体の環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」を作成・公表し、自治体の環境部局における化学物質による事故等の対応の更なる充実、強化を支援している。</p> <p>◆大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成22年5月に公布され（平成23年4月1日施行）、汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類（指定物質）及び事業者の範囲）が拡大された。</p> <p>◆経済産業省は、OECDの化学事故の防止や、事故が発生した場合の適切な対応を支援するため、「化学品事故の防止・準備・応答に関する各国共通ガイダンスの策定」、「懸念事項の分析とベストプラクティスの提案」、「OECD内及び非加盟国における各国の経験・情報の共有を促進」といった活動に対し、積極的な貢献を行っている。</p> <p>◆高圧ガス保安法により、コンビナートの石油化学工場やタンクローリー等の高圧ガスによる事故、災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、移動等を規制している。</p> <p>◆厚生労働省は、化学物質を起因物とする爆発や中等等の災害が発生した場合、事業者に所轄労働基準監督署長への報告を義務付けるとともに、重大な災害についてはその原因究明のための調査を行い、再発防止のため、所要の指導等を行っている。</p> <p>◆毒物及び劇物取締法では、毒物又は劇物を取り扱う者に対して、事故時の対応として、必要な措置等を定めている。</p> <p>◆環境基本法の下、人の健康保護を目的とした規制の実施、環境基準の設定が行われ、関係する法律により規制が実施されている。</p> <p>◆第四次環境基本計画において、施策の基本的方向として、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための取組の推進が挙げられている。</p> <p>◆平成18年12月に開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM8）において、「化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換の推進」について合意がなされ、この合意を踏まえ、これまでに、「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」が平成19年より計5回開催されている。また、平成22年5月に行われた日中韓三カ国環境大臣会合で採択された「三カ国共同行動計画」において、化学物質管理に関する域内協力が合意され、以降は、共同行動計画の下で、域内協力が進められている。</p> <p>◆人の健康を保護するための化学物質の影響の防止戦略として、平成24年9月【P】、SAICM国内実施計画を策定予定である。</p>	<p>・環境省 重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」(素案) 平成23年11月10日 最近の農業環境行政について http://www.env.go.jp/council/10dojo/y100-22/mat06.pdf</p> <p>・独立行政法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門「詳細リスク評価書」シリーズ http://www.aist-riss.jp/main/modules/product/rad.1.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質のリスク評価検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000aiuu.html</p> <p>・環境省 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11044</p> <p>・環境省 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について http://www.env.go.jp/hourei/add/e016.pdf</p> <p>・経済産業省 化学物質管理政策 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/oecd.html#11</p> <p>・経済産業省 原子力安全・保安院 http://www.nisa.meti.go.jp/law/law8.html</p> <p>・環境省 第四次環境基本計画 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19833&hou_id=15169</p> <p>・環境省 報道発表資料「第1回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログの開催について」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8906</p> <p>・環境省 報道発表資料「第12回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）の結果について」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12525</p> <p>・経済産業省 経済産業省における化学物質管理政策について</p>
	産業界	<p>◆政府の関連情報を入手し事業活動に参照していることに加えて、自主的な産業界同士の情報共有や講習会などを通じた知識の向上に努めている。また、一般市民に対し、業界関連情報や製品関連情報など、独自に情報提供もしている。</p> <p>◆政府が実施している各分野の取組を産業界も自主的に推進している。大気汚染分野であれば、政府が定めている大気汚染防止法、PRTR制度等を参照している。</p> <p>◆政府の化学物質に関連する法令を遵守し、併せて産業界による自主的管理、日常の訓練などを実施している。</p> <p>◆産業界は、政府が進めている化学物質の一連の防止戦略に関する取組に参加し、議論及び提言を行っている。</p>	<p>・公益社団法人日本化学会 http://www.chemistry.or.jp/es/sub-b1.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 化学物質の健康・環境影響に関する自主研究活動（新LRI） http://www.nikkakyo.org/upload/3251_4798.pdf</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会における化学物質自主管理について http://www.env.go.jp/council/07air/y074-06/mat03-3.pdf</p> <p>・日本石鹼洗剤工業会 http://jsda.org/w/index.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf</p> <p>・厚生労働省 今後の化学物質管理政策に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000029gfd.html</p>
	労働団体	<p>◆一部の労働団体は、政府が進めている化学物質の一連の防止戦略に関する取組に参加し、議論及び提言を行っている。</p> <p>◆国際労働団体の中でも、化学物質管理の在り方や規制についても、情報交流や対応の方向を検討している。</p>	<p>・厚生労働省 今後の化学物質管理政策に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000029gfd.html</p> <p>・全国化学労働組合総連合 活動方針・報告 http://www.kagaku-s.com/katudo/index.html</p>
	NGO/NPO	<p>◆政府及び産業界の関連情報を入手し、個別の活動に参照している。また、個別関心事項についてセミナーや講演などを通じ一般市民の啓発を行っている。</p> <p>◆リスク評価を実施し、規制等のリスク管理を国が実施する場合には、事業を所管する省庁とは独立した「化学物質安全庁」または「化学物質安全委員会」において実施することを提言している。</p> <p>◆政府が定めている化学物質をモニタリングするプログラムを参照し、個別関心事項について一般への普及啓発、関係機関への提言等を行っている。</p> <p>◆一部のNGOは、政府が進めている化学物質の一連の防止戦略に関する取組に参加し、議論及び提言を行っている。</p>	<p>・主婦連合会 機関紙「何じゃ問じゃ」（HPでは昨年までの分を掲載「環境 化学物質」で検索） http://shufuren.net/</p> <p>・主婦連合会 「知の市場」（共催講座） http://shufuren.net/chinoichiba/ichiba2012_01.html</p> <p>・新化学物質政策NGOフォーラム 化学物質管理のあり方に関する市民からの提案 http://www.maicafe.net/jepa-test/wp-content/uploads/2007/01/070123_1.doc</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/activity/</p> <p>http://toxwatch.net/prtr/</p> <p>・厚生労働省 今後の化学物質管理政策に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000029gfd.html</p>

<p>3. 子供たちと化学物質安全</p> <p>7. 子供たちの環境からの健康影響に関する国家的な初期リスク評価を行い、優先される懸念を見つけ出すための手がかりとなるガイダンス資料を作成すべき。さらにそれらの優先される懸念に対処するための行動計画を策定し、実施すべき</p> <p>8. リスク評価の不確実性を減らしうる研究のため、必要な基盤整備をすべき</p> <p>9. リスク評価の不確実性を減らせるはずの情報を共有し、普及させるためのメカニズムを開発すべき</p> <p>10. 優先事項として、有害物質にさらされるあらゆる児童就労を排除すべき</p> <p>150. 子供の化学物質安全に関する教育と訓練を推進すべき</p> <p>151. 国の評価の一部として、子供の環境健康影響の比較可能な指標を活用することや子供の健康に関する受容できないリスク管理の手続きを優先することを推進すべき</p> <p>152. 化学物質に関した国の許容レベルやクライテリアを設定するとき、子供たちの特徴的なばく露や脆弱性を考慮すべき</p> <p>153. 子供たちや若い家族に直結した特化した幅広い戦略を策定すべき</p> <p>245. 国と国際的研究機関の協同を促進し、技術を共有する仕組みを開発すべき</p> <p>246. 化学物質が子供や女性にばく露する影響の研究のために必要な基盤を整備すべき</p>	<p>政府</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境省は、子どもたちの成長・発達に影響を与える環境要因を明らかにするために、平成23年1月から、全国15地域、10万組の子どもたちとその両親に参加をしてもらうエコチル調査を開始した。また、関係省庁（厚生労働省、文部科学省）だけでなく、WHO等の国際機関と連携をとっている。調査研究期間は、リクルート期間（3年間）と追跡期間（13年間）として、平成23年1月から平成39年までを予定している。 ◆環境省は、平成17年度から平成21年度まで、幹線道路沿道における局地的大気汚染（自動車排出ガス）と気管支ぜん息の発症等の健康影響について疫学的に評価することを目的として、大都市部の幹線道路沿道の住民（幼児、学童、成人）について、自動車排出ガス由来の大気汚染のばく露状況及び健康状態を調査する「そらプロジェクト」を実施した。 ◆環境省は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係の観察等を目的として、環境保健サーベイランス調査を毎年実施している。この調査委において、地方公共団体は平成8年度より3歳児を対象とした健康調査を実施し、環境省は平成16年度より6歳児を対象とした健康調査を実施している。環境省は、これらのデータを対象者別背景濃度の推計データと組み合わせ集計・解析を行っている。 ◆労働基準法において、使用者は、満十八歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務等に就かせてはならないと定めている。 ◆環境省では、化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組として、平成10年から毎年「内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」を開催し、併せて英国、韓国及び米国と二国間共同研究を実施した。また、国際機関への協力として、OECDに対して新たな試験法の提案及び環境省で実施した試験結果等の提供を行うとともに、WHOに対して環境省における取組状況、試験結果等に関する情報提供を行った。 ◆環境省では、環境ホルモン戦略計画SPEED'98、EXTEND 2005、EXTEND 2010等、一連のプログラムを実施し、内分泌かく乱物質が人の健康等に与える影響について調査研究を行っている。 ◆厚生労働省は、内分泌かく乱性を検討する必要がある数万種の対象化学物質について、ホルモン活性に焦点を置いたスクリーニング手法の開発と確立を進め、これにより、詳細試験（有害性の有無を確定するための試験）に資する優先リストの作成を進めると同時に、詳細試験の開発を並行して行うため、各試験の開発研究を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 エコチル調査 http://www.env.go.jp/chemi/ceh/index.html ・環境省 そらプロジェクトについて http://www.env.go.jp/chemi/sora/index.html ・環境省 環境保健サーベイランス調査について http://www.env.go.jp/chemi/survey/index.html ・労働基準法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html ・一般社団法人日本化学工業協会 http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_03.html ・厚生労働省 内分泌かく乱化学物質ホームページ http://www.nihs.go.jp/edc/torikumi/index.htm ・独立行政法人国立環境研究所 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） http://www.anshin.ynu.ac.jp/renkei/chemical/H21-7.pdf ・環境省 化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND 2010- http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2010/extend2010_full.pdf
<p>245. 国と国際的研究機関の協同を促進し、技術を共有する仕組みを開発すべき</p> <p>246. 化学物質が子供や女性にばく露する影響の研究のために必要な基盤を整備すべき</p>	<p>産業界</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆課題解決型の新長期自主研究活動（LRI）のなかで、小児、高齢者、遺伝子疾患などにおける化学物質の影響に関する自主的な取組を進めている。 ◆政府の化学物質管理政策の下、業界の発意に基づく自主的な新規リスク評価手法の開発及びその評価に関する研究を通してリスク評価の不確実性を減らすために、情報を共有し普及させるための仕組みを新規に開発し実施している。 ◆産業界は、有害物質にさらされるあらゆる児童就労に関して労働基準法を遵守している。 ◆玩具の業界団体では、食品衛生法の規制基準も取り入れた自主的な安全基準を設定し、これに適合した商品にST（Safety Toy Mark＝安全な玩具の略）マークを表示する自主規制を実施している。当該制度には、最高で1人当たり1億円の事故の補償が附帯しており、流通サイドでの評価も高く対象製品の多くに普及している。 ◆シックスクールやシックハウスの問題を受け、関連業界団体（日本接着剤工業会、社団法人日本塗料工業会、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会等）やメーカー等は、ホルムアルデヒドに関する自主基準を設定し、それに基づくマーク表示を行うなどの取組を行っている。 ◆産業界から、政府が募集しているエコチル調査企業サポーターに参加している。 ◆政府が推進している国際的研究機関との協同に関し技術を共有する仕組みの開発について、自主研究やシンポジウムの開催などを通じ産業界も参加している。 ◆政府が推進している化学物質の子どもや女性へのばく露の影響に関する研究について、産業界も自主研究を通じ参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本化学工業協会 化学物質の健康・環境影響に関する自主研究活動（新LRI） http://www.nikkakyo.org/upload/3251_4798.pdf ・労働基準法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html ・一般社団法人日本化学工業協会 環境・安全健康を守る化学産業の取組 http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html ・社団法人日本玩具協会 http://www.toys.or.jp/ ・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf ・日本接着剤工業会 http://www.jaia.gr.jp/ ・社団法人日本塗料工業会 http://www.toryo.or.jp/ ・環境省 エコチル調査企業・団体サポーターの募集 http://www.env.go.jp/chemi/ceh/partner/index.html
<p>労働団体</p>	<p>労働団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆一部の労働団体は、政府及び産業界の方針を遵守している。 ◆政府及び産業界の方針を参照し、労働組合内外及び一般への普及啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本化学エネルギー産業労働組合連合会 http://www.jec-u.com/bukai/
<p>NGO/NPO</p>	<p>NGO/NPO</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆内分泌かく乱物質等リスク評価が難しいものに関して、国内外の政策の動向の情報提供や一部のNGO内外で勉強会等を実施している。 ◆有害物質にさらされる国外の児童労働を撤廃するために、国際協力や啓発、政策提言等の事業を行っている。 ◆安全で健康な未来をめざして、ダイオキシン、シックハウスなど暮らしの中で注目されている化学物質の問題について、どのように対応ができるのかを一般市民に啓発している。 ◆子供を持つ親を含めた各地の市民に対する化学物質の影響等に関する各種セミナーの開催や、学校教材の作成等を行っている。 ◆脆弱な集団に対する緊急対策の必要性や支援を訴えている。環境中の有害物質の脅威に関し、子どもの特性を考えその健康を守るために、子どもの安全基準を制定するよう提言をしている。 ◆子どもを安全を中心に化学物質に関して調査を行っている。幼児用玩具の試買検査（化学的安全性試験）、STマークの信頼性調査、海外の市民団体と交流などを行い、問題点を洗い出し、行政、企業、業界団体に改善提案を行い、学習会や情報発信を行っている。 ◆子ども用パーソナルケア用品の表示、市場調査などを海外の消費者団体と共同研究し情報発信している。 ◆子どもが共用するパーソナルケア用品の試買調査を行い、防腐剤の成分検査を実施、海外情報を含め学習会や機関紙での情報発信を行っている。 ◆化学物質問題市民研究会は、国内外の政府、NGO等による子どもの健康と環境に関する取組について紹介するとともに、地方公共団体の子どもと環境に関する政策への取組状況について調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/edc/edc_master.html ・財団法人世界自然保護基金ジャパン 私たちの暮らしと化学物質 http://www.wwf.or.jp/activities/toxic/kurasi/index.html ・児童労働ネットワーク http://cl-net.org/ ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://www.toxwatch.net/gakushukai/index.html ・財団法人世界自然保護基金ジャパン http://www.wwf.or.jp/activities/lib/pdf/toxic/detox/Internalpollution.pdf.pdf ・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/200306kodomo.pdf ・主婦連合会 機関紙「何じゃ問じゃ」（HPでは昨年までの分を掲載「環境 化学物質」で検索） http://shufuren.net/ ・化学物質問題市民研究会 子どもの環境健康 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/kodomo/kodomo_master.html

<p>4. 労働安全衛生</p> <p>11. 企業の固有のデータベースに適切な労働現場(workplace)のデータを記録するために、労働安全衛生に関する調和されたデータ要素を開発すべき</p> <p>12. 労働者と公衆の健康を保護するために、農業と健康といった分野を含み、化学物質が取扱われる作業状況のすべてをカバーする法制化を考慮すべき</p> <p>13. 化学物質の取扱いにおける健康と環境への影響評価のシステムを開発し、労働安全衛生のプログラムに組み入れるべき</p> <p>14. 原住民や部族的な住民を含めて、(ILO-OSH 2001)、及びその他の拘束力のないガイドラインや行動規範を策定、強化し、更新、実施すべき</p> <p>15. 防止的措置を明確に強調した、特定の化学物質管理についてのテキストを含む国家的な労働安全衛生政策を、労働現場のリスク評価と有害性の防止的措置が防止と管理措置の明確な優位性に基づき実行されることを条件として、策定すべき</p> <p>16. すべての公衆衛生と安全の担当者や専門家たちのために、総合的なプログラムを、すべての労働現場(工業、農業、商業、サービス業)における就業時の化学物質のリスク要素の特定、評価と管理に重きをおいて、用意すべき</p> <p>17. 化学物質の労働安全衛生に関する成功事例とプロジェクトについての情報交換を促進すべき</p> <p>18. 企業が従業員を保護することを支援するうえで、化学物質安全データシート(MSDS)を作成し、周知させるべき</p> <p>19. 技術的措置が可能な場合には、労働者のばく露を回避すべき。適切な保護具を提供すべき。保護具の装着の承認について改善し、高温多湿の条件下で使用できるように、保護具についてのさらなる研究を奨励すべき</p> <p>20. 労働者を化学物質に起因する石綿肺やその他のアスペスト関連の病気、及び職業がん、さらに労働衛生上のリスクに基づきロッテルダム条約でカバーされている化学物質群から保護すべき</p> <p>21. 職業ばく露限界値の設定に向けた調和した取組に関する、ガイダンスを作成すべき</p> <p>138. 政府間機関による労働現場の参加者が使用する様式と言語による労働現場での化学物質の情報源を開発し、国際的に評価し、修正する手法を確立すべき</p> <p>139. 適切な保護具の開発について研究を推進すべき</p> <p>140. 政府間機関から労働現場の化学物質に関する情報が、雇用者、被雇用者そして政府に、容易で、便利にそして無料で入手できるようにすべき</p>		<p>政府</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し、作業環境測定の結果、健康診断の結果、特別教育の結果等の記録の保存を義務づけるとともに、労働基準監督署に対する事故報告、労働者死傷病報告等の報告を義務づけている。</p> <p>◆労働安全衛生法及びこれに基づく特定化学物質障害防止規則等の特別規則が制定されている。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法において、新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者に対し、有害性(変異毒性)の評価を行った上で届け出ることを義務付けている。また、高いリスクが懸念される化学物質については自らリスク調査を行い、必要に応じて労働安全衛生法関係法令に基づく規制対象物質に追加している。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生マネジメントシステム(ILO-OSH 2001)に沿って、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号)を公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、第11次労働災害防止計画(平成20年～24年)を策定し、化学物質による労働災害防止対策やリスク評価に基づく化学物質管理の推進について行政の方針を示している。</p> <p>◆特定化学物質、石綿、ダイオキシン等について、「特定化学物質障害予防規則」、「石綿障害予防規則」、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等により、ばく露防止のための発散抑制措置、保護具の使用等が規定されている。</p> <p>◆厚生労働省は、労働現場で使われている様々な化学物質による健康障害を防止するため、平成18年度からリスク評価を実施している。また、健康障害防止措置の導入にあたり、これまでの経緯やその具体的取組方法について、厚生労働省、化学物質のリスク評価に係る企画検討会のメンバー、労働現場において化学物質に関わる方々との意見交換(化学物質の健康障害防止に関する意見交換会(リスクコミュニケーション))を平成21年度から実施している。</p> <p>◆労働安全衛生法で指定された化学物質、化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質等並びに毒物及び劇物取締法で指定されている毒物や劇物を、所定割合以上含有する製品を事業者間で譲渡・提供する時には、(M)SDSの提供が義務付けられている。さらに、労働安全衛生法においては、同法で指定されていない化学物質のうちGHS分類で危険有害性を有する化学物質について、化学物質排出把握管理促進法においては指定化学物質等について、GHSに準拠したSDSの提供が努力義務とされている。</p> <p>◆厚生労働省は、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」を示すとともに、厚生労働省のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」にモデル(MSDS、新規化学物質情報や行政が実施したリスク評価結果、災害事例等を公開し、情報の公開を図っている。</p> <p>◆経済産業省は、日常的に化学物質を取り扱っている事業所にリスク評価の基本的な考え方と手順を理解してもらうことを目的に、「事業者向け 化学物質のリスク評価のためのガイドブック」を2007年に作成公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、特定化学物質障害防止規則等労働安全衛生法関係法令において、局所排気装置の設置等の発散抑制措置、化学物質の濃度の測定及びその結果に基づく作業環境の改善、呼吸用保護具の着用等について規定している。</p> <p>◆石綿含有製品の製造、使用に伴う健康障害予防対策を徹底すべく、石綿及び石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製品の製造、輸入等を平成18年に禁止した。なお、災害防止の観点から代替化が困難であったため製造、輸入等の禁止の猶予措置がとられていた一部の特殊な石綿含有製品についても、代替化が可能となった製品から順次猶予措置を撤廃し、平成24年に完全に禁止した。</p> <p>◆各種労働衛生保護具にはJIS規格が設けられ、また防じんマスク・防毒マスクには別に国家規格が設けられている。</p> <p>◆OECD、ILO、WHO等と連携し、化学物質安全に係る国際的な情報共有を図っている。</p> <p>◆日本政府は、現在、ILO条約の化学物質に関連した170(化学物質)、174(大規模産業災害防止)、184(農業における安全健康)条約のいずれも未批准であるが、それぞれの条約の求める様々な場面で化学物質管理は、国内法令により規制を図っている。</p> <p>◆ILO条約の策定、更新に協力するとともに、履行確保を図っている。</p> <p>◆化学物質の安全性に関する政府間フォーラム(IFCS)の要請を受け、「化学物質による人の健康と環境へのリスクの評価を国際協力により推進する」CICAD計画、また、国際化学物質安全性計画(IPCS)の環境保健クライテリア(EHC)の策定作業に参加している。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法に基づき、安全委員会、衛生委員会の設置、その委員の半数を労働者代表とすること等について義務づけるとともに、労働基準監督署が労働基準関係法令に基づき、事業者が労働者の健康障害防止措置を適切に行っているか調査し、必要な指導を行っている。</p> <p>◆東アジアPOPsモニタリング、日中韓化学物質政策ダイアログ、アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想を基に、アジア各国との情報交換・共有を進めている。国内においては、各省で、化学物質の安全性に関する情報を広く周知するため、パンフレットやホームページ、データベースを作成し、公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法関係法令において、健康診断結果の事業者への通知のほか、安全委員会・衛生委員会の議事概要や作業環境測定の結果及び改善措置の労働者への周知を義務付けている。</p> <p>◆厚生労働省は、中小事業場にも可能な簡便なリスクアセスメント手法としてコントロール・バンディングの導入を推進するため、ホームページ「職場のあんぜんサイト」に手順に従うことでコントロール・バンディングを可能とする支援システムを公開している。</p> <p>◆労働安全衛生法では、事業者に対して、有害な業務を行う屋内作業場等について作業環境測定の実施とその結果の記録、一部の有害業務については労働者への評価結果の周知(平成24年7月1日施行予定)を義務付けている。また、評価結果に基づき、施設または設備の設置、整備、健康診断の実施等の適切な措置を講じることを義務付けている。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し、雇入れ時等の教育、有害業務に従事する者に対する特別教育の実施を義務づけているほか、安全衛生教育推進要綱を定め、作業主任者等管理監督者に対する労働安全衛生法に基づく能力向上教育等の実施を推進している。</p>	<p>・厚生労働省 労働安全衛生 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html</p> <p>・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</p> <p>・経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/guidebook_ji</p> <p>・厚生労働省 第11次労働災害防止計画 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/</p> <p>・中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター 労働安全衛生関係省令・告示・通達等 http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/shourei.html http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/kokuj.html http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/tsutatsu.html</p> <p>・中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター 特定化学物質障害予防規則 http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-29-m-0.htm</p> <p>・中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-42/hor1-42-9-1-0.htm</p> <p>・厚生労働省 石綿対策沿革 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/seirei/index.html</p> <p>・中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター 石綿障害予防規則 http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-87-m-0.htm</p> <p>・独立行政法人環境再生保全機構 http://www.erca.go.jp/asbestos/what/higai/jittai.html</p> <p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター http://www.safe.nite.go.jp/index.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 http://nikkakyoo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html</p> <p>・公益財団法人日本保安用品協会 http://www.jsaa.or.jp/html/association/association_05.html</p> <p>・国際労働機関 国際労働基準—ILO条約・勧告 http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/list.htm</p> <p>・国立医薬品食品衛生研究所 国際化学物質簡潔評価文書(CICAD) http://www.nihs.go.jp/hse/cicad/cicad.html</p> <p>・国際化学物質安全性計画(IPCS) 環境保健クライテリア(EHC) http://www.nihs.go.jp/hse/ehc/index.html</p> <p>・環境省 東アジアPOPsモニタリング http://www.env.go.jp/chemi/pops/eaws.html</p> <p>・環境省 日中韓化学物質政策ダイアログ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14174</p> <p>・経済産業省 化学ビジョン報告書フォローアップ http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004662/23_001_05_00.pdf</p> <p>・環境省 リスクコミュニケーション http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html</p> <p>・厚生労働省 毒物劇物の安全対策 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html</p>
---	--	--	--

141. 化学物質安全の情報(例 ILO, WHO, INFOCAP)を共有し交換し提供する国際的情報ネットワークを強化すべき

142. 国レベルでのILO安全作業プログラムの確立を推進し、ILO条約170、174、そして184条の批准と実施をすべき

143. 有害物質に関するILO条約の拡大と更新のための新しいメカニズムを確立することにより、労働現場における化学物質の安全使用を統合的に取り組むことの実行と、それらをコード番号、情報の周知、強制、技術的協力などの他のさまざまな活動とリンクさせるべき

144. 適切な労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について情報交換する手法と取組を確立し、雇用者、被雇用者及び行政の関係する役割と責任を規定すべき

145. 化学物質の有害な影響から従業員を守るための国の査察の仕組みを確立することを推進し、雇用者と被雇用者との間の化学物質安全を最大にし、労働現場の有害性を最小化するために対話を推進すべき

146. 国及び国際的なレベルでの社会的パートナー間や公共のメディアを通じた化学物質安全関連の情報の周知を強化すべき

147. (公式、非公式な)すべてのセクターにおいて労働者の知る権利の重要性を強調する。つまり労働者に提供される情報は、環境と同様これらの安全衛生を守るに充分であるべき

148. 化学物質による労働現場の有害性を、特に化学物質のコントロール・バンディングのような簡単に実行可能な方法により除外すべき

149. 労働者が、労働環境でばく露されるかもしれない化学物質の有害性やばく露から守る適切な方法に関する充分で正しい情報が提供されなければ、労働を拒否できる権利を確立すべき

255. 化学物質の使用と廃棄に直接もしくは間接的に係わるすべての人々に、必要な訓練と能力向上を推進すべき

産業界

◆ウレタンフォーム工業会では、「化学物質による健康障害を防止するための手引き」を作成・公表している(2010年7月)。同手引きの中で、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めることと規定されている。

◆一般社団法人日本化学工業協会では、国際化学工業協会協議会(ICCA)のレスポンスブル・ケアリーダーグループが策定したResponsible Care Implementation Guide for Associationsに則った7つのコードを決め活動している。その中の一つとして「労働安全衛生コード」を規定している。

◆危険有害性のある化学物質について(MSDS)の交付が努力義務となったことを受け、化学物質の管理や化学物質を取り扱う人材の研修に加え、作業環境中の有害物質の分析や個人ばく露濃度測定、安全データシート((M)SDS)に関する相談窓口等を設置している。

◆労働安全衛生管理面からリスク評価に関する指針やマニュアルを整備している。

◆ILO-OSH2001に基づき政府が作成したガイドラインを参照し、自主的な新労働安全衛生管理指針を作成している。

◆一般社団法人日本化学工業協会では、1999年に厚生労働省から公表された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」及びOHSAS18001の公表を受けて、2000年に「新労働安全衛生管理指針」を改正・公表している。

◆中央労働災害防止協会(中災防)の安全衛生情報センターでは、健康障害防止などの労働安全衛生に関する工夫・改善事例をホームページで公表している。

◆厚生労働省が策定した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号)を基に、中央労働災害防止協会(中災防)は、JISHA方式OSHMSを基準として、認証活動を実施している。

◆安全データシート((M)SDS)に関する政府の方針を参照し、産業界で自主的な管理を行っている。また、製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シート(MSDS plus)の使用を推奨している。一例として一般社団法人日本化学工業協会では、GHS対応ガイドライン(製品安全データシート・ラベル表示作成指針)を公表している。また、社団法人日本塗料工業会では、「GHS対応モデルMSDS・モデルラベル事例集」を提供(有料)しており、可塑剤工業会、日本ステレン工業会、クロロカーボン衛生協会では、関連する化学物質のGHS対応の(M)SDS、ラベルを公開(無料)している。

◆保護具に関する業界団体には、日本保護眼鏡工業会、日本呼吸用保護具工業会、日本防護服研究会等があり、事故防止・品質向上のための調査研究の他、普及啓発活動を行っている。

◆公益財団法人日本保安用品協会は、平成17年厚生労働省から出された防じんマスク及び防毒マスクの選択、使用等についての両改正通達における「製造及び販売業者による事業者等に対する指導、情報提供等」の要請を踏まえ、平成19年度より保護具アドバイザー制度を実施している。

◆ロッテルダム条約対象物質については、(M)SDSによる情報伝達により労働者の保護を図っている。

◆一般社団法人日本化学工業協会は、平成15年から「ジョイントシート、シール材の代替化に関する検討会(石綿代替化検討SWG)」を立ち上げ、自主的代替化促進のための検討、指針作成等を行ってきた。この検討会を中心に個々の用途に関する代替化の可能性検討、代替化計画の集約等を実施している。

◆公益財団法人日本保安用品協会は、平成17年に厚生労働省から出された防じんマスク及び防毒マスクの選択、使用等についての両改正通達における「製造及び販売業者による事業者等に対する指導、情報提供等」の要請を踏まえ、保護具アドバイザー制度を設置した。

◆政府の方針に基づき、産業界ではGHSを導入しており、労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について情報交換する手法と取組を確立、実施している。

◆産業界として、政府が取り組んでいる職場における化学物質の有害性対策を検討するための対話に参加している。

◆一般社団法人日本化学工業協会は、経済産業省の「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティー構想」に協力し、アセアン各国の化学品管理実態について現地調査を実施し、政策へ産業界の考えを反映させるよう努めている。また、会員企業によるレスポンスブル・ケア報告書の作成・公表や、地域・消費者との交流を行い、リスクコミュニケーションを図っている。

◆産業界は、化学物質や事故事例などの情報に関する労働衛生や知る権利に対し、複数のセクターが作成したデータベースを統合し情報提供を行っている。

◆労働安全衛生規則に組み込まれたコントロール・バンディング区分によるばく露推定に関する啓発を行い、その実施促進をしている。また、自主的に安全衛生マネジメントシステムの指針を作成し、実施している。

◆政府の労働安全衛生法等を遵守し、化学物質の有害性やばく露から関係者を守る適切な方法に関する充分で正しい情報を提供している。

◆中央労働災害防止協会(中災防)は、労働安全衛生に関する専門家派遣や、教育、セミナー・研修事業を実施している。

・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン
<http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054>

・ウレタンフォーム工業会
http://www.urethane-jp.org/manual/2010/07/post_2.html

・一般社団法人日本化学工業協会
http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/info/index1_r1.html
http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/info/pdf/rc_code04.pdf

・中央労働災害防止協会(中災防)
<http://www.jisha.or.jp/chemicals/index.html>

・一般社団法人日本化学工業協会 日本レスポンスブル・ケア協議会
<http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/whatrc/whatrc2.2.html>

・厚生労働省 日本における化学産業のリスクアセスメント現状
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/dl/s0729-16e.pdf>

・一般社団法人日本化学工業協会
http://www.nikkakyo.org/pubdetails.php3?document_id=

・中央労働災害防止協会(中災防)
http://www.jaish.gr.jp/kufuu/02_03.html

・アーティクルマネージメント推進協議会
<http://www.jamp-info.com/msds>

・可塑剤工業会
<http://www.kasozai.gr.jp/msds/>

・日本ステレン工業会
<http://www.jsia.jp/ghs/index.html>
<http://www.jsia.jp/SDS/index.html>

・クロロカーボン衛生協会
<http://www.jahcs.org/ghs/ghs.htm>

・公益財団法人日本保安用品協会
http://www.jsaa.or.jp/html/adviser/adviser_01.html
http://www.jsaa.or.jp/html/association/association_05.html0

・中央労働災害防止協会(中災防)
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/gmsds/13654-09-6.html>

・一般社団法人日本化学工業協会 石綿代替化に関する取組
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g50914a42j.pdf>

・厚生労働省 職場における化学物質管理の今後の方針に関する検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000fjkc-att/2r9852000000f6i.pdf>

・一般社団法人日本化学工業協会 平成22年度事業報告書
http://nikkakyo.org/upload/3066_4441.pdf

・化学物質安全情報提供システム
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/>

・一般社団法人日本化学工業協会 化学製品データベース
<http://www.jcia-net.or.jp/>

・有限会社化学品イー・データ開発 ケムエデータ
http://jp.chem-edata.com/chemical_search.php

・中央労働災害防止協会(中災防)
<http://www.jisha.or.jp/info/index.html>
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-50/hor1-50-51-1-0.htm>

・社団法人日本作業環境測定協会
<http://www.jawe.or.jp/sagyou/kanri/wem.html>

		<p>◆政府及び産業界が推進しているGHS対応の一連の取組を支持している。また、労働団体としても政府主催の検討会等に参加し、個別関心事項について提案を行っている。</p> <p>◆政府、産業界の取組を参照している。レスポンシブル・ケア検証制度の検証評議会メンバーとして一部の労働団体が参加している。</p> <p>◆一部の労働団体は、政府、産業界が進めている労働安全衛生管理面からのリスク評価に関する指針を参照している。また、LCAアプローチに基づく化学物質に安全な取り扱いや、化学物質・大気汚染関連対策の強化など政策提言を行っている。</p> <p>◆ILOのガイドラインに準拠している労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)では、構築及び実施に一部の労働団体が参加している。</p> <p>◆一部の労働団体は、政府が取り組んでいる「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」等で、化学物質の労働安全衛生に関する意見交換を行っている。</p> <p>◆安全データシート(MSDS)に関する政府及び産業界の方針を支持し、また、労働団体として化学物質のライフサイクルにおける安全情報の伝達に関する政府の検討会に参加している。</p> <p>◆政府及び産業界のアスベストに関する関連情報を参照し、啓発を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、政府が取り組んでいる労働現場における化学物質の有害性対策を検討するための議論に参画している。</p> <p>◆産業界が推進しているレスポンシブル・ケアに参加し、また、地域・消費者との交流を図り、リスクコミュニケーションを推進している。</p>	<p>・厚生労働省 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000fjkc-att/2r9852000000fm6i.pdf http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0629-1c.pdf</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンシブル・ケア検証制度の概要 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/info/pdf/gaiyo.pdf</p> <p>・日本労働組合連合会 2012年～2013年度 政策・制度 要求と提言 http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/yokyu_teigen2011.pdf</p> <p>・全国化学労働組合総連合 化学の専門性を持った市民としての労働組合からの提言 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf</p> <p>・厚生労働省 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/yokyu_teigen2008.pdf</p> <p>・全国化学労働組合総連合 http://www.kagaku-s.com/katudo/index2.html</p>
		<p>◆一部のNGOは、政府及び産業界が推進しているGHS対応の一連の取組を参照している。また、政府主催の検討会等に参加し、個別関心事項について提言を行っている。</p> <p>◆SAICM国内実施計画の策定に基づく統一的な総合化学物質管理政策の推進、包括的な法律体系、統一的な政策体系、一元的な執行体制の確立を提言している。</p> <p>◆一部のNGOは、政府が取り組んでいる「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」等に参加し、化学物質の労働安全衛生に関する意見交換を行っている。</p> <p>◆企業等が作成する安全データシート(MSDS)に関する情報を参照している。また、化学物質のライフサイクルにおける安全情報の伝達について、「化学物質と環境円卓会議」において政府と意見交換を行っている。</p> <p>◆政府及び産業界が行っている情報提供を参照している。また、化学物質やその環境リスクについて、小・中・高校生やその分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を収集し、データベース化している。</p> <p>◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク等、化学物質に関する活動を行っている団体らが、化学物質基本政策基本法の制定や幅広い連携と情報提供を目指して、化学物質政策基本法を求めるネットワーク(ケミネット)を設立した。</p> <p>◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク、財団法人世界自然保護基金ジャパンからは、2004年の東京宣言において、日本政府に対し、「予防原則」や「市民の知る権利」の保障に観点を置いた取組について要望している。また、複数のNGOは政府や産業界と協力して複数のセクターが作成したデータベースを統合し関連情報の公開を行っている。</p> <p>◆一般労働者や市民向けにシンポジウム、セミナー、講習会等を開催している。</p>	<p>・厚生労働省 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0629-1c.pdf http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000fjkc-att/2r9852000000fm6i.pdf http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000fjkc.html</p> <p>・特定非営利活動法人化学学生物総合管理学会 http://www.cbims.net/rongi/rongi-16.pdf</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kaigi09/shiryo.html</p> <p>・化学物質と環境に関する学習関連資料データベース http://ceis.sppd.ne.jp/risk2/index.htm</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://www.toxwatch.net/cheminet/pdf/081108nakasita.pdf http://www.toxwatch.net/policy/demand.html</p> <p>・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemi.jp/info.html</p>

<p>5. GHSの実施</p> <p>22. GHSの実施において、雇用主、従業員、化学物質供給者、行政の役割と責任を特定すべき</p> <p>99. 有害性情報の情報管理システムを確立すべき</p> <p>100. 安全データシート(MSDS)とラベルを準備すべき</p> <p>101. GHSへの意識の向上と能力向上のガイダンス、訓練資料(GHS行動計画策定ガイダンス、国家の状況分析ガイダンス、その他の訓練ツールを含む)を完成させ、国々が入手可能とすべき</p> <p>168. 国の法律を見直し、GHSの要求事項を調整すべき</p> <p>248. 分類のための化学物質の有害性分類の試験や表示情報の検証を行う認定された試験施設を設立すべき</p> <p>249. 有害性分類の訓練を推進すべき</p> <p>250. 開発途上国や移行経済国の国及び地域のGHSの能力向上プロジェクトを支援する十分な財政的、技術的資源を入手可能にすべき</p>	<p>政府</p> <p>◆危険有害性のある物質の航空輸送及び海上輸送に関しては、GHSとの整合が図られている。国連の危険物輸送に関する勧告(オレンジブック)に準拠した危険有害性分類や表示に関する制度が、国内法令(航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示、危険物船舶運送及び貯蔵規則(船舶安全法に基づく省令))に導入されている。</p> <p>◆労働安全衛生法では、GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質及びそれを含有する混合物等を譲渡・提供する場合、譲渡・提供者(製造事業者、輸入事業者、販売事業者等)に、危険有害性情報の表示及び通知(MSDS)を義務又は努力義務として課している。また、表示事項及び通知事項について法令に規定しているが、これらはGHSに準拠した表示又は通知(MSDS)とすることにより満たされるものである。</p> <p>◆農業については、農業取締法に基づき、人畜や水産動植物に有毒な農薬については、その旨を農業ラベルに表示するよう義務付けている。また、農業の使用法や使用上の注意事項を表示するよう義務付けている。ただし、この表示の内容については、GHS準拠を義務づけていない。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法では、事業者間において譲渡・提供される指定化学物質等について、性状及び取扱いに関する情報の提供が規定されている。平成24年4月には、GHSの導入を目的とした(MSDS)制度の改正を行い、指定化学物質については、(M)SDSの記載方法をGHSに対応したJISに適合させることが努力義務化されたほか、新たに当該JISに適合したラベル表示の努力義務が追加された(純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から施行)。また、併せて行われた化学物質管理指針の改正により、指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z7252及びZ7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることが規定された。</p> <p>◆GHS関係省庁連絡会議は、平成18年度に各法律等の対象物質についてGHS分類作業を実施した。この3省GHS分類作業には、関係省庁連絡会議により作成されたGHS分類実施者の手引きとなる「GHS分類マニュアル」と、専門家の助言のもと作成された各有害性項目の分類に当たって手引きとなる「技術上の指針」が使用された。平成19年度以降は各省庁の委託事業としてGHS分類作業が行われ、平成20年度からは、「GHS分類マニュアル」と「技術上の指針」を統合した「政府向けGHS分類ガイダンス」が使用されている。分類作業の結果は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から、随時、その結果が公表されている(現時点で約2,500物質)ほか、厚生労働省ホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」にモデルラベル・(M)SDS等が公開されている。</p>	<p>◆一般社団法人日本化学工業協会では、GHS対応ガイドライン(製品安全データシート・ラベル表示作成指針)を公表している。</p> <p>◆日本石鹼洗剤工業会では、2011年から、関連の業界団体とともに自主的取り組みとして、台所用洗剤(食器洗い乾燥機用洗剤を除く)、塩素系漂白剤、塩素系洗浄剤・酸性洗浄剤(「まぜるな危険」表示のあるもの)のカテゴリーの製品を対象として、人の健康有害性に関するGHS表示を製品ラベルに導入している。また、実施ガイダンス、ラベル表示実施ガイダンスとともに、消費者向け解説リーフレットを作成・公表している。</p> <p>◆安全データシート(MSDS)に関する政府の方針を参照しており、併せて産業界で自主的な管理を行っている。また、製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シート(MSDS plus)の使用を推奨している。</p> <p>◆可塑剤工業会では、可塑剤3物質のGHS分類、7物質の(M)SDSを作成・公表している。</p> <p>◆日本ステレン工業会では、ステレンのGHS分類、(M)SDSを作成・公表している。</p> <p>◆クロロカーボン衛生協会では、塩化物系炭化水素化学物質7種のGHS対応(MSDS)を作成・公表している。</p> <p>◆国連バーブルブックに基づく(M)SDS対応に関するJIS(適時改定)について独自の啓発を行っている。</p> <p>◆GHSのみを目的としていないが、分類のための化学物質の有害性分類の試験や表示情報の検証を行う認定された試験施設を増やすため、一般社団法人日本化学工業協会はJCLA試験認定センターを設立しISO/IEC17025に基づく試験所認定を行っている。</p> <p>◆中央労働災害防止協会(中災防)は、労働安全衛生に関する専門家派遣や、教育、セミナー・研修事業を実施している。</p>	<p>・経済産業省 GHS http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html ・経済産業省 GHS分類ガイダンス http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html ・経済産業省 GHS関係の委託事業等の成果 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html#05 ・経済産業省 GHS関係省庁連絡会議 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_cocontact.html ・経済産業省 GHS関係省庁連絡会議資料 我が国のGHSの導入状況 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/GHS%20Implementati%20status%20in%20Japan%20jp%20110406.pdf (改訂予定) ・経済産業省 混合物分類判定システム http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool.html #GHSClassificationTool ・経済産業省 化学物質排出把握管理促進法 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) GHS http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_index.html ・厚生労働省 既存化学物質毒性データベース http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ ・厚生労働省 毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について(通知) http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H240326/20120326tsuuti.pdf ・厚生労働省 GHS対応ラベルおよびSDSの作成マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/GHSmanual.pdf http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/ghs/pamp.pdf ・厚生労働省 PRTR集計結果 http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/documentdetails.php?category_id=270&document_id=1829 ・社団法人日本塗料工業会 http://www.toryo.or.jp/jp/anzen/index.html ・日本石鹼洗剤工業会 http://jsda.org/w/01_katudo/ghs_01.html ・可塑剤工業会 http://www.kasozai.gr.jp/msds/ ・日本ステレン工業会 http://www.jsia.jp/ghs/index.html ・クロロカーボン衛生協会 http://www.jahcs.org/ghs/ghs.htm ・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054 ・アーティクルマネージメント推進協議会 http://www.jump-info.com/msds ・一般社団法人日本化学工業協会 JCLA試験認定センター http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2172 ・中央労働災害防止協会(中災防) http://www.jisha.or.jp/index.html</p> <p>・厚生労働省 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000f0kjc-att/2r9852000000f0n6h.pdf ・全国化学労働組合総連合 化学の専門性を持った市民としての労働組合からの提言 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf ・全国化学労働組合総連合 http://www.kagaku-s.com/katudo/index2.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kaigi09/shiryo.html ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemi.jp/info.html</p>
<p>産業界</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>	<p>◆政府と産業界の各役割と責任を把握しており、また、GHSに関する個別関心事項について提言を行っている。</p> <p>◆一般労働者や市民向けにシンポジウム、セミナー、講習会等の開催を行っている。</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>
<p>労働団体</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>
<p>NGO/NPO</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>	<p>◆GHSの実施に関する政府及び産業界の動きと運動し、一部の労働団体は、各行動主体の責任について政府主催の検討会等で政策提言等を行っている。</p> <p>◆一部の労働団体は、セミナーや研修を開催し有害性分類の訓練と能力向上を推進している。</p>

<p>6. 有害性の高い駆除剤-リスク管理と削減</p> <p>※駆除剤とは、「pesticide」の訳語として用いており、農業やその他の用途に用いる殺虫剤、殺菌剤、除草剤等をいう。以下同様。</p>	<p>23. FAOの「駆除剤の流通及び使用に関する国際行動規範」を完全に実施すべき</p> <p>24. 適切な技術を含む関連の技術的、財政的支援を受けられるように、国家の持続可能な開発戦略における害虫と駆除剤管理の適切な優先順位付けを行うべき</p> <p>25. 有害性の高い駆除剤の本質的な有害性評価と地域的なばく露予測について、国家的決定に基づくべき</p> <p>26. もっとも有害性の低い駆除剤の調達を優先させ、過剰または不適切な化学物質(駆除剤)の使用を避けるための最適な手法を用いるべき</p> <p>27. 害虫管理について効果的で化学物質を使用しない代替方法と同様に、よりリスクの低い駆除剤の開発と使用及び、有害性の高い駆除剤の代替を推進すべき</p> <p>28. 重要で持続可能なリスク削減を達成したプログラムと、達成がなく、将来のプログラムにおいても具体的評価のメカニズムと進捗の基準がないものを見分けるべき</p> <p>29. 統括的な害虫と媒介生物の管理を推進すべき</p>	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農林水産省では、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を策定し、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動を推奨している。 ◆農林水産省は、病害虫や雑草の防除のために農業に依存してしまう防除ではなく、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の考え方を取り入れた、従来以上に環境負荷を低減する防除を推進している。また、農業に対する抵抗性や耐性を獲得してしまった防除困難な病害虫について、IPMの考え方に基づく総合的な防除対策による効率的・効果的な防除体系の確立・導入に取り組んでいる。 ◆内閣府の食品安全委員会は、評価が終了し農業登録された剤について農業抄録及び評価書を公開している。 ◆独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センターでは、農業の低減、代替方法等、環境保全型農業技術情報の最新情報を公開している。 ◆厚生労働省は、家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」(平成9年、厚生省)を踏まえ、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を各種の製品群ごと(不快害虫用殺虫剤を含む。)に作成している。 ◆農業は、農業取締法に基づき、毒性、作物への残留、環境影響等に関する試験成績に基づき安全性の評価を行い、農林水産大臣が登録している。 ◆農業の使用に伴い、人畜に危険を及ぼす恐れ、農作物等への残留による人畜への被害、水産動植物への被害、水質汚濁が生じることによる人畜への被害が生じる恐れがある場合には、農業の販売の禁止を定める省令に規定することにより、農業の販売及び使用を禁止している。また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質のうち、農業用途のあるものについても、農業の販売の禁止を定める省令に規定し、その販売および使用を禁止している。 ◆農業取締法に基づき、国は、広範な地域においてまとめて使用され、その使用に伴うと認められる水産動植物の著しい被害が発生し、その被害が著しいものとなる恐れがある農業や、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質汚濁によって人畜に被害を生ずるおそれがある農業について、水質汚濁性農業として指定している。また、都道府県は、水質汚濁性農業について、地域ごとにその使用を規制している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 規制改革会議市場開放問題苦情処理体制 http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/otodb/japanese/index.html ・経済産業省 ロッテルダム条約 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pic.html ・農林水産省 農業の基礎知識 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tisiki/tisiki.html ・環境省 農業登録保留基準について http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/kijun.html ・環境省 環境・循環型社会・生物多様性白書(平成22年度) http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf/full.pdf ・農林水産省 平成22年度食料・農業・農村白書 環境保全に向けた農業分野での取組 http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h22/pdf/z_topics_4.pdf ・農林水産省 GAP関連情報 http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html ・農林水産省 総合的病害虫・雑草管理(IPM)に関する情報 http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/top.html ・農林水産省 農業取締法 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/zenbun.html ・内閣府 食品安全委員会 食品安全総合情報システム http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/list?itemCategory=001 ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター http://narc.naro.affrc.go.jp/index.html ・厚生労働省 安全確保マニュアル作成の手引き http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html
<p>30. 産業界のプロダクト・ステュワードシップ拡大策と、有害であって一般の条件下では安全に使用できない、有害性の高い駆除剤の自主的な回収を推進すべき</p> <p>114. 駆除剤、特に有害性の高い駆除剤に関する情報の入手と使用について改善すべき。そして、より安全な害虫駆除の代替方法をアカデミア(学会)のようなネットワークを通じて促進すべき</p> <p>115. リスクの削減や緩和のため、情報、技術、専門知識の交換を、国の内外の公共と民間セクターの両方で奨励、促進すべき</p> <p>116. 駆除剤の使用者、駆除剤にばく露されている人々及び普及サービスに対して、駆除剤に代わる害虫管理(化学物質を使用する方法と使用しない方法の両方)や作物の防護方法に関する研究成果の入手を促進すべき</p> <p>117. 駆除剤のリスク削減プログラムや害虫駆除の代替方法について、国際的組織や各国政府、駆除剤メーカー、農業・貿易業者やその他の関係者たちが従来から実施したり計画したりしていることの効力を評価すべき</p>	<p>産業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界は、政府が批准した条約を遵守しており、批准した内容に基づく個別業務関連事項に関し、一般を含め雇用者、被雇用者等へ啓発を行っている。 ◆農業取締法など政府の関連法令を遵守し、併せて産業界で自主的な管理も行っている。 ◆政府が実施している不適切な農業の使用を避けるための最適な手法を遵守している。また、農業化学物質の安全対策、使用基準等に関しユーザーへの普及啓発も行っている。農業製造企業や関連工業会では、プロダクト・ステュワードシップ活動に取組、一般社団法人日本化学工業協会の推進するレスポンシブル・ケア活動も実践している。 ◆政府の法令を遵守し、国際規約(例えば、臭化メチルやDDTなど)に則り代替を推進している。また、農業の環境へのリスクを適正に評価し、環境への負荷を最小限にするように努めるため、全ての事業活動において環境保全のために自主的かつ積極的に行動している。 ◆政府の統括的な害虫と媒介生物の管理に関する方針を参照し、併せて産業界として総合的病害虫・雑草管理(IPM)の一般への普及啓発も行っている。 ◆産業界では、化学物質の流通、回収に対するプロダクト・ステュワードシップ活動に取組、また、一般社団法人日本化学工業協会に加入してレスポンシブル・ケア活動も実践している。 ◆農業工業会では、農業が正しく安全に取り扱われることを目指し、主たる農業の使用者である農家を対象に、平成6年1月に、農業使用済み容器中の残存(付着)農業による事故や環境への影響を防ぐことを目的として、容器内に残存する農業の除去を徹底し容器の廃棄や回収を容易にするための「使用済み農業容器の洗浄とその処分方法指針」を、また、平成8年4月に、容器内に残った農業、希釈液や器具及び容器などの洗浄液による事故や環境への影響を防ぐための「使用済農業の処分方法指針」を作成し、逐次改訂している。また、農業工業会では緑の安全推進協会を相談窓口として農家における様々な質問に対して対応するとともに、講師派遣事業を通じて農業使用者や環境への危害防止を推進している。さらに、農林水産省および関連団体とともに、平成14年には使用済み農業容器リサイクル処理事業者リストを作成した。 ◆農業工業会は会員となっている各企業は日本農業学会等に加わり、有害性の高い駆除剤に関する情報などについて研究発表などを行い、学会のネットワークを通じて情報提供を行っている。 ◆不快害虫用殺虫剤について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業工業会 http://www.jcpa.or.jp/ 	
	<p>労働団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一部の労働組合は、政府が批准した条約を参照しており、駆除剤の流通及び使用に関してガイドブック作成・配布や、ホームページでの啓発を行っている。 ◆一部の労働団体は、農業取締法など政府の関連法令を参照し、農業安全適正使用ガイドブックの作成・配布を行っている。また、最も有害性の低い駆除剤の調達と使用が達成されるよう一般への啓発も行っている。 ◆一部の労働団体も産業界と同様に、不適切な化学物質(駆除剤)の使用を避けるための政府が行っている最適な手法を支持しており、講習会、研修、視察などを通してユーザーへの普及啓発も行っている。 ◆一部の労働団体は、農業の合理的利用による薬剤トータルコストの低減に資する情報提供の促進を行っており、具体的には総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術情報の普及を行動計画に取り入れており、薬剤費の低減を図っている。 		
	<p>NGO/NPO</p>		

7. 駆除剤のプログラム	31. 駆除剤の入手可能性、販売、使用を規制するために、駆除剤の管理プログラムを確立すべき。そして、適切であれば、駆除剤の販売と使用に関するFAOの行動規範を考慮すべき	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業は、農業取締法に基づき、毒性、作物への残留、環境影響等に関する試験成績に基づき安全性の評価を行い、農林水産大臣が登録し、農業の製造から使用の各段階において、無登録農業の製造・輸入・販売・使用を禁止している。 ◆農業の販売者に対して、都道府県知事に届出することや、農業使用者に対して、国が定めた農業使用基準の遵守の徹底を図っている。 ◆農業の使用に伴い、人畜に危険を及ぼす恐れ、農作物等への残留による人畜への被害、水産動植物への被害、水質汚濁が生じることによる人畜への被害が生じる恐れがある場合には、農業の販売の禁止を定める省令に規定することにより、農業の販売及び使用を禁止している。 ◆農業取締法で、非農耕地用除草剤は、「本剤は農業として使用することができません」等の表示を行う等の規制を実施している。農林水産省は、非農耕地用除草剤の販売について点検・指導を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省 農業取締法 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/zenbun.html ・農林水産省 農業の基礎知識 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tisiki/tisiki.html
		産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業界は、FAOの行動規範を考慮している政府の農業取締法を遵守し、駆除剤の入手可能性、販売、使用の規制にしたがって啓蒙活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬工業会 http://www.jcpa.or.jp/
		労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆一部の労働団体は、政府の農業取締法を参照しながら、駆除剤の入手可能性、販売、使用の規制にしたがって行動しており、またガイドブックや会報等を通して一般への啓発もしている。 	
		NGO/NPO		
8. 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	<p>32. 製造調製から、残余物・容器の処分までのリスクを管理するため、駆除剤の登録と管理システムを実施すべき</p> <p>33. 市場で入手できる駆除剤について、公認された免許による使用を確実にするために検討すべき</p> <p>34. 健康の査察プログラムを確立すべき</p> <p>35. 中毒情報と管理のセンター、及びデータ収集と分析のシステムを確立すべき</p> <p>36. 統合された害虫管理戦略と手法に関する情報を有する普及と助言サービスを農業者組織へ提供すべき</p> <p>37. 販売店、倉庫、農場における駆除剤の適正な保管条件を確認すべき</p> <p>38. 食品や環境への残留駆除剤をモニタリングするプログラムを確立すべき</p> <p>39. 毒性の少ない駆除剤の販売と使用を可能にすべき</p> <p>40. 使用に適し(ready-to-use)、再使用には適さず、容易に子供たちには入手できないものに入っており、また、容器の表示には明確で曖昧さのない、地方の利用者にも理解できる注意書きの書かれた駆除剤製品を許可して販売すべき</p> <p>41. 農業従事者が安全な使用方法を適切に訓練されることと、安全な製品使用を充分可能にする個人的な防護を確実にすべき</p> <p>42. 個人の保護具の入手と使用を推進すべき</p>	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境省は、「POPs廃農業の処理に関する技術的留意事項」(平成21年8月改訂)を発売した。その中で、農業のほか、POPs廃農業が付着した農業容器、ビニールシート及びコンクリート槽等の埋設設備について、POPs廃農業に準じて取扱うものとしている。 ◆農業使用者に対する農業取締法に基づく農業の安全かつ適正な使用に関する助言と実践を促進する「農業適正使用アドバイザー」及び農業取締法その他農業に関する法令の遵守と農業使用者に対する指導などを行う「農業指導マスター」制度を導入している地方公共団体もある。 ◆内閣府下で、農業専門調査会が設置されており、農業の食品健康影響評価に関する事項について調査審議している。 ◆病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要があるため、都道府県の協力の下に、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する発生予察事業を実施している。 ◆厚生労働省は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒劇物を鍵のかかる設備のある専用の堅固な施設で貯蔵、陳列し、その場所に「医薬用外毒物」等を表示するよう販売業者、農業者を指導している。 ◆環境省では、住宅地や公園における植物や、住宅地への農業使用において、農業の飛散による健康被害が生じないよう、公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルを作成した。 ◆環境省では、農業取締法の規定に基づく農業の登録を保留するかどうかの基準(登録保留基準)及び使用基準等の検証・充実に資するため、水質、土壌、作物中の残留農業の調査を実施している。 ◆厚生労働省は、家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」(平成9年、厚生省)を踏まえ、メーカー等が製品を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を各種の製品群ごと(不快害虫用殺虫剤を含む。)に作成している。 ◆厚生労働省は、平成12年4月から平成14年1月にかけて、計9回にわたり、シックハウス問題のうち、特に室内空気汚染問題に関して、「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」を開催し、汚染実態調査結果を含め当時の各種の最新の知見に基づき、殺虫剤成分を含む室内濃度指針値の設定等、今後の対策の検討を行ってきた。また、当該指針値は国内の室内空気環境に係る様々な施策に活用されている。 <ul style="list-style-type: none"> ◆農業は、農業取締法に基づき、毒性、作物への残留、環境影響等に関する試験成績に基づき安全性の評価を行い、農林水産大臣が登録し、農業の製造から使用の各段階において、無登録農業の製造・輸入・販売・使用を禁止している。 ◆農業の販売者に対して、都道府県知事に届出することや、農業使用者に対して、国が定めた農業使用基準の遵守の徹底を図っている。 ◆農業の使用に伴い、人畜に危険を及ぼす恐れ、農作物等への残留による人畜への被害、水産動植物への被害、水質汚濁が生じることによる人畜への被害が生じる恐れがある場合には、農業の販売の禁止を定める省令に規定することにより、農業の販売及び使用を禁止している。 ◆農業取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農業及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農業の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農業による事故等を極力防止することを目的として、農業危害防止運動を実施している。 ◆農業使用者に対し、農業は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、旋乾のされた場所に保管する等保管管理を徹底すること、使用しなくなった農業については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること等、農業の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底を図っている。 ◆農業の調製又は散布を行うときは、農業用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱うこと、農業の散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行うよう指導している。また、マスク等の防護装備等に関する注意事項を農業ラベルに表示するよう義務付け、その遵守の徹底を図っている。 ◆今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農業による事故の状況を的確に把握することとしている。 ◆農林水産省は、農家における農業の使用状況及び農産物への農業の残留状況の調査を実施し、結果を公表している。 ◆農林水産省、環境省及び厚生労働省は、農業の安全かつ適正な使用、使用中の事故防止、環境に配慮した農業の使用等を推進するため、毎年6月から8月までの3ヶ月間、農業危害防止運動を実施している。その他、住宅地周辺や学校、公園など不特定多数の人が立ち寄る場所での農業使用について、農業の飛散が周辺住民や子ども等に被害を及ぼすことを防止するための通知の発出、リーフレットのホームページへの掲載を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省 農業取締法 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/zenbun.html ・農林水産省 農業取締法施行規則 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/seko_kisoku.html ・農林水産省 平成17年農業生産の技術指導について http://www.maff.go.jp/j/kokujituti/tuti/t0000659.html ・農林水産省 「農業危害防止運動」の実施について http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/120529.html ・環境省 平成22年度環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf.html ・環境省 POPs廃農業の処理に関する技術的留意事項 http://www.env.go.jp/recycle/misc/pops.pdf ・農林水産省 農業の基礎知識 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tisiki/tisiki.html ・埼玉県 http://www.pref.saitama.lg.jp/site/nb/adviser-master-nouyaku.html ・厚生労働省 食品の安全確保に関する取組 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/kakuho/ ・厚生労働省 化学物質災害情報 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudougijun/anzensei10/index.html ・農林水産省 発生予察事業に関する情報 http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_yosatsu/index.html <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人労働者健康福祉機構 労災疾病等13分野の産業中毒ホームページ http://www.research12.jp/sanchu/index.html ・厚生労働省 毒劇物盗難等防止マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/manu/manu.pdf ・厚生労働省 安全確保マニュアル作成の手引き http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html ・厚生労働省 シックハウス対策 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/sickindex.html ・一般社団法人日本化学工業協会 環境・安全に関する日本化学工業協会基本方針 http://www.nikkakyo.org/documentdetails.php3?category_id=319031&document_id=1661&style=list ・環境省 農業残留対策総合調査 http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/report2/index.html ・農林水産省 農作業安全対策 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_1.pdf ・農林水産省 国内産農産物における農業の使用状況及び残留状況調査結果について http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/120619.html

		<p>産業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界では農業工業会がリスク管理として空容器および使用済駆除剤の処分についてのガイドラインを作成し、啓蒙している。また、駆除剤の登録(ラベル)に準じた適切な使用について一般への普及啓蒙を行っている。 ◆植物防疫関係の研修修了者に、農業安全コンサルタント(みなし資格)を付与している。 ◆産業界は駆除剤の使用に関する有効性、安全性、適正使用、医療従事者用への中毒発生時の対策等をまとめており、ホームページ等でユーザー及び一般への啓蒙を行っている。 ◆産業界として総合的病害虫・雑草管理(IPM)の一般への普及啓蒙を行っている。 ◆農業危害防止運動などのキャンペーン活動や安全使用の講習会を通じた啓蒙を行っている。 ◆産業界でも駆除剤が安全に利用できるよう、適正使用に関して、一般への啓蒙を行っている。 ◆農業工業会は、農業を使用する農業生産者に対して、農業の安全・適正使用のための情報をホームページで提供している。 ◆農業の誤飲防止など含む安全・適性使用を啓蒙している。 ◆産業界では駆除剤に関する個人の防護に関して、安全な製品使用を可能にするため製品表示と啓蒙をユーザー及び一般へ行っている。 ◆農業工業会では、農業中毒の事故原因は、適正な安全装備ができていないことが上位を占めるとして、保護具の着用、農業のラベル記載の保護具に関する注意事項の見方等について情報を提供している。 ◆不快害虫用殺虫剤について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が充分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性及び被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。 	<p>・農業工業会 http://www.jcpa.or.jp/</p>
		<p>労働団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆労働者や一般使用者の健康のため、一部の労働団体はガイドブックを作成・配布しており、有効成分の種類及び含量、注意マーク、毒性及び消防上の注意、魚介類注意、使用量、使用回数、安全使用上の注意事項等を細かく記載している。 	
		<p>NGO/NPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆政府が定める販売店、倉庫、農場における駆除剤の適正な保管条件を参照し、特定の駆除剤に関する回収案内や技術情報を一般に提供している。 	<p>・エコケミストリー研究会 日本POPsネットワーク http://www.ecochemi.jp/pops_net/persticides/pesticides_quickguide2.html</p>
<p>9. クリーナープロダクション(よりクリーンな製造)</p>	<p>43. 持続可能な生産と使用を奨励し、汚染防止政策とクリーナープロダクションの技術、特に利用可能な最良の技術と環境のための最良の慣行(BAT/BEP)への移転、実施と採用を推進すべき</p> <p>44. よりリスクの少ない製品や工程の開発と使用を推進すべき</p> <p>45. 化学物質管理の方針、プログラム、活動として、汚染防止の考えを導入すべき</p> <p>46. 駆除剤に対するFAOとWHOの基準(specifications)のさらなる策定と援用を支援すべき</p> <p>118. あらゆる経済分野の廃棄物最小化を伴う手法を含む、クリーナープロダクションの革新的な手法の研究を実施すべき</p> <p>238. クリーナープロダクションの技術の訓練を提供すべき</p> <p>239. 汚染技術の越境移動を管理する手法を考慮すべき</p> <p>240. 「訓練士の訓練」に関する必要性を明確に定めるべき</p> <p>241. 製造方法と改善の実施を評価する実践的取組に関する明確で簡単なマニュアルと指針が設計されるべき</p> <p>242. クリーナープロダクションと代替製品の製造のための技術と知識の移転を推進すべき</p>	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づき、ダイオキシン類等非常意図的生成物の削減対策を推進するため、我が国における利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)の利用の促進を図るとともに、「BAT/BEP指針」の改訂に向けて我が国からの情報提供を進めている。 ◆経済産業省は、「技術戦略マップ2010」において、リスク削減のための研究開発として、グリーン・サステイナブル・ケミストリー分野(グリーン製造化学プロセス、製造工程廃棄物・副生物の大幅削減、環境負荷が小さい加工プロセス、ハザード管理されたハロゲン製品、環境負荷が小さい製品、良質な水資源確保システム、低環境負荷・高利便性交差輸送システム)を挙げている。 ◆平成11年7月に公布された化学物質排出把握管理促進法では、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障が生ずることに関して未然に防止することを目的としている。事業者は、国が定める技術的な指針である「化学物質管理指針」に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化することとされている(第4条)。 ◆「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく「公害防止管理者制度」を運用している。同制度は、公害防止に関する職務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する技術的、専門的知識・技術を有する公害防止管理者等の選任を義務づけ、これらの者を中心とする公害防止組織を整備することにより、工場において自主的に公害防止活動を行うことができるような体制を作り上げることを目的としているもの。また、事業者の自主的な公害防止の更なる促進を図るため、ホームページに専用サイトを設け、平成19年3月に策定した「公害防止ガイドライン」を踏まえた事業者及び産業界の公害防止のための先行事例をはじめとした公害防止に関する各種情報提供等を行っている。 ◆財団法人産業環境管理協会が公害防止管理者資格の認証を行い、リフレッシュ研修などを実施している。 ◆公益財団法人地球環境センターは、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP/IETC)が行う国際協力の支援として、クリーナープロダクションデータベースを公開している。 ◆厚生労働省は、家庭用品の製造・輸入・販売については、家庭用品規制法により規制措置を講じてきており、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法において、繊維製品、洗剤、ガーデニング用木材等について化学物質の規制基準を定めている。 ◆厚生労働省は、家庭用品メーカー等が公害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」(平成9年、厚生省)を踏まえ、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を各種の製品群ごとに作成している。 	<p>・経済産業省 化学物質総合評価管理分野 http://www.meti.go.jp/policy/economy/gjutsu_kakushin/kenkyu_kaihatu/str2010/a5_4.pdf</p> <p>・環境省 化学物質管理指針 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html</p> <p>・環境省 中央環境審議会環境保健部会 化学物質環境対策小委員会第5回資料10より安全な物質への代替について http://www.env.go.jp/council/05hoken/y055-05.html</p> <p>・経済産業省 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20523g041j.pdf</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/environmentguideline/sitemap.html</p> <p>・環境省 化学物質把握管理促進法 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-6.html</p> <p>・財団法人産業環境管理協会 http://www.jemai.or.jp/ecoleaf/index.cfm</p> <p>http://www.jemai.or.jp/JEMAI_DYNAMIC/index.cfm?fuseaction=effect.index</p> <p>・経済産業省 環境配慮設計普及状況基礎調査 平成18年 http://www.mstc.or.jp/imf/02c/pdf/H17DFE.pdf</p> <p>・一般財団法人家電製品協会 http://www.aeha.or.jp/assessment/admin/doc/Product_Assessment_Manual_jpn.pdf</p> <p>・一般社団法人電子情報技術産業協会 http://home.jeita.or.jp/ce/guideline/pc/DfE_assessment.pdf</p> <p>・経済産業省 公害防止管理者制度 http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/environmentguideline/index.html</p> <p>・公益社団法人地球環境センター クリーナープロダクション技術 http://www.gec.jp/CP_DATA/index-j.html</p> <p>・環境省 平成20年度版 環境/循環型社会白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/html/hj0810204.html</p> <p>・経済産業省 公害防止ガイドライン http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/environmentguideline/top/system.html</p> <p>・厚生労働省 有害物質を含有する家庭用品に関する法律に関する法令・通知等 http://www.nihs.go.jp/mlhw/chemical/katei/hourei.html</p> <p>・厚生労働省 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要 http://www.nihs.go.jp/mlhw/chemical/katei/kijyun.html</p> <p>・厚生労働省 安全確保マニュアル作成の手引き http://www.nihs.go.jp/mlhw/chemical/katei/manual.html</p> <p>・厚生労働省 PRTR集計結果 http://www.nihs.go.jp/mlhw/prtr_hp/index.htm</p>

	産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般社団法人日本自動車工業会は自動車製造においてVOC低減、化学物質管理(環境汚染物質の削減)等のクリーナープロダクションに関する取組を推進している。 ◆経済的合理性を踏まえた設備投資等が推進され、省エネルギーかつ低コストで低炭素型製品等のものづくりが進められており、世界トップ水準の省エネルギー技術を有している。 ◆製造業を中心に、3R、環境配慮設計、LCAの取組が進んでいる。 ◆グリーン・サステナブル・ケミストリー(GSC)ネットワークは、日本におけるグリーン・サステナブルケミストリーの活動を効果的かつ強力に推進するために、化学系の学会・団体及び国立研究所により、2000年3月に任意団体として設立された(2011年4月より、新化学技術推進協会の中で活動)。2001年度からグリーン・サステナブル・ケミストリー賞を発足させ、人と環境の健康・安全、持続可能な社会の実現に取り組んだ団体、個人に賞を授与している。 ◆政府の化学物質管理政策の下、業界の発意に基づく自主的な新規リスク評価手法の開発及びその評価に関する研究を通じリスク評価の不確実性を低減する基盤整備に取組んでいる。また独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクトに企業が参加しており、リスクが懸念される有害化学物質の効率的な回収及び無害化や、代替物質生産技術及び代替プロセス等に関する研究開発を実施している。 ◆一般社団法人日本化学工業協会によるレスポンスブル・ケア活動に取り組むとともに、個別企業による技術開発が行われている。 ◆政府が取り決めている残留農薬基準のポジティブリスト制度に関し、一般への啓発を行っている。また、LCA支援ソフトを開発している。 ◆我が国におけるISO9001、ISO14001の認証取得数は、それぞれ、62,746(2008年末データ)、35,572(2008年末データ)で、世界で、各々5位、2位である。企業では、品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムを構築し、それを運用している。中小企業向けには、エコアクション21(環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもの)の普及を環境省が進めている。 ◆クリーナープロダクションと代替製品の製造のための技術移転の一環として政府が進めているNETT21(クリーナープロダクションデータベース)更新に係る専門家委員会に産業界から複数の企業が参加している。 ◆家庭用品について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本自動車工業会 環境レポート2011 http://www.jama.or.jp/eco/wrestle/eco_report/ ・社団法人新化学技術推進協会 GSCネットワーク http://www.gscn.net/letter/newsletter/newsletter-No28.pdf ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) http://www.nedo.go.jp/activities/ZZ_00380.html ・一般社団法人日本化学工業協会 化学物質の健康・環境影響に関する自主研究活動(新LRI) http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=4798 ・農業工業会 http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_06.html ・LCA日本フォーラム http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_19.html ・LCA日本フォーラム http://lca-forum.org/database/inventory/ ・財団法人産業環境管理協会 LCA-Pro http://www.jemai.or.jp/CACHE/lca_details_lcaobj6.cfm ・環境省 日本の環境対策技術の国際展開に係る戦略(案) http://www.env.go.jp/air/tech/ine/conf/2103/mat01_1.pdf ・財団法人産業環境管理協会 公害防止管理者資格 http://www.jemai.or.jp/japanese/qualification/polconman/ ・公益社団法人地球環境センター クリーナープロダクション技術 http://nett21.gec.jp/CP_DATA/index-j.html http://nett21.gec.jp/CP_DATA/English/background.html
	労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府及び産業界等のリスク評価システムの基準等を参照し、政府の検討会等に出席し政策提言等を行っている。 ◆化学物質管理に関する政府の方針を参照し、産業界が進めているレスポンスブル・ケア活動に参加している。 ◆政府が取り決めているポジティブリスト制度の確実な実施を求めている。また、団体参加者への啓発を行っている。 ◆組合員企業への経済的メリット創出を基本方針として、創意工夫に基づくゼロエミッション活動の普及・促進を行っている。 ◆政府が行っているクリーナープロダクションに関する情報を参照しており、地方公共団体、産業界、非政府組織等が協力し自主的に取組を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 化学物質のリスク評価に係る企画検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002a8rw-att/2r9852000002a8x5.pdf http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000029gfd-att/2r98520000029gje.pdf ・全国化学労働組合総連合(化学総連) 化学の専門性を持った市民としての労働組合からの提言 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf ・日本労働組合連合会 2012年～2013年度 政策・制度 要求と提言 http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/yokyu_teigen2011.pdf
	NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府、産業界が実施しているリスク評価のためのシステムと代替のための基準や有害化学物質のリスト等を参照している。また、これらの情報に基づく個別関心事項について提言を行っている。 ◆エコケミストリー研究会は、「化学物質と環境との調和」という目標を掲げ、公益財団法人日本化学会の支援を受けて約200人の研究者を中心に発足した。化学物質が製造、副生、輸送、貯蔵、使用、廃棄されるすべての段階で環境と調和するシステムを築くために、所属、立場、専門、地域などが異なる人が、化学物質に関連する最新情報を共有し、意見を交換する場を提供することを目的として、PRTRデータを活用した情報提供や情報誌の発行等を行っている。 ◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワークは、PRTR情報及び関連情報を市民に分かり易く提供するとともに、市民の活動支援を行うことにより化学物質による環境リスク削減を促進することを目的として、化学物質関連政策への提言や地域での学習会の開催等の活動を行っている。 ◆化学物質問題市民研究会は、化学物質の有害影響から人の健康と環境を守るために設立された団体で、世界的な視点から化学物質政策、有害化学物質や農薬の問題、有害廃棄物輸出問題、化学物質過敏症の問題、ナノテクノロジーの問題、原発の問題などに取り組んでいる。 ◆財団法人世界自然保護基金ジャパンは、危険性が高い物質の使用の規制や禁止を呼びかけ、化学物質に関する情報が一般に広く公開され、有害性を見極め、出来る限り害のない物質を使うことで、人体へ自然への影響を軽減して行くことを目指している。また、LCAに基づく有害化学物質のない未来に向けた国外のNGOの取組などを紹介している。また、政府、産業界との議論に参加するとともに関連国際会議に出席している。 ◆政府が行っているクリーナープロダクションに関する情報を踏まえ、地方公共団体、産業界、NGO等が協力し自主的に取組を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人産業環境管理協会 VOC排出抑制技術および代替製品に関する調査 http://www.jemai.or.jp/JEMAI_DYNAMIC/data/current/detailobj-1639-attachment.pdf ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/index.html ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://www.toxwatch.net/syoukai/keikaku08.html ・財団法人世界自然保護基金ジャパン http://www.wwf.or.jp/activities/resource/cat1117/ ・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/kenkyuukai/kenkyuukai_master.html ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 有害化学物質のない未来に向けた取り組み http://www.toxwatch.net/.../081129DiGangi's%20Speech%20(En.Jp).pdf ・財団法人世界自然保護基金ジャパン 有害化学物質に関する重要な国際会議出席報告 http://www.wwf.or.jp/activities/2009/06/743524.html

10. 汚染された土地の浄化	47. 汚染された土地と多発地帯を特定し、市民と環境へのリスク削減のために汚染された土地の浄化計画を策定し、実施すべき	政府	◆土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする「土壤汚染対策法」を、平成14年5月に公布している。 ◆土壤汚染対策法一部改正法が平成21年4月に公布、平成22年4月に施行された。その、改正の主な内容の1つは、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充である。具体的には土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が一定規模以上の場合、都道府県知事への届出を義務付け。また、都道府県知事は、その土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときには、その土地の所有者に対して、途上汚染状況調査の実施を命ずることが可能となっている。 ◆土壤汚染対策法の下、都道府県知事は、指定区域内の土地の土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。一部の地方公共団体では事故等の緊急事態の発生時等における措置などを盛り込んだ制度(大阪府化学物質管理制度)を実施している。 ◆国内においては、土壤汚染対策法に基づき、特定有害物質により汚染された(あるいは汚染のおそれのある)土地の調査・管理等を実施している。関連して、土壤汚染対策の一環として、実用段階にある低コスト・低負荷型の土壤汚染の調査技術及び対策技術、ダイオキシン類汚染土壌浄化技術等を公募し、実証調査及び技術評価を行う調査事業を実施している。 ◆海外への協力としては、環境省、外務省及び独立行政法人国際協力機構(JICA)等により、途上国への技術協力が行われている(「日中協力土壌重金属汚染対策セミナー」の開催など)。	・環境省 土壤汚染対策法について http://www.env.go.jp/water/dojo/law.html ・復興庁 原子力災害対策本部 除染に関する緊急実施基本方針 http://www.reconstruction.go.jp/topics/05jyosen.pdf ・内閣府 「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」 http://www.bousai.go.jp/oshrase/h22/100330-1kisyu.pdf ・大阪府 化学物質管理制度 http://www.pref.osaka.jp/kankyochozen/shidou/kanri.html	
	48. 事故による汚染を含め、汚染された土地の浄化を確実にすべき		産業界	◆一般社団法人日本化学工業協会は、レスポンシブル・コードの1つとして「保安防災コード」を設定・公表している。 ◆汚染された土地の浄化についても取組がなされており、一例としては日本ガス危機検査協会が開発を行っている「震災ブ라운フィールド対策に貢献する好熱菌を活用した土壌汚染浄化技術の実証研究」が、経済産業省の震災復興技術イノベーション創出実証研究事業として採択された。 ◆国際協力に関しては、政府が主催しているASEAN化学産業従事者セミナー、ASEAN化学産業への専門家派遣に産業界も参加しており、アジアの状況に応じた対策を共同で推進している。	・一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/info/pdf/rc_code03.pdf ・一般財団法人日本ガス機器検査協会 http://www.jia-page.or.jp/environment/dojyo/index.html ・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf
	243. 汚染された土地の分析と改善のための基盤を整備すべき 浄化対策の訓練を提供すべき 汚染された土地の浄化のための能力を開発すべき 改善技術を開発すべき 化学物質事故や誤った管理、軍事行動や戦争による環境と人の健康影響を改善する技術的、財政的支援の用意について、国際的協力を増加させるべき			労働団体	
	NGO/NPO	◆政府及び産業界が行っている土壌汚染対策に関する情報を踏まえ、個別の活動を行っている。また、土壌汚染対策法に対して提言を行っている。 ◆汚染された土地の浄化に関する政府及び産業界の方針に関して、一部のNGOは政策提言等を行っている。また、2011年の東日本大震災に伴う土壌汚染の問題について新たな提言がなされている。		・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 土壌汚染対策法案に対する提言 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/20020415dojoutoigen.pdf ・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 土壌汚染対策法案に対する環境NGO共同声明 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/20020508dojoukyodou.pdf ・化学物質市民問題研究会 http://www16.plala.or.jp/chemicaldays/jishin/index.html	
11. ガソリン中の鉛	49. ガソリン中の鉛を排除すべき	政府	◆昭和45年に、新宿区牛込柳町交差点付近での鉛汚染が社会的関心を集め、これを契機に同年7月にはJISの改正によりガソリンの低鉛化が開始された。昭和46年に、毒物及び劇物取締法施行令の改正により、加鉛量が引き下げられ、昭和49年に、産業構造審議会自動車公害対策小委員会によって無鉛化ガソリンに関する体制が決定され、昭和50年に、ガソリンの無鉛化が実施された。 ◆平成8年3月末の特定石油製品輸入暫定措置法廃止に伴い、大気汚染防止法及び品質確保法により、ガソリン中のメタノール、MTBE(メチルターシャリブチルエーテル)、ベンゼン及び灯油が規制されている。これら規制成分の分析法として、JIS K 2536-1996(石油製品-成分試験方法)で目的に応じた4種類のガスクロマトグラフ(GC)分析法を規定している。	・経済産業省 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g21120d50j.pdf http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/keizai/gijyutu/pdf/road_env_j1_04_1.pdf ・厚生労働省 厚生白書(昭和46年) http://www.whakusyoh.mhlw.go.jp/wpdocs/hpaz197101/b0183.html	
	156. 代替添加物の研究を試みるべき		産業界	◆1970年代、鉛公害や光化学スモッグの環境問題が問題となり、自動車排ガス規制が強化されたことを受け、自動車業界は積極的に規制対応車を導入し、石油業界はそれに対応するために1975年にガソリンの無鉛化を図るとともに石油製品の低硫黄化に取り組んだ。 ◆日米欧の自動車工業会がまとめた「世界規模燃料憲章(WWFC)」では、ガソリンに鉛の添加が認められている地域も含め、全ての市場から有鉛ガソリンを完全に放逐することを提唱している(「Metal content」で鉛を検出下限以下)。また、鉛だけでなく、ガソリン中のベンゼン規制、ディーゼル油の硫黄等、我が国は先駆けて取組を行っている。	・一般財団法人石油エネルギー技術センター http://www.pecj.or.jp/japanese/jcap/jcap2/jcap2_02.html ・一般社団法人日本自動車工業会 燃料品質に関する提言 http://www.jama.or.jp/eco/wwfc/index.html http://release.jama.or.jp/sys/news/detail.pl?item_id=160
	244. ガソリン中の鉛の代替物を特定する能力を開発すべき、ガソリンを分析するために必要な基盤を整備すべき そして無鉛化ガソリンの導入に必要な基盤をアップグレードすべき			労働団体	
	NGO/NPO				

<p>12. 適正な農業の実施</p> <p>50. 統合された害虫管理のスキームを開発すべき (Integrated Pest Management)</p> <p>51. 化学物質を使用しない方法を含む、代替的生態系に配慮した農業の実践の訓練を提供すべき</p> <p>52. リスクがより少ないか、安全な駆除剤の入手を推進すべき</p> <p>53. 害虫と病気に抵抗力をもつ作物種の開発に着手すべき</p> <p>158. 汚染や有害な化学物質の使用を必要としない手法も含むより良い農業の研究と実施を試みるべき</p> <p>159. 害虫や適切であれば、伝染病の媒介生物の管理のためのエコロジカルで適切な、統合された戦略を確立すべき</p> <p>160. 化学物質を使用しない代替手法を含む、代替可能でエコロジカルな農業の実施について情報交換を推進すべき</p>		<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農林水産省では、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業(環境保全型農業)」を推進している。 ◆平成11年10月、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」を施行し、平成17年3月に「環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)」を策定している。 ◆「持続農業法」に基づき、エコファーマーを認定している。エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金(環境保全型農業導入資金)の特例措置を受けることができる。認定されたエコファーマー数は平成24年3月末現在、216,287件で、平成23年度より4,730件増加している。 ◆農林水産省は、平成18年12月に制定された「有機農業の推進に関する法律」に基づき、平成19年4月末に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定している。 ◆農林水産省は、「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即し、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備に重点を置いて、地方公共団体とも連携して施策を推進している。 ◆農林水産省は、独立行政法人農業生物資源研究所を農業分野におけるゲノム研究の中核機関として、作物や家畜のゲノムの配列解読、ならびに研究材料や情報の整備を通じて、病虫害抵抗性(抗病性)、多収性(生産性)、高品質などの農業上有用な遺伝子の解析に取り組み、イネ、ダイズ、ブタの新たな改良技術の開発等を推進している。 ◆独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構作物研究所は、大豆、小麦、野菜を組み合わせた水田輪作技術や大規模経営向けの低投入稲作技術、病気や害虫に強く栽培が楽な品種つくりの研究・開発を進めている。 ◆農林水産省は、ヒ素、カドミウム、POPs等の有害化学物質を対象に、農地土壌の洗浄技術や植物浄化(ファイトレメディエーション)、作物への吸収抑制技術などのリスク低減技術の開発を推進している。 ◆農林水産省は、生産者がIPMの取り組み度合いを自ら評価できるチェックシート(IPM実践指標)を地域の実情に応じて各都道府県が策定することが必要とする「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」を策定し、都道府県における同チェックシートの策定を支援するため、主要農作物11作物のIPM実践指標モデルを策定した。 <p>産業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業取締法など政府の関連法令を遵守し、リスクが低い安全な駆除剤の提供を推進している。一部の国内企業は、自社内で農業GLP制度に準拠した毒性試験のできる組織、設備を設け、より安全な駆除剤の開発に対応している。 ◆政府の研究機関と連携し、害虫と病気に抵抗力をもつ様々な作物種の開発を進めている。 ◆産業界として、総合的病虫害・雑草管理(IPM)の一般への普及啓発を行っている。 <p>労働団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆政府及び産業界の取組を参照し、自主的に化学物質を使わない方法を含む生態系に配慮した代替的農業の実践訓練を行っている。 ◆政府及び産業界の方針を参照し、リスクが低い安全な駆除剤の提供に関する取組として、農業GLP制度導入を推進している。 ◆政府及び産業界の戦略を参照し、害虫の管理のための統合された方策として総合的病虫害・雑草管理(IPM)の技術情報の普及を行動計画に取り入れ、その実施促進をしている。 <p>NGO/NPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆農業取締法など政府及び産業界の推進している低リスクかつ安全な駆除剤に関する情報を参照し、個別関心事項について意見提示や企業及び関係機関に対し提言を行っている。 ◆有機農業を推進するため、参入希望者を対象とした相談活動など、各種支援を実施している(特定非営利活動法人有機農業技術会議、特定非営利活動法人全国有機農業推進協議会、特定非営利活動法人日本有機農業研究会、有機農業参入促進協議会)。 	<p>・農林水産省 環境保全型農業関連情報 http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/ ・農林水産省 有機農業(NPOへのリンク) http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/#kanrenjyohou ・環境省 農業登録保留基準について http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/kijun.html ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所 http://nics.naro.affrc.go.jp/ ・農林水産省 エコファーマー認定状況について http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/pdf/ef2403.pdf ・農林水産省 総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針 http://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/gaicyu/g_ipm/ ・農林水産省 農林水産技術会議 病虫害の総合的管理技術 http://www.s.affrc.go.jp/docs/report/report12/no12_p1.htm</p> <p>・農業工業会 http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_22.html http://www.jcpa.or.jp/qa/a6_05.html</p> <p>・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.org/?page_id=64</p>
---	--	--	--

<p>13. PBT, vPvB, 発がん性物質, POPs等</p>	<p>54. 非常に毒性が強く、難分解、高蓄積の有機化学物質についての安全で効果的な代替物質の使用、化学物質を使用しない利用を含めて推進すべき</p> <p>55. 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)を含む、不合理で人の健康や環境への管理できないリスクにさらされている化学物質群の評価と関連する研究の優先付けをすべき</p> <p>56. 広範囲の化学物質を対象とする環境関連の多国間協定や戦略を考慮した、化学物質管理への統合的な取組を明確にすべき</p>	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質の追加等を踏まえ、関係省庁連絡会議で国内実施計画(改定案)を取りまとめ、現在パブリックコメントを実施しているところである。今後、出された意見等を踏まえ、関係省庁で調整及び修正を行った後、関係省庁連絡会議で決定し、平成24年8月26日までに締約国会議に提出する予定である。 ◆化学物質排出把握管理促進法に基づき策定された「化学物質管理指針」において、事業者は、化学物質の使用の合理化対策として、代替物質の使用及び代替技術の導入を図ることとされている。 ◆化学物質審査規制法においては、難分解性かつ高蓄積性であった人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性を有することが判明した化学物質を第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入の許可制(事実上禁止)、使用の制限及び届出制(事実上禁止)等の規制措置を講じている。 ◆経済産業省では、人健康への内分泌かく乱作用に対して、OECD試験法の開発を行っている。 ◆第四次環境基本計画において、包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組を進めることとしている。 ◆厚生労働科学研究では、WSSD2020年目標の達成に向けて、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究、化学物質の子どもへの影響評価に関する研究及びナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究を採択している。 ◆厚生労働省は、内分泌かく乱性を検討する必要がある数万種の対象化学物質について、ホルモン活性に焦点を置いたスクリーニング手法の開発と確立を進め、これにより、詳細試験(有害性の有無を確定するための試験)に資する優先リストの作成を進めると同時に、詳細試験の開発を並行して行うため、各試験の開発研究を実施している。 ◆PRTR制度対象物質は、発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、作業環境毒性、生殖毒性、感作性、生態毒性、オゾン層破壊物質等を考慮して選定されている。PRTR制度対象物質については、環境省が第1種指定化学物質のうち、生産量・排出量の多い物質を中心に、PRTRデータを活用して人の健康及び生態への影響を評価したリスク評価書の整備を実施している。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、PRTR制度の対象である化学物質について、リスクを科学的に評価しあるいは評価結果を正しく理解し、効果的な管理を促進するために有用な基礎的情報「PRTR対象化学物質総括管理表」を提供している。 ◆環境省では、環境ホルモン戦略計画SPEED'98、EXTEND 2005、EXTEND2010プログラムを実施し、内分泌かく乱物質が人の健康等に与える影響について、調査研究を行っている。 ◆厚生労働省は、職場で広く製造・使用されている化学物質についてがん原性試験を行い、試験の結果がん原性が認められた物質については、労働者の健康障害を防止するための指針を公表している。 ◆厚生労働省は、事業場で使用されている化学物質のうち、労働者ががんなどの健康障害を生じさせるおそれのある物質について、毎年「初期リスク評価」を行い、リスクが高いとされた物質については、さらに「詳細リスク評価」を実施し、リスク低減のための方策を導入するよう、検討・提言している。 ◆PBT、発がん性物質、POPs等有害化学物質については、関連する条約や国際的な枠組みを踏まえ、環境基本計画において、我が国における施策が掲げられ、取組が進められている。 ◆平成2年のOECD化学品合同会合において、加盟国が鉛、カドミウム、水銀、塩化メチレン及び特定臭素系難燃剤の5物質を対象として国際協調リスク削減プログラムの推進に取り組む旨合意された。 ◆ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法及びダイオキシン対策推進基本指針に基づき、基準の設定や規制の実施、国内削減計画の策定を行うとともに、排出インベントリー(目録)の作成や測定分析体制の整備を進めている。現行の国内削減計画の目標年度である平成22年には、ダイオキシン類の排出量は削減目標を達成し、環境へ排出量も大幅に減少していることから、平成24年8月に国内削減計画を改訂し、新たな削減目標量として現状の状態を悪化させないための当面の目標を設定した。 <p>産業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界では、政府の方針に従うとともに政府間組織(IGO)の動向を参照し、毒性が強く、難分解、高蓄積の有機化学物質について、安全で効果的な代替物質の使用を推進している。例えば、日本表面処理機材工業会、社団法人日本バルブ工業会等の業界団体では、化学物質審査規制法の改正に向けた検討結果を受けて、自主的にPFOS(ペルフルオロオクタンサルホン酸)含有製品の製造を停止し、事前に準備開発してきた代替製品への切り替えを実施した。 ◆一般社団法人日本化学工業協会では、業界の発意に基づく長期的な自主研究LRI(Long-range Research Initiative)を進めており、人の健康や環境に及ぼす化学物質の影響に関する研究支援を通じて、その成果を科学的根拠に基づく化学物質管理に役立てている。 ◆「ビスフェノールA安全性研究会」は、ビスフェノールAの内分泌かく乱問題に関して、科学的事実の調査と対策の検討のために国内メーカー5社(現在は4社)により1997年に設立された団体。当該研究会では、ビスフェノールAの内分泌かく乱化学物質問題(環境ホルモン問題)に関し、安全性に関する調査・研究活動と社会への幅広い情報提供に取り組んでいる。1998年から国内のユーザーであるポリカーボネート樹脂業界及びエポキシ樹脂業界とも連絡会を立ち上げ、連携を強化している。 ◆アジェンダ21第19章に基づくEUをはじめとする製品含有化学物質の管理規制の国際的潮流への対応を目的に、成形品含有化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーン中で円滑に開示・伝達するための仕組みをアティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が開発し、サプライチェーンでの円滑な情報の開示・伝達を推進している。 ◆鉛、カドミウム及び特定臭素系難燃剤の3物質を対象として、産業界(一般社団法人日本化学工業協会、日本難燃剤協会、一般社団法人電池工業会、日本肥料アンモニア協会等)が自主管理計画を作成、実施をコミットする形の自主的なリスク管理活動に取り組むことにより対応してきている。 ◆自動車業界では、製品に含有する化学物質のうち管理対象物質を全世界でリストアップし、GADSL(管理対象物質リスト)として公表、全世界のサプライチェーンでの情報伝達の共通情報伝達システムを構築し化学物質管理を推進しているとともに、業界としての管理ガイドラインを発行している。 ◆自動車業界では、最終製品製造者だけでなく部品製造者と連携しサプライチェーン全体での管理を推進している。このため含有化学物質を管理するデータシートを作成し運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 POPsに関するホームページ http://www.env.go.jp/chemi/pops/index.html ・環境省 化学物質管理指針 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html ・環境省 中央環境審議会環境保健部会 化学物質環境対策小委員会第5回 資料10より安全な物質への代替について http://www.env.go.jp/council/05hoken/y055-05.html ・経済産業省 事業者による自主的取組の事例 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20523g041j.pdf ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtrtm.html ・環境省 化学物質の内分泌かく乱作用 http://www.env.go.jp/chemi/ind/index.html ・環境省 平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf.html ・厚生労働省 がん原性に係る指針対象物質 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgo05.htm ・厚生労働省 化学物質のリスク評価検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000aiuu.html ・環境省 環境基本計画 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html ・経済産業省 事業者による自主的な取組 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20523g041j.pdf ・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html ・厚生労働省 研究事業 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/ ・厚生労働省 厚生労働科学研究成果データベース http://mhlw-grants.niph.go.jp/ ・厚生労働省 内分泌かく乱化学物質ホームページ http://www.nihs.go.jp/edc/torikumi/index.htm ・厚生労働省 PRTR集計結果 http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm ・社団法人日本バルブ工業会 http://www.j-valve.or.jp/valve-faucet/env-info/a090826.html ・一般社団法人日本化学工業協会・化学物質の健康・環境影響に関する自主研究活動(新LRI) http://www.j-lri.org/about/index.php ・アティクルマネジメント推進協議会(JAMP) http://www.jamp-info.com/ ・GADSL http://www.gadsl.org/ ・IMDS http://www.mdsystem.com/magnoliaPublic/ja/public.html ・欧州自動車工業会(ACEA) 自動車業界REACHガイドライン(日本語) http://www.acea.be/news/news_detail/reach_guideline/ ・一般社団法人自動車部品工業会 http://www.jpia.or.jp/datasheet/
-------------------------------------	---	---	---

		労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆一部の労働団体は、難分解、高蓄積の有機化学物質についての安全で効果的な代替物質の検討を含めた政府の対策部会に参加し提言等を行っている。 ◆政府及び産業界の取組を参照し、POPsを含む悪影響のある可能性がある化学物質の対策について政府の検討会に参加し提言等を行っている。 ◆政府及び産業界の方針を参照し、化学物質管理への統合された取組について提言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省 化学物質審議会安全対策部会 http://www.meti.go.jp/report/committee/data/g_commi07_03.html ・経済産業省 産業構造審議会化学・バイオ部会 第1回化学物質管理企画小委員会 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/sinnngikai/kikakusyoiinnkai/dai1kai/dai1kaigijisidai.html ・全国化学労働組合総連合(化学総連) 化学の専門性を持った市民としての労働組合からの提言 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf ・衆議院調査局環境調査室 化学物質対策 国内外の動向と課題 http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryu/kankyo_200903_taisaku.pdf/\$File/kankyo_200903_taisaku.pdf
		NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆毒性が強く、難分解、高蓄積の有機化学物質に関する政府及び産業界の対策について、国内外の関連情報を提供している。 ◆人の健康や環境への管理できないリスクにさらされている化学物質群の評価と関連する研究について、国内外の関連情報を提供している。 ◆政府や産業界の広範囲な化学物質を対象とする環境関連の多国間協定や戦略を考慮した化学物質管理に関する情報を参照し、関連情報提供や個別関心事項について提案を行っている。 ◆財団法人世界自然保護基金ジャパンは、POPsに関する小冊子や展示パネル等を通じて普及啓発を行っている。 ◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワークは、2009年に開催されたICCM2及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のCOP4に参加し、報告会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/pfoa/pfoa_master.html http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/kaigai/kaigai_master.html ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク SAICM実施に向けた市民からの提案 http://www.env.go.jp/chemi/saicm/forum/070316/5_nakachi.pdf ・エコケムストリー研究会 日本POPsネットワーク http://www.ecochemijp/pops.net/about_pops.html ・財団法人世界自然保護基金ジャパン http://www.wwf.or.jp/activities/lib/toxic.html http://www.wwf.or.jp/join/action/panel/list/p-wild015.html ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク Tウォッチの活動 http://toxwatch.net/activity/
14. 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質; 高生産量または高使用量の化学物質; 広範に開放系使用している化学物質; その他の国レベルでの懸念のある化学物質	<p>57. UNEPが実施している水銀とその化合物についての地球規模の評価のような、関連研究の総検討を含む適正な環境管理を通して、特に鉛、水銀、カドミウムによる人の健康と環境に与えるリスクの削減を推進すべき</p> <p>58. 水銀へのさらなる行動の必要性について、法的拘束力のある措置の可能性やパートナーシップ、その他の行動を含むあらゆる選択肢を考へて検討すべき(UNEP管理理事会の決議23/9による)</p> <p>59. 地球規模で、製品中や工程に含まれる水銀へのばく露による、人の健康や環境のリスクを減らす行動を直ちにとるべき(UNEP管理理事会の決議23/9による)</p> <p>60. 鉛とカドミウムに関連する地球的行動の必要性について将来の議論を喚起していくため、特に長期間の環境移動に焦点をあてた、科学的情報の検討を2007年のUNEP管理理事会第24回会合へ提出することを考慮すべき(UNEP管理理事会の決議23/9による)</p>	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆我が国では、化学工業において水銀を用いない代替手法へ転換された他、製品への水銀の使用量も減少している。水銀利用の減少や、排ガス対策技術の導入に伴う水銀の排出削減により、人為的な排出は減少している。 ◆環境省は、我が国における国際的観点からの有害金属対策の基礎的な検討を行うため、平成18年12月に検討会を設置し、また大気中のモニタリング等の調査研究を実施している。 ◆環境省は、国連環境計画(UNEP)世界水銀パートナーシッププログラムの7分野のうち、水銀廃棄物管理分野において、リードを務める一方、途上国等における水銀廃棄物の処理の際に参考となるよう、水銀廃棄物管理に関するBAT(利用可能な最良の技術)及びBEP(環境のための最良の慣行)の事例を取りまとめた指針(BAT/BEPガイドライン)の策定の主導するなど、パートナーシッププログラムに積極的に貢献している。 ◆厚生労働省は、家庭用品の製造・輸入・販売については、家庭用品規制法により規制措置を講じてきており、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法において、繊維製品、接着剤、塗料等について有機水銀化合物の規制基準を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 水俣病の教訓と日本の水銀対策 http://www.env.go.jp/chemi/tmms/pr-m/mat01.html ・環境省 水銀等の有害金属に関する国際的な取組 http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html ・環境省 国連環境計画(UNEP)世界水銀パートナーシップ第2回廃棄物管理分野会合 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12221 ・経済産業省 事業者による自主的取組の事例 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20523g041j.pdf ・厚生労働省 有害物質を含有する家庭用品に関する法律に関する法令・通知等 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/hourei.html ・厚生労働省 有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html
		産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆一部の企業では、「グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)」を発足させ、グリーン調達の基準の業界共通化を図り、特に米国やEU域内の電気・電子機器製造産業との連携を図りながら、効果的なRoHS指令の遵守ならびにコスト上昇の圧縮を図っている。 ◆産業界ではRoHS指令等の対応に加えて、政府に加えIGO等の鉛とカドミウムに関連する地球的行動の必要性と関連議論が参照されており、個別関心事項について一般市民の啓発及び提言を行っている。 ◆一般社団法人日本自動車工業会は、2003年から鉛削減の新目標への取組を進め、2006年以降は継続して全モデルで目標を達成し、鉛の使用量を平均100g前後/台まで削減している。今後、ハーネスと端子等の接合目的の一般的はんだなどの鉛フリー化を順次進めていくとともに、現状では技術的に対応できない部分(高温はんだの鉛等)についても、削減に向けて関連部品業界と連携し技術開発を進めている。 ◆一般社団法人日本自動車工業会は、化学物質管理(環境負荷物質の削減)の一環として「水銀」「六価クロム」「カドミウム」の使用禁止もしくは低減に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン調達調査共通化協議会 http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green1.htm ・社団法人日本バルブ工業会 http://www.j-valve.or.jp/valve-faucet/env-info/a120120-2.html ・環境省 http://www.env.go.jp/council/03haiki/y035-29/mat04_2.pdf ・経済産業省 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g31203b61j.pdf ・環境省 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 http://www.env.go.jp/council/03haiki/yoshi03-24.html ・経済産業省 情報政策 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kenkyukaihatsu/index.html ・一般社団法人日本自動車工業会 環境レポート2011 http://www.jama.or.jp/eco/wrestle/eco_report/
		労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆水銀については苛性ソーダにおける製法転換を1970年代後半に完了している。また、RoHS指令等を注視している。 	
		NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府や産業界の鉛、水銀及びカドミウム等の環境管理、研究に関する関連情報を参照し、一般に情報提供するとともに、水銀に関する政府間交渉委員会第1回会合(INC1)において関連リスクの削減に関連する意見を提言している。 ◆政府の鉛とカドミウムに関連する地球的行動の必要性に対する議論の進捗を参照し、関連情報の提供を行っている。 ◆特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議は、鉛に関する政策提言を行っている。また、有害金属に関するブックレットを作成し、公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質問題市民研究会 国際的な水銀規制の動向とUNEP/各国政府/NGOの取組・対応 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/Shiryu/Mercury_NGOs_jp.pdf http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/INC1_NGO/CACP_statement_Minamata_INC1.html http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/UNEP_Mercury.html http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/Shiryu/Minamata_and_Global_Hg_Treaty_jp.pdf ・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 鉛のリスク削減に関する提言 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/pb060511.pdf ・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 国民会議ブックレット ⑥「有害金属はどこに? 一子どもを汚染から守るために」 http://kokumin-kaigi.org/?p=625

<p>15. リスク評価、管理とコミュニケーション</p> <p>61. 一般の人々のリスク評価の際に、特定の人々（子供たち、妊娠中の女性など）が特異な敏感さやばく露を示さないか考慮すべき</p> <p>62. 化学物質の製造、使用、または処理段階でおきるリスクについての警告システムを実施すべき</p> <p>63. IOMGの組織にある既存のツールから、特に試験ガイドライン、優良試験所基準(GLP)、データの相互認証、新規化学物質、既存化学物質、及び試験と評価のためのツールと戦略についての取組を含む、科学をベースとした取組を採用すべき</p> <p>64. 化学物質、特にそのリスクの評価とリスク管理方法に関連する政策と意思決定への科学の統合のために、単純化・標準化された手法の開発を促進すべき</p> <p>65. OECDが作成したような既存の成果、とりわけOECDの高生産量(HPV)化学物質の有害性評価に関するガイダンス、定量的構造活性相関分析、駆除剤の有害性と環境運命研究の検討、廃棄・排出シナリオ文書(ESD)、情報交換と調整のメカニズムを含む成果に基づきながら、リスク評価の手続きに関する知識を確立すべき</p> <p>66. ばく露評価のために化学物質と駆除剤のモニタリングのプログラムを確立すべき</p> <p>67. 化学物質管理の決議は持続可能な開発の目的と一致することを確実にするために、ライフサイクル管理の取組を取り入れるべき</p> <p>127. 製造業者、輸入業者、配合業者は、データを評価し、正確で信頼できる情報を使用者に提供すべき</p> <p>128. 責任ある行政当局は、リスク評価の手法や管理手法の一般的な枠組みを確立すべき</p> <p>129. 有害性評価を、国際的に推奨される方法を含む、調和した健康と環境のリスク評価の要求事項を取り入れて実行すべき</p> <p>130. リスク評価において原理と方法を調和させるべき(例えば、弱者に対するリスク評価の方法や発がん性、免疫毒性、内分泌かく乱、生態毒性などの特定の毒性のエンドポイントのリスク評価方法について、また、新手法について</p>		<p>◆環境省は、子どもたちの成長・発達に影響を与える環境要因を明らかにするために、平成23年1月から、全国15地域、10万組の子どもたちとその両親に参加してもらってエコチル調査を開始した。また、関係省庁(厚生労働省、文部科学省)だけでなく、WHO等の国際機関と連携をとっている。調査研究期間は、リクルート期間(3年間)と追跡期間(13年間)として、平成23年1月から平成39年までを予定している。</p> <p>◆WSSD2020年目標達成に向けて、包括的な化学物質の管理を行うため、平成21年に化学物質審査規制法を改正し、平成23年度より既存化学物質を含めた一般化学物質等について製造・輸入数量等の届出対象としており、届出によって把握した製造・輸入数量及び有害性に関する既存の知見等を踏まえ、リスク評価を優先的にを行う物質を優先評価化学物質として絞り込んだ上で、順次リスク評価を実施している。</p> <p>◆環境省は、農業による陸域生態影響のリスク評価、管理を行うため、平成24年7月に、農業による鳥類の農業リスク評価・管理手法暫定マニュアルを作成した。</p> <p>◆化学物質審査規制法では昭和59年3月に、また、労働安全衛生法では平成元年4月に、GLP制度を導入し、OECDのGLP原則に整合している。</p> <p>◆2005年(平成17年)6月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標として官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:「Japanチャレンジプログラム」)を進めてきた。2011年(平成23年)4月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量1トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成24年度末で終了するとともに、平成25年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、Japanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。</p> <p>◆OECDの試験法ガイドラインを踏まえ、経済産業省、厚生労働省及び環境省から、局長通知「新規化学物質等に係る試験の方法について」を発出している(平成24年4月最終改正)。また、労働安全衛生法では、新規化学物質の製造・輸入届の際に行うべき試験の基準について、昭和63年9月に「労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく労働大臣が定める基準」を定め、その後OECDの試験法テストガイドラインの改正に対応して改正を行っている。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法において、化学物質の取扱い等の際にリスクアセスメントを実施すること及びその結果に基づくリスク低減措置を努力義務とするとともに、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を示している。また、中小事業場にも可能な簡便なリスクアセスメント手法としてコントロール・バンディングの導入を推進するため、厚生労働省のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」に手順に従うことでコントロール・バンディングを可能とする支援システムを公開している。</p> <p>◆内閣府内に設置されている食品安全委員会は、食品に含まれる可能性のある添加物や農薬などの有害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っている。評価結果に基づき、リスク管理機関は食品の安全性確保のための施策を策定・実施している。体内への主なばく露経路の1つ、経口ばく露については、食品安全委員会の取組により総合的なリスク評価の枠組みが構築されている。大気経路のばく露(吸入等)のリスク評価については、経済産業省等が大気濃度のシュミレーションソフトを公表している。</p> <p>◆環境省は、昭和49年度以来、一般環境中における化学物質の残留状況を調査し、その結果を公表している。環境調査(初期、詳細、ばく露、農薬)と、POPsモニタリングを中心としたモニタリング調査、分析法開発調査が三本柱である。</p> <p>◆環境省は、地方公共団体と連携し、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を実施している。</p> <p>◆化学物質審査規制法の下、化学物質の製造・輸入等の段階、いわゆるサプライチェーンの川上を中心とした取組がなされるとともに、その後、化学物質排出把握管理促進法の制定により、サプライチェーン中の使用段階における化学物質の排出状況の把握とその削減への取組が進められてきた。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法のもと、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報(M)SDSの提供が義務付けられている。</p> <p>◆経済産業省は、「事業者向け 化学物質のリスク評価のためのガイドブック」を作成・公表している(平成19年)。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法関係法令において、GHS分類で危険有害性を有する全ての化学物質について譲渡・提供時の表示及び通知(M)SDSを義務若しくは努力義務として定めている。また、表示事項及び通知事項について法令に規定しているが、これらはGHSに準拠した表示又は通知(M)SDSとすることにより満たされるものである。また、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」を示すとともに、厚生労働省のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」にモデル(M)SDS等を公開している。</p> <p>◆労働安全衛生法においても、労働者の健康障害防止のため、昭和54年から新規化学物質について製造・輸入事業者に有害性調査を行わせ、その結果を国に届け出させて審査を行っており、強い変異原性が認められた化学物質については、届出事業者等に対して指導を行っている。</p> <p>◆独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、化学物質総合評価管理プログラムの一環として、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度対象物質のうち、特に人の健康リスクが高い恐れのある高生産・輸入量の化学物質を中心として、化学物質の有害性情報、ばく露情報、リスクに関する情報を収集・整備するとともに、評価手法を開発し体系的に整備する検討を実施している。</p>	<p>・環境省 http://www.env.go.jp/chemi/ceh/about/index.html</p> <p>・環境省 化学物質審査規制法 http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/kashinkaisei.html</p> <p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) GLP http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/glp/glp.html</p> <p>・環境省 Japanチャレンジプログラムについて http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/jchallenge/index.html</p> <p>・経済産業省 化学物質排出把握管理促進法 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</p> <p>・経済産業省 新規化学物質等に係る試験の方法について http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei/02-tsuuchi-shiken.pdf</p> <p>・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html</p> <p>・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</p> <p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質審査規制法におけるリスク評価 http://www.safe.nite.go.jp/risk/kasinn.html</p> <p>・厚生労働省 労働安全衛生法に基づく新規化学物質製造(輸入)届 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei06/01h.html</p> <p>・厚生労働省 強い変異原性が認められた化学物質 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankg02.htm</p> <p>・内閣府 食品安全委員会 http://www.fsc.go.jp/iinkai/index.html</p> <p>・環境省 化学物質環境実態調査—化学物質と環境 http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</p> <p>・環境省 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 http://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_h21/index.html</p> <p>・環境省 平成23年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h23/index.html</p> <p>・環境省 第1回中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会化学物質審査規制法見直し分科会 http://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-07.html</p> <p>・環境省 化学物質のライフサイクルを通じた管理に関する国内外における動向 http://www.env.go.jp/council/05hoken/y057-01/mat04.pdf</p> <p>・IMDS https://www.mdsystem.com/magnoliaPublic/ja/public.html</p> <p>・経済産業省 GHS関係省庁連絡会議資料(2011.4) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/GHS%20implementation%20status%20in%20Japan%20p%20110406.pdf</p> <p>・経済産業省 化学物質のリスク評価のためのガイドブック(入門編) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/guidebook_nyumon.pdf</p> <p>・経済産業省 化学物質のリスク評価のためのガイドブック(実践編) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/guidebook_jissen.pdf</p> <p>・環境省 化学物質ファクトシート http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html</p> <p>・環境省 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11044</p> <p>・環境省 「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」について http://www.env.go.jp/air/kobo.partnership/</p> <p>・経済産業省 GHS関係省庁連絡会議資料(2011.4) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/GHS%20implementation%20status%20in%20Japan%20p%20110406.pdf</p>
--	--	---	---

<p>131. リスク評価の新しい手法、リスク評価方法の調和、実際の生活状況における化学物質の健康影響を評価するよりよい方法、そしてリスクに関する知識の入手、解釈、活用等の開発に関する格差へ対処すべき</p> <p>132. (例えば食品製造のように)化学物質のばく露の経路と経路の介入機会に関する研究における格差に対処すべき</p> <p>133. 予防的取組を考慮した透明で科学に基づくリスク評価の手法や科学に基づくリスク管理の手法を用いたさらなる手法を開発すべき</p> <p>134. 代替製品との比較評価とより大きなリスクにさらされることが無いことを確実にすべき</p> <p>135. 知識へのアクセス、解釈、応用に関する能力の格差を埋めるべき(例えば、有害性、リスク及び化学物質の安全な使用に関する情報の入手性を改善し、エンドユーザーに適切な情報を知らせ、既存のリスク評価の利用を改善すること)</p> <p>136. 健康と環境のリスク評価の実施と報告の調和した取組を行うための一般的な原則を策定すべき</p> <p>137. 自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物のばく露による影響の理解を推進すべき。その影響を緩和する可能な手法と同様に。</p>	<p>◆独立行政法人産業技術総合研究所において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による技術開発の一環として、平成19年度から平成23年度までの間に、事業者自らが化学物質のリスクを科学的かつ定量的に評価し、それぞれのリスクを共通指標で比較、検討しながら適切な代替物質を選択することが可能になるリスクトレードオフ解析手法の開発を実施している。</p> <p>◆環境省は、化学物質排出把握管理促進法の対象となっている化学物質についての情報を分かりやすく整理し、簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成・公表している。</p> <p>◆環境省は、平成21年に「自治体の環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」を作成・公表し、地方公共団体の環境部局における化学物質による事故等の対応の更なる充実、強化を支援している。</p> <p>◆環境省は、事業者・地域住民・地方自治体の三者による情報共有とコミュニケーションを通じた地域社会の連携の望ましい在り方を示す「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定し、相互信頼に基づく「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のための取組の促進に努めている。</p> <p>◆独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステム(化学物質総合情報提供システム(CHRIP))を構築している。このシステムでは、各法規制対象物質や各機関の評価物質等を一覧表示することができる。また、厚生労働省、経産省及び環境省は化学物質審査規制法データベース(J-check)により、化学物質の安全性情報を広く国民に提供している。</p> <p>◆厚生労働省は、既存化学物質毒性データベースを公表している。</p> <p>◆独立行政法人国立環境研究所環境リスク研究センターは、環境省の委託を受け、動物実験のデータを用いた環境目標値設定のガイドラインとなるべき考え方を示すことなどを主な目標として、有害大気汚染物質の健康リスク評価手法の調査検討を行っている。</p> <p>◆独立行政法人産業技術総合研究所と独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による技術開発の一環として、平成13年度から平成18年度までの間に、化学物質のリスク評価に関する研究が行われた。その成果として、独立行政法人産業技術総合研究所では、化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行うモデルと一連のシステム、ADMERを開発し一般に公開している。</p> <p>◆阪神・淡路大震災、東日本大震災では、被災地において有害化学物質の緊急モニタリングを実施した。</p> <p>◆独立行政法人国立環境研究所、国立医薬品食品衛生研究所、地方公共団体の試験機関等が設置されている。</p> <p>◆厚生労働省科学研究では、WSSD2020年目標の達成に向けて、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究、化学物質の子どもへの影響評価に関する研究及びナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究を採択している。</p>	<p>・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html</p> <p>・厚生労働省 既存化学物質毒性データベース http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp</p> <p>・厚生労働省 研究事業 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/</p> <p>・厚生労働省 厚生労働科学研究成果データベース http://mhlw-grants.niph.go.jp/</p> <p>・厚生労働省 PRTR集計結果 http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr.hp/index.htm</p> <p>・国立医薬品食品衛生研究所 http://www.nihs.go.jp/index-j.html</p> <p>・環境省 東日本大震災への対応 http://www.env.go.jp/jishin/#monitoring</p> <p>・環境省 平成7年版環境白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php?kid=207&bflg=1&serial=9661</p>
<p>247. 化学物質の認定された試験施設を設立すべき</p>	<p>◆産業界から、政府が募集しているエコテック調査企業サポーターに参加し取り組んでいる。</p> <p>◆世界首脳会議(WSSD)の化学物質管理における中長期目標に基づき、世界の化学産業団体では、各企業がサプライチェーン全体を通して化学品のリスクを最小限にするために、自社の化学製品を対象にリスク評価を行うGPSを推進している。</p> <p>◆政府が実施している各分野の取組を産業界も自主的に推進している。大気汚染分野であれば、政府が定めている大気汚染防止法、PRTR制度等を参照している。</p> <p>◆駆除剤に関しては、政府が定めているモニタリング手法を参照しており、農業危害防止運動などのキャンペーン活動や安全使用の講習会を通じ啓発を行っている。</p> <p>◆政府の化学物質管理における中長期目標に基づき、政府及び産業界が連携してJapanチャレンジ・プログラムに取り組んできた。</p> <p>◆製造業者、輸入業者、配合業者が、自社の製品を評価し、GHSIに関する政府の方針を参照しており、併せて自主的な管理も行っている。また、製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シート(MSDS plus)の使用を推奨している。</p> <p>◆国際的な取組であるICCAのPS(プロダクトストラテジー)/GPS(Global Product Strategy、グローバルプロダクト戦略)を日本の産業界も導入、GPS/JIPSとして実施しており、化学品のライフサイクルにわたって、リスクに基づいた適正な管理を実施するとともに、その安全性に関する情報を顧客を含めた社会一般に公開する自主的取組を行っている。</p> <p>◆国連が勧告・公表したGHSを参照するとともに、政府への情報提供を行っている。雇用者、被雇用及び一般市民が無料で化学物質の情報を容易に入手できる体制を構築している。</p> <p>◆政府からの情報も参照した化学物質の検索が可能で、CAS番号、化学物質審査規制法番号、安衛法番号、分子式、和文名称(別名)、英文名称(別名)のデータと関連する企業一覧が表示される。企業は「製造企業」「取扱企業」「輸入業者」「輸出業者」に分類されており、さらに開発ステージと用途による絞り込みが可能であり、企業名をクリックすると連絡先や詳細な情報が表示される。</p> <p>◆化学物質に関する一般向けのわかりやすい解説をQ&A方式で提供している。</p> <p>◆事故や自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物のばく露による影響について[評価を受けるため]、産業界としてPRTR制度に遵守し、報告書等で毎年排出量の開示や具体的な取組などの対策を情報公開している。</p> <p>◆産業界における化学物質の試験は日本工業規格(JIS)等に従った方法が採用されており規格化されている。</p> <p>◆日本石鹼洗剤工業会では、1998年から河川中の界面活性剤のモニタリング調査を行っている。モニタリング結果や数理モデルを用いた推計値も含め、人健康及び生態リスク評価を行い、その結果をホームページで公表している。また、学会発表や学術雑誌への投稿により、専門家への情報提供もしている。</p>	<p>・環境省 エコテック調査企業・団体サポーターの募集 http://www.env.go.jp/chemi/ceh/partner/index.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 GPS/JIPS ポータルサイト http://portal.jips.nikkakyo.org/Home</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンシブル・ケア http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_03.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 化学物質の健康・環境影響に関する自主研究活動(新LRI) http://www.nikkakyo.org/upload/3251_4798.pdf</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 化学物質の健康・環境影響に関する自主研究活動(新LRI) http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html</p> <p>・アーティクルマネジメント推進協議会 http://www.jump-info.com/msds</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 化学製品データベース http://www.jcia-net.or.jp/</p> <p>・化学物質安全情報提供システム http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/</p> <p>・有限会社化学品イー・データ開発 ケムeデータ http://jp.chem-edata.com/chemical_search.php</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会「夢・化学・21」 http://www.kagaku21.net/</p> <p>・環境省 Japanチャレンジ・プログラムにおける一般社団法人日本化学工業協会の活動 http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/jchallenge/siryou/h2005/h2005mat05.pdf</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会における化学物質自主管理について http://www.env.go.jp/council/07air/y074-06/mat03-3.pdf</p> <p>・農業工業会 http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_22.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 リスクアセスメントガイダンス http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=4700</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会レスポンスブル・ケア報告書(2011年度) http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/report/2011/2011-RC.pdf</p> <p>・一般財団法人日本規格協会 http://www.jsa.or.jp/</p> <p>・日本工業標準調査会 http://www.jisc.go.jp/</p> <p>・日本石鹼洗剤工業会 http://jsda.org/w/00.jsda/9books_a.html</p>

		<p>◆学識者、使用者、労働組合等から成る政府の検討会に参加し、リスク評価の基本方針の検討、リスク評価対象物質の選定等に関する提言を行っている。</p> <p>◆政府の農業生態影響評価ワーキンググループ/環境ばく露評価ワーキンググループに委員として検討に参加し、ユーザーの立場から提言を行っている。</p> <p>◆「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」に参加し、危険有害性情報の伝達及び活用の促進やリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進について提言している。</p>	<p>・厚生労働省 化学物質のリスク評価に係る企画検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002a8rw-att/2r9852000002a8x5.pdf</p> <p>・環境省 農業生態影響評価各ワーキンググループ http://www.env.go.jp/water/noyaku/seitaiken02/06.pdf</p> <p>・厚生労働省 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0629-1c.pdf</p>
	<p>◆企業が作成するGHS対応の安全データシート(MSDS)に関する情報を参照し、化学物質のライフサイクルにおける安全情報の国民全体への伝達に関し、「化学物質と環境円卓会議」において政府と意見交換を行っている。</p> <p>◆政府が進めているリスクの評価やリスク管理方法、産業界が推進しているGPS/JIPS等の情報を参照し、関係者と意見交換を行っている。</p> <p>◆政府と産業界の各役割と責任について把握しており、消費者の視点からGHSに関する期待について提言を行っている。</p> <p>◆国がリスク評価の実施及び規制等のリスク管理を実施する場合には、事業を所管する省庁とは独立した「化学物質安全庁」又は「化学物質安全委員会」において実施することを提言している。</p> <p>◆代替製品との比較評価に関して、政府、産業界の情報を参照しており、国外の関連情報を提供している。</p> <p>◆政府及び産業界が行っている情報提供を参照している。また、化学物質やその環境リスクについて、小・中・高校生やその分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を収集し、データベース化している。</p> <p>◆事故や自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物のばく露による影響に関する対策についての情報を参照している。また、一般への啓発や個別関心事項について提言を行っている。</p> <p>◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。</p> <p>◆東日本大震災による被災地の市町村に存在する有害物質排出・移動情報の届出対象事業所の位置及びデータの一部を、Google Mapで紹介している。</p> <p>◆エコケミストリー研究会は、PRTR制度対象の354物質の化学物質の環境への排出量(農業は使用量)などについての情報を全国統一した形で各化学物質の毒性を考慮した「毒性重み付け排出量」を、市区町村別に整理し「使いやすいPRTR制度情報」としてホームページで公表している。</p> <p>◆政府が定めている化学物質及び駆除剤をモニタリングするプログラムを参照し、個別関心事項について一般への普及啓発、関係機関への提言を行っている。</p> <p>◆国立大学法人大阪大学による「環境リスク管理のための人材養成」プログラムの終了者を中心に設立された、一般社団法人日本リスクマネージャネットワークは、化学物質のリスク評価について市民向け公開講座を開催している。</p> <p>◆一般社団法人日本リスクマネージャネットワークは住民・事業者のための化学物質に関するリスクコミュニケーションについて、地域の産業界と意見交換を実施している。</p>	<p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/entaku26/shussekisha.html</p> <p>・環境省 農業生態影響評価各ワーキンググループ http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kaigi09/shiryo.html</p> <p>・新化学物質政策NGOフォーラム http://www.maicafe.net/jepa-test/wp-content/uploads/2007/01/070123_1.doc</p> <p>・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/reach/usa/03.11_cpa_reach_safer_chemicals.html</p> <p>・化学物質と環境に関する学習関連資料データベース http://ceis.sppd.ne.jp/risk2/index.htm</p> <p>・エコケミストリー研究会 PRTR制度について http://www.ecochemi.jp/PRTR2008/imi.html</p> <p>・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemi.jp/activity.html</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://maps.google.com/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&mmsa=0&msid=213946148148654482861.0004a0132b97f8a4dc549&z=7</p> <p>・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/200306kodomo.pdf</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/activity/</p> <p>・一般社団法人日本リスクマネージャネットワーク http://jrmn.net/index.html</p>	

<p>16. 廃棄物管理(と最小化)</p> <p>68. 特に開発途上国や移行経済国における駆除剤やその他の化学物質(特にPCB)の廃貯蔵品を特定し、処分することを促進すべき</p> <p>69. 国家は関連する国際協定を考慮に入れながら、また「ゆりかごからゆりかごまで」と「ゆりかごから墓場まで」の取組を用いながら、廃棄物の最小化と処分に関する国家の行動計画を策定し、実施すべき</p> <p>70. リスクのより少ない代替物質の使用を含む、最大の慣行の適用を通じて、有害廃棄物の発生を防止し、最小化すべき</p> <p>71. バーゼル条約の実施と廃棄物の発生抑制(waste reduction measures at source)に努め、そして化学物質の生産工程における「ゆりかごからゆりかごまで」と「ゆりかごから墓場まで」の運命の考慮を必要とするともに、それらが含まれている製品が使用された後の、その他の廃棄物問題を特定すべき</p> <p>72. 廃棄物の処理業者と小規模のリサイクル業者に対して、化学廃棄物の処理とリサイクルの有害性について情報提供し、教育し、保護する措置を履行すべき</p> <p>73. 再利用やリサイクル可能な消費財と生分解性の製品の生産を促進し、必要なインフラの整備を行うことによって、廃棄物の発生抑制や最小化を進めるべき</p> <p>161. 廃棄物の取扱いやリサイクルを含む重要な関係者をターゲットとした化学物質安全管理の情報、教育、コミュニケーションパッケージを実施すべき</p> <p>162. 廃棄物の種類や回収の増加に基づく廃棄物管理の最適な実施に関する研究を支援し、化学物質の健康や環境への有害性を低減すべき</p> <p>258. 廃棄物の量と有毒性を削減するため、ゼロ廃棄物資源管理、廃棄物の防止、代替と有毒物の使用を削減することも含め、廃棄物の最少化と資源増大効果の能力向上プログラムを実施すべき</p> <p>259. 投棄、埋め立てや他の廃棄施設の化学物質による人の健康や環境への影響を測定し、評価し、緩和するための国及び地方の能力を開発すべき</p> <p>260. 廃棄物取扱業者、リサイクル業者、特に清掃業者の、有害な化学物質と廃棄物のばく露を防止するための訓練プログラムを実施すべき</p> <p>261. 廃棄物の不法な越境移動を検出するために、税関担当者を訓練すべき</p> <p>262. 相互もしくは多国間の支援により、異なる国において廃棄物の最小化と資源の有効管理の実証プロジェクトを実施する</p> <p>272. 廃棄物の不法な越境移動を防止、検出し、管理するための国家戦略を強化すべき</p> <p>273. 廃棄物の不法な取引を防止する努力を推進すべき</p>	<p>政府</p>	<p>◆循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第一次循環型社会形成推進基本計画」を平成15年に策定したが、計画策定後5年を目途に見直しを行うこととされており、現在、「第二次循環型社会形成推進基本計画」を基に運用している。</p> <p>◆環境省は、「第二次循環型社会形成推進基本計画」に盛り込まれた事項に基づき、様々な関係者の協働による地域からの循環型社会づくりの道筋について、それぞれの情報・経験を共有し、今後の課題について意見交換会を行うことにより、今後の各種政策・活動指針に生かすことを目指している。</p> <p>◆環境省は、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン」を平成18年に公表し、(1)廃棄物の適正処理に必要な廃棄物情報の具体化・明確化、(2)廃棄物情報の信頼性を高める方法、(3)廃棄物の性状等の変動を踏まえた情報提供の方法について、方向性を示した。</p> <p>◆平成12年に、循環型社会形成推進基本法を制定し、同法15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため循環型社会の形成に関する基本的な計画「循環型社会形成推進基本計画」が平成15年に策定された(現在、第二次基本計画に基づき取組を推進中)。同法の下で、資源有効利用促進法により、再生利用の推進が図られていると同時に、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法が施行され、個別物品の特性に応じた規制がなされている。</p> <p>◆我が国における廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状として(平成20年度)、物質フローの3指標は平成12年度比で、資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)については約38%上昇、循環利用率(=循環利用量/循環利用量+天然資源等投入量)については約4.2%上昇、最終処分量(=廃棄物の埋立量)については約60%減少した。</p> <p>◆家電の不法投棄台数については、平成16年度以降、若干減少したものの、近年、また増加している。</p> <p>◆化学物質アドバイザー事務局が、同アドバイザー派遣に伴うコミュニケーションパッケージを準備している。</p> <p>◆「第二次循環基本計画」においては、毎年、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などの点検とともに、毎年度重点的ポイントを設定し、中央環境審議会において集中的な審議を行い、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告(閣議報告)することとなっている。第3回目の点検が、平成23年3月に実施され、その点検結果が4月に閣議報告された。</p> <p>◆環境・循環型社会・生物多様性白書で、廃棄物の発生、循環的な利用及び処分の現状、施策の進捗状況等を記載している。</p> <p>◆産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の会合において、リサイクル関連法令の施行状況についてとりまとめられた資料等が配布され、現状と課題、今後のあり方等について議論されている。</p> <p>◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、環境省から、ガイドラインやパンフレットが公表されている。</p> <p>◆中央環境審議会循環型社会計画部会では、平成23年12月に「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果(案)」を公表している。今回の点検は、23年度は第二次循環基本計画の制定から4年目であり、計画の見直しを行うにあたっての最終点検として位置付けられ、平成24年度中に計画の見直しを行うこととなっている。</p> <p>◆中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、平成24年1月「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)」を公表。今後、「使用済小型電気機械器具の再資源化の促進に関する法律案(仮称)」を3月に閣議決定し、平成26年4月の全面施行を目指し、国会へ提出予定となっている。</p> <p>◆経済産業省及び環境省は、平成20年より、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、全国が地域でモデル事業を実施している。</p> <p>◆エアゾール製品等業界、市町村及び関係省庁(経済産業省、環境省)は、廃エアゾール製品等の適正処理及びリサイクルを促進するための方策について検討・協議を行い、エアゾール製品等業界はエアゾール製品の充填物を容易に排出できる装置(中身排出機構)が装着されたエアゾール製品に転換を進める一方、市町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品等をゴミとして排出する際は、中身排出機構を利用して充填物を出し切るよう周知活動を実施している。</p> <p>◆廃棄物処理法の下、委託を受けて産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合には産業廃棄物の処理業の許可が必要であり、許可を取得するためには、申請者の能力が、廃棄物処理法第14条に規定する許可基準に適合していなくてはならない。申請者の能力の「知識及び技能」については、都道府県等は独自に「知識及び技能」について定め、多くの都道府県等は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター実施の講習会を受講し、修了証の交付を受けた者を当該「知識及び技能」を備えている者とみなしている。そのため、同センターは、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、当別管理産業廃棄物処分業の講習会を実施している。</p> <p>◆環境省は、PCB廃棄物の保管事業者及びPCB廃棄物の収集運搬業者が、関係法令に定められているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成16年)、「微量PCB汚染電気機器等収集・運搬ガイドライン」(平成21年)を制定した。公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を実施している。</p> <p>◆環境省が主催する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」の活動を拡大し、アジア各国のバーゼル条約担当官と税関職員、関係国際機関との対話促進や連携強化の取組を進めている。また、バーゼル法及び廃棄物処理法の適切な運用に向けて、事業者向け説明会の開催、個別輸出入案件に対する事前相談の実施、税関部局とバーゼル法及び廃棄物処理法担当部局とが連携した水際対策の強化等の取組を一体的に行い、執行体制の強化に努めている。</p> <p>◆我が国の主導により、3Rイニシアティブを推進するため、アジア3R推進会議が開催されている。</p> <p>◆環境省等により、中国等とエコタウンに関する協力が行われている。2国間協力については、中国に対して、「循環型経済推進プロジェクト」(平成20年10月～平成25年10月)、ベトナムに対して、「循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト」(平成18年11月～平成21年11月)を実施している。</p> <p>◆「新・ゴミゼロ国際化行動計画～3Rをプロジェクト循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画～」を平成20年に策定している。</p> <p>◆厚生労働省は、産業廃棄物処理業における労働災害の減少を図るための基盤整備事業の一環として、平成15年に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」、「安全衛生チェックリスト」を作成した(平成18年の労働安全衛生法等の改正を受け、全国産業廃棄物連合会安全衛生委員会において平成20年5月に改訂)。この他、労働安全衛生法の改正により、平成18年4月からリスクアセスメントの実施が各事業場の努力義務として導入され、厚生労働省では、これらの支援事業として、「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル」及び「リスクアセスメント推進研修用資料」を作成している。</p>	<p>・環境省循環型社会関連ホームページ http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html</p> <p>・環境省 地域からの循環型社会づくりに関する意見交換会 http://www.env.go.jp/recycle/circul/meet090128.html</p> <p>・環境省 廃棄物情報の提供に関するガイドライン http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html</p> <p>・公益財団法人全国産業廃棄物処理振興センターホームページ http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/index.html http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html</p> <p>・厚生労働省 産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規定及び解説 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzan/ ・平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusy/h22/pdf.html</p> <p>環境省 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検結果 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=17297&hou_id=13653</p> <p>http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14640</p> <p>・財団法人産業環境管理協会 サプライチェーン資源化連携促進事業 http://www.jemai.or.jp/sc/</p> <p>・環境省 産業廃棄物の不法投棄の現状 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14644</p> <p>・環境省 家電の不法投棄の現状 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18381&hou_id=14298</p> <p>・環境省 ポリ塩化ビフェニル(PCBU)廃棄物処理 http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html</p> <p>・中央環境審議会 小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申) http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19123&hou_id=14767</p> <p>・環境省 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6830</p> <p>http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/conf_ruca.html</p> <p>・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター http://www.jwnet.or.jp/workshop/</p> <p>http://www.jwnet.or.jp/workshop/index_pcb.shtml</p> <p>・環境省 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ2010 有害廃棄物の不法輸出入防止のための水際対策 日本プレゼンテーション資料 http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/AnnualWorkshops/2010_PDF/Session2/S2_04_Japan_Customs.pdf</p> <p>・環境省 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/About_Asian_Network/Background_Information.html</p> <p>・環境省 3Rイニシアティブ http://www.env.go.jp/recycle/3r/</p>
---	-----------	--	--

		<p>◆廃棄物の最小化と処分に関する国家の方針が参照されており、産業界では自主計画を定め実行している。一例として一般社団法人日本化学工業協会では、日本経団連環境自主行動計画に従いリサイクルの促進、廃棄物量の削減目標を定め取組を進めている。またこれらの情報について一般への情報公開も行っている。</p> <p>◆一部の製造業では、「化学物質管理指針」に則った運用がなされているものの、代替物質の特定・導入については、企業毎に個々に取り組まれている状況にあり、企業によって取組状況に差が見られる（PRTR制度届出事業所を対象に実施した代替に関するアンケート調査結果、22%が物質代替を実施（平成15年データ））。</p> <p>◆グリーン・サステナブル・ケミストリー（GSC）ネットワークは、日本におけるグリーン・サステナブル・ケミストリーの活動を効果的かつ強力に推進するために、化学系の学会・団体および国立研究所により、2000年3月に任意団体として設立された（2011年4月より、新化学技術推進協会の中で活動）。2001年度からグリーン・サステナブル・ケミストリー賞を発足させ、人と環境の健康・安全、持続可能な社会の実現に取り組んだ団体、個人に賞を授与している。</p> <p>◆産業界では、政府の方針を参照し、業界団体から小規模業者への情報提供、教育、保護の措置がなされている。</p> <p>◆産業界では、3Rに関して自主的な取組を推進している。</p> <p>◆投資、埋め立てや他の廃棄施設の化学物質問題に関して産業界は政府等と連携し測定や評価に関する技術開発を行っている。</p> <p>◆政府が主催しているアジア地域への国際協力において、専門家派遣に協力し、各国の状況に応じた対策を共同で推進している。</p> <p>◆廃棄物の不法な越境移動を防止、検出し、管理するための政府の方針を参照し、産業界として団体や企業ベースで不法投棄防止、越境移動の基本姿勢を示し実施している。</p> <p>◆一般社団法人日本自動車工業会は、製造工程からの廃棄物低減に取り組んでいる。</p> <p>◆一般社団法人日本自動車工業会は、自動車リサイクル法に基づきフロン類、エアバック類、シュレッダーダストの引き取りと、リサイクル・適正処理を実施している。また自動車リサイクル法の対象とならない「二輪車」や「商用車架装物」に関して自主的に取組を行っている。</p>	<p>・一般社団法人日本化学工業協会レスポシブル・ケア報告書（2011年度） http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/report/2011/2011-RC.pdf</p> <p>・環境省 化学物質管理指針 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html</p> <p>・環境省 中央環境審議会環境保健部会 化学物質環境対策小委員会第5回 資料10より安全な物質への代替について http://www.env.go.jp/council/05hoken/y055-05.html</p> <p>・社団法人新化学技術推進協会 GSCネットワーク http://www.gscn.net/search.html</p> <p>・塩ビ工業・環境協会 http://www.vec.gr.jp/lib/pdf/2006-2009.pdf</p> <p>・一般社団法人電池工業会 http://www.baj.or.jp/recycle/recycle07.html</p> <p>・クロロピクリン工業会 http://www.chloropicrin.jp/pd/haikibutsu.html</p> <p>・アスファルトルーフィング工業会 http://ark-j.org/tec/asbesto.html</p> <p>・一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会 http://www.sbra.or.jp/faq/index.html</p> <p>・リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局 http://www.3r-suishinkyogikai.jp/outline/membership.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 日化協の3Rへの取組 http://jacvam.jp/files/news/ws4_Kotachi.pdf</p> <p>・一般社団法人日本自動車工業会 自動車製造業における3Rの取組について http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/j/03/j03_3-3.pdf</p> <p>・日本石鹸洗剤工業会 容器包装と3R対策 http://jsda.org/w/02_anzen/index.html#3r</p> <p>・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 3RIに関する取り組み事例の紹介-特定事業者の取組み http://www.jcpra.or.jp/circle/three_r/index.html</p> <p>・一般財団法人家電製品協会 家電製品の環境配慮設計～3Rを中心として～ http://www.aeha.or.jp/project/environment/pdf/AEHA-ECD.pdf</p> <p>・環境省 産学官共同研究 http://www.env.go.jp/policy/report/h15-04/s-5.pdf</p> <p>・一般社団法人日本自動車工業会 環境レポート2011 http://www.jama.or.jp/eco/wrestle/eco_report/</p>
	<p>労働団体</p>	<p>◆政府及び産業界の方針を参照し、一部の労働団体は3R推進等、個別に自主行動計画を作成し実行している。</p> <p>◆政府及び産業界の方針を参照し、一部の労働団体は自主的に廃棄される化学物質の安全管理についての効果的で持続可能な情報、教育を実施している。</p> <p>◆一部の労働団体は政府及び産業界が推進している取組に参加している。一例として愛知県が進めている「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」に労働団体も会員として活動している。</p> <p>◆政府や産業界の取組が参照されており、また一部の労働団体は、ゴミゼロ国際化行動計画等の政策に関する環境基本計画の策定において、総合政策部会に加わり提言等を行っている。</p> <p>◆政府や産業界の取組が参照されており、また一部の労働団体は、廃棄物に関する自主的な取組や、政府主催の議論の場に参加し提言等を行っている。</p>	<p>・環境省 中央環境審議会 総合政策部会 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/ei/about_ei.pdf</p> <p>http://www.env.go.jp/council/02policy/yoshi02.html</p> <p>http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/thirdplan02_history_detail.html</p> <p>・経済産業省 化学物質審議会安全対策部会 http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g90723cj.html</p> <p>・環境省 パーゼル条約に基づく有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱に関する検討結果報告 http://www.env.go.jp/council/03haiki/y0312-05/mat02.pdf</p> <p>・愛知県 ごみゼロ社会推進あいち県民会議 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/530kaigi.html</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/kaiinitiran.pdf</p>
	<p>NGO/NPO</p>	<p>◆化学物質問題市民研究会、財団法人世界自然保護基金ジャパンらの環境NGOは、廃棄物やe-waste、パーゼル条約等に関する情報提供や勉強会の開催、企業への適正管理を呼びかけるなどの取組を実施している。</p>	<p>・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/kokunai/kokunai_master.html</p>

<p>17. 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定</p> <p>74. 大規模な工場事故を防止し、化学物質に係るあらゆる事故と自然災害について緊急事態の備えと対応にあたる国家的・国際的統合システムを開発すべき</p> <p>75. 化学事故の被害を受けた国々からの要求に応じため、国際的なメカニズムの開発を奨励すべき</p> <p>76. 化学物質によって起こる中毒や病気の発生を最少化すべき</p> <p>77. たとえば毒性、化学物質の特性、構造、用途や機能などのタイプの分類を含む、調和したデータの国家レベルの収集にあたるべき</p> <p>78. 化学物質の集中製造工場の操業における、有害性物質や製品の環境上の適正な管理を含む安全対策の適用時の格差に対処すべき</p> <p>79. 起こりうる破壊行為 (sabotage) に備えた、化学工場の計画、配置、装備をすべき</p> <p>237. 中毒管理センターが、毒性学的情報やアドバイスを提供するために設立強化され、適切な臨床的、分析的、毒性学的施設が、各国の認識される必要性と入手可能な資源に応じて開発されるべき。</p>	<p>政府</p> <p>◆文部科学省の科学技術振興調整費により、平成21年度、「科学技術連携施設群の効果的・効率的な推進(事業者の化学物質リスク自主管理の情報基盤)」の一環として、事故事例を含む情報プラットフォームの構築のための研究がなされた。</p> <p>◆平成19年度には、「化学災害対応設備技術開発支援事業」を実施し、企業や大学が有する危機管理に活用可能な技術シーズとユーザーである危機管理関連省庁が有する運用ニーズとのマッチングを図り、テロ・災害等に適切に対応できる技術及び設備の整備を推進した。</p> <p>◆1986年厚生大臣の設立許可を得て公益財団法人日本中毒情報センターを設立。同センターは化学物質等の成分によって起こる急性中毒について、広く一般国民に対する啓発、情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的としており、中毒情報の問い合わせに対する回答を行っている。</p> <p>◆公益財団法人日本中毒情報センターは、化学テロ・化学災害対応体制として、化学テロ・化学災害対策要綱を策定し、化学テロ・化学災害対応体制(概要)(平成24年4月改訂版)を公表した。また、化学災害や化学テロが発生した際、避難所や医療機関を受診した患者に対して使用するスクリーニング問診票や診療記録等に関する資料をホームページで公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、医療機関等から収集した家庭用品に係る健康被害情報等を活用し、パンフレット等による事故防止の指導や啓発に努めている。</p> <p>◆厚生労働省は、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、特定の化学物質が原因であることが推定されたものについて、速やかに公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、特定化学物質障害防止規則等労働安全衛生法関係法令において、化学物質を取り扱うことによる爆発等の危険及び中毒等の健康障害を防止するための規定を設けるとともに、事業場に対する監督指導によりその履行確保を図っている。また、化学物質を起因物とする爆発や中等の災害が発生した場合、事業者が所轄労働基準監督署長への報告を義務付けるとともに、重大な災害についてはその原因究明のための調査を行い、再発防止のため、所要の指導等を行っている。</p> <p>◆経済産業省は、化学テロや化学プラントでの人為的災害に対応するため、従来なされていなかった企業・大学等(シーズ)と危機管理関連省庁(ニーズ)との連携を実施することにより、危機管理分野への我が国企業・大学等における技術力の活用を目指し、パートナーシップ構築のための検討委員会を設置し(平成18年度「化学剤による特殊災害に対応するための装備等に関する検討委員会」)、化学剤を用いたテロや、化学プラントの人為的な爆発などによる化学剤漏出に対応すべく、国内外において対策に用いられる装備等に係る検討を行った。また、平成19年度には、「化学災害対応設備技術開発支援事業」を実施し、企業や大学が有する危機管理に活用可能な技術シーズとユーザーである危機管理関連省庁が有する運用ニーズとのマッチングを図り、テロ・災害等に適切に対応できる技術及び設備の整備を推進した。</p>	<p>◆国立大学法人横浜国立大学 事業者の化学物質リスク自主管理の情報基盤 http://www.anshin.ynu.ac.jp/renkei/infoplat/hazard_zikozirei.html http://www.anshin.ynu.ac.jp/renkei/chemical/H21-3.pdf</p> <p>◆経済産業省 平成19年度化学プラント危機管理体制構築事業報告書 ◆経済産業省 化学兵器・麻薬原料等規制等対策室 http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/main/siryou/seisaku19_04.pdf</p> <p>◆内閣府 社会基盤分野の取組状況の取組状況-社会基盤PT(第4回)説明資料 http://www8.cao.go.jp/cstp/project/bunyabetu2006/syakai/4kai/siryou4-2-keisansho.pdf</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2965</p> <p>◆公益財団法人日本中毒情報センター http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf</p> <p>◆厚生労働省 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html</p> <p>◆厚生労働省 家庭用品による製品事故事例 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html</p>
<p>産業界</p>	<p>◆一般社団法人日本化学工業協会は、レスポンシブル・ケアコードの1つとして「保安防災コード」を策定・公表している。</p> <p>◆中毒に関し啓発するとともに、その症状と治療法に関し、医療従事者への情報提供を行っている。</p> <p>◆国連が勧告・公表したGHSを参照するとともに、政府への情報提供を行っている。雇用者、被雇用、一般市民が無料で化学物質の情報が容易に入手可能となる体制を構築している。</p> <p>◆ケムデータでは、政府や政府間組織(IGO)からの情報も参照した化学物質の検索が可能で、CAS番号、化学物質審査規制法番号、安衛法番号、分子式、和文名称(別名)、英文名称(別名)のデータと関連する企業一覧が表示される。企業は「製造企業」「取扱企業」「輸入業者」「輸出業者」に分類され、さらに開発ステージと用途による絞込みが可能であり、企業名をクリックすると連絡先や詳細な情報が表示される。</p> <p>◆化学物質の集中製造工場の操業における有害性物質や製品の環境上の適正な管理に関しては、GHSの導入や高圧ガス規格委員会に産業界として参加しており、事故防止等を含む安全対策に努めている。</p> <p>◆産業界では、化学工場で起こりうる破壊行為に対する政府の方針を遵守し、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合を含む対処としてBCP等の統合的なシステムを各企業が自主的に策定し、実施している。</p> <p>◆産業界は各分野の中毒について一般に啓発するとともに、その症状と治療法に関し、一般への情報提供を行っている。</p>	<p>◆一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/info/pdf/rc_code03.pdf http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054 http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html</p> <p>◆有限会社化学品イー・データ開発 ケムデータ http://jp.chem-edata.com/chemical_search.php</p> <p>◆経済産業省 中小企業庁 BCP(事業継続計画)とは http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_01_1.html</p>
<p>労働団体</p>		
<p>NGO/NPO</p>	<p>◆政府及び産業界が提供している関連情報を参照している。また、化学物質やその環境リスクについて、小・中・高校生やその分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を収集し、データベース化している。</p>	<p>◆化学物質と環境に関する学習関連資料データベース http://ceis.sppd.ne.jp/risk2/index.htm</p>

<p>18. 研究、モニタリングとデータ</p> <p>80. 社会経済的影響と、化学物質の人の健康と環境への慢性的複合的影響を含む、ばく露と影響を評価するための、目標を定めたリスク評価の取組を開発し、確立すべき</p> <p>81. 属性の異なる人々(例えば子供たちや女性)が異なる感受性と(または)ばく露をもつかどうかを、化学物質ごとに優先順位を付けて評価すべき</p> <p>82. 環境中や生体中において重大な懸念を伴う化学物質をモニターするために、信頼性があり、安価で実用的な分析技術を開発し、その妥当性を証明し、共有すべき。環境中の優先度の高い汚染物質の個々の数値のレベルを評価し、モニターするための目標を定めたプロセスを開発すべき</p> <p>83. 持続可能性を推進する革新、研究、開発、訓練と教育を強化し加速するために科学的知識を開発すべき</p> <p>84. よりエネルギー効率が良く、より資源を消費せず、汚染が少ない技術や代替物質に関する研究を推進すべき</p> <p>85. リスク評価の特徴付けやコミュニケーションを支援する必要がある。正当な懸念の余地がある化学物質の使用パターンについて、データを収集すべき</p> <p>86. より開発途上の国々出身の研究者がリスク削減に関する情報開発に参加できるようなメカニズムを計画すべき</p> <p>87. 科学的知識の格差を解消すべき(例えば、内分泌かく乱物質に関する理解について)</p>	<p>政府</p>	<p>◆環境省は、平成22年7月に策定した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—」に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用に関連する基礎的な研究を進めているほか、試験・評価手法の確立を進め、化学物質の内分泌かく乱作用が水生生物に及ぼす影響の評価を行っている。</p> <p>◆環境省は、子どもたちの成長・発達に影響を与える環境要因を明らかにするために、平成23年1月から、全国15地域、10万組の子どもたちとその両親に参加をもちょうエコチル調査を開始した。また、関係省庁(厚生労働省、文部科学省)だけでなく、WHO等の国際機関と連携をとっている。調査研究期間は、リクルート期間(3年間)と追跡期間(13年間)として、平成23年1月から平成39年までを予定している。</p> <p>◆環境研究・技術開発について、中長期のあるべき姿を眺みながら、中期的に取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推進方策について提示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(環境省、平成22年)の重点課題「健全な水・大気の循環」において、環境計測・分析・汚染対策技術の強化・最適化が掲げられている。平成23年7月に実施されたフォローアップでは、この課題に対して、環境省が中心となり、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や科学技術振興機構など様々な府省、機関で研究が実施された。具体的には、水環境、大気、土壌などの環境で、様々な対象について計測分析の研究技術開発等が実施されている。</p> <p>◆環境省は、昭和49年から、化学物質環境実態調査(化学物質エコ調査)を毎年実施している。化学物質エコ調査では、化学物質によって分析法が異なるため、分析法を開発しながら進められ、これまでに700件以上の分析法が確立された。</p> <p>◆環境省は、個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、または不明であるが環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として300物質群を選定し、「要調査項目等調査」を実施している。要調査項目の調査は、微量測定を要求され、高度な測定技術等が必要であり、平成11年12月以降、順次検討が進められ、測定方法の詳細についての標準化のため「要調査項目等調査マニュアル」が策定・公表されている。</p> <p>◆環境省では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略の実施方針」の下、化学物質のばく露と影響の評価のための研究が、総論としては概ね着実に実施されてきている。</p> <p>◆経済産業省は、2030年に向けた大幅なエネルギー消費効率の改善を目指した新・国家エネルギー戦略(平成18年5月)に基づき、長期的視点に立った革新的な省エネルギー技術開発の推進を図るため、省エネルギー技術戦略2007を策定し、順次改定を行っている。その他、中小企業を含むサプライチェーン企業チームを対象として、生産工程ごとに「ムダの見える化」を行い、ものづくりの現場におけるリデュース対策(資源投入量の抑制等)と環境配慮設計の導入を支援する「サプライチェーン省資源化連携促進事業」を実施している。</p> <p>◆経済産業省が策定した「技術戦略マップ2010」の環境・化学物質総合評価管理分野では、リスク削減の研究開発として、代替物質・代替プロセス技術の開発が挙げられている。</p> <p>◆物質代替については、「化学物質管理指針」において、化学物質の使用の合理化対策として、代替物質の使用及び代替技術の導入が促されている。</p> <p>◆環境省は、大気、水等の各環境メディアに対して、環境モニタリングを実施している。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法の規定に基づき、経済産業省及び環境省は、届出外排出量を算出(推計)し、届け出られた排出量の集計結果と併せて公表している(届出外排出量:農薬、接着剤、塗料、漁網防汚剤、洗浄剤・化粧品等、防虫剤・消臭剤、汎用エンジン、たばこの煙、自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機、水道等)。</p> <p>◆環境省は、アジア諸国に対する行政官・専門家の派遣、ワークショップ等を通じ、石綿に関する日本の知見や技術の共有化、アジア諸国における石綿問題の現状と今後に対する情報交換を促進することを目的として、アジア諸国における石綿対策技術支援を実施している。</p> <p>◆環境省は、化学物質に関する科学的知見の充実及び環境リスク評価の推進事業を展開する中で、化学物質の環境リスク初期評価の一環として内分泌かく乱物質に関する基本データを公開している。</p> <p>◆厚生労働省は、内分泌かく乱性を検討する必要がある数万種の対象化学物質について、ホルモン活性に焦点を置いたスクリーニング手法の開発と確立を進め、これにより、詳細試験(有害性の有無を確定するための試験)に資する優先リストの作成を進めると同時に、詳細試験の開発を並行して行うため、各試験の開発研究を実施している。</p> <p>◆厚生労働科学研究では、WSSD2020年目標の達成に向けて、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究、化学物質の子どもへの影響評価に関する研究及びナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究を採択している。</p> <p>◆経済産業省は、2010年11月に開催された日ASEAN首脳会合において、「アジア・サステナブル・ケミカル・セーフティー構想」を提唱した。アジア各国のWSSD目標達成支援及びアジアワイドに広がる我が国のサプライチェーンにおける化学物質管理の相互調和を目的として、ERIAにおける研究や有害性情報や制度情報を共有するデータセンター構築、リスク評価手法の制度構築に向けた人材育成支援事業などを推進している。</p>	<p>・環境省 化学物質の内分泌かく乱作用 http://www.env.go.jp/chemi/end/index.html</p> <p>・環境省 エコチル調査に関するホームページ http://www.env.go.jp/chemi/ceh/</p> <p>・環境省 環境研究・環境技術開発の推進について http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html</p> <p>・環境省 化学物質エコ調査ってどんな調査 http://www.env.go.jp/chemi/anzen/ecochousa_h22/full.pdf</p> <p>・環境省 環境研究・環境技術開発の推進戦略平成23年度フォローアップ結果 http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu/23fu_2307g.pdf</p> <p>・環境省 化学物質管理指針 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html</p> <p>・環境省 中央環境審議会環境保健部会 化学物質環境対策小委員会第5回 資料10より安全な物質への代替について http://www.env.go.jp/council/05hoken/y055-05.html</p> <p>・環境省 http://www.env.go.jp/air/</p> <p>・環境省 環境モニタリングの基準制定について http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6132</p> <p>・環境省 PRTRインフォメーション http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html</p> <p>・環境省 平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf/full.pdf</p> <p>・環境省 アジア諸国における石綿対策支援業務 http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/pdf/ishiwata_j.pdf</p> <p>・厚生労働省 研究事業 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/</p> <p>・厚生労働省 厚生労働科学研究成果データベース http://mhlw-grants.niph.go.jp/</p> <p>・厚生労働省 内分泌かく乱化学物質ホームページ http://www.nihs.go.jp/edc/torikumi/index.htm</p> <p>・経済産業省 アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティープラン http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ascp.html</p>
--	-----------	---	--

	<p>◆政府が募集しているエコテール調査企業サポーターに産業界も参加し取り組んでいる。</p> <p>◆環境測定及びサブライフェーションにおける有害物質管理に関して、機器分析の高機能化と簡易化に関する技術開発が進められてきた。バイオテクノロジーを利用した計測・分析技術に関しては、レポータージーンアッセイ法等によるダイオキシン類の分析等が一部の分野で実用化されている。ナノ材料を活用したセンサー類の開発も進められている。計測・分析技術の高度化、高機能化に関しては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質の追加等により定期的監視すべき化学物質数が増加する流れの中で、より網羅的、包括的かつ迅速、安価な分析手法へのニーズが高まっている。</p> <p>◆化学系の学会・団体および国立研究所により、2000年3月に任意団体としてグリーン・サスティナブル・ケミストリー(GSC)ネットワークを設立、エネルギー効率が高い、汚染が少ない技術や代替物質に関する研究を推進している。</p> <p>◆国連が勧告・公表したGHSを参照するとともに、政府への情報提供を行っている。雇用者、被雇用、一般市民が無料で化学物質の情報を容易に入手できる体制を構築している。</p> <p>◆ケムエデータでは、政府や政府間組織(IGO)からの情報も参照した化学物質の検索が可能で、CAS番号、化学物質審査規制法番号、安衛法番号、分子式、和文名称(別名)、英文名称(別名)のデータと関連する企業一覧が表示される。企業は「製造企業」「取扱企業」「輸入業者」「輸出業者」に分類されており、さらに開発ステージと用途による絞り込みが可能であり、企業名をクリックすると連絡先や詳細な情報が表示される。</p> <p>◆政府が主催しているASEAN化学産業従事者セミナー、ASEAN化学産業への専門家派遣に産業界も参加しており、アジアの状況に応じた化学物質管理、リスク評価手法整備を共同で推進している。</p> <p>◆ビスフェノールA安全性研究会は、ビスフェノールAの内分泌かく乱問題に関して、科学的事実の調査と対策の検討のために国内メーカー5社(現在は4社)により1997年に設立された団体当該研究会では、ビスフェノールAの内分泌かく乱化学物質問題(環境ホルモン問題)に関し、安全性調査・研究活動と幅広い情報提供に取り組んでいる。1998年から国内のユーザーであるポリカーボネート樹脂業界及びエポキシ樹脂業界とも連絡会を立ち上げ、連携を強化している。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会では、取組の1つとして、子どもたちに化学の楽しさ、化学業界に対する理解を深めてもらうという目的で、公益財団法人日本化学会、公益社団法人化学工学会、社団法人新化学技術推進協会及び一般社団法人日本化学工業協会の4つの団体で「夢・化学-21」委員会を作り、子供達向けに実務教育を開催している。</p> <p>◆日本石鹼洗剤工業会では、ホームページ上での安全やリスクに関する情報提供や、情報誌「CLEAN AGE」の発行、一般消費者向けのパンフレットの発行、マスコミや消費者団体向けのセミナーなどを実施している。</p>	<p>・環境省 エコテール調査企業・団体サポーターの募集 http://www.env.go.jp/chemi/ceh/partner/index.html</p> <p>・環境省 環境研究・環境技術開発の推進について http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html</p> <p>・環境省 環境研究・環境技術開発の推進戦略平成23年度フォローアップ結果 http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu/23fu_2307a.pdf</p> <p>・社団法人新化学技術推進協会 GSCネットワーク http://www.gscn.net/r&d/RandDletter.html</p> <p>http://www.gscn.net/search.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054</p> <p>http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html</p> <p>・神奈川県 化学物質安全情報提供システム http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/</p> <p>・有限会社化学品イー・データ開発 ケムエデータ http://jp.chem-edata.com/chemical_search.php</p> <p>・財団法人海外貿易開発協会 http://www.jodc.or.jp/index2.html</p> <p>・ビスフェノールA安全性研究会 http://www.bisphenol-a.gr.jp/menu12.html</p> <p>・日本石鹼洗剤工業会 http://jsda.org/w/02/anzen/3kankyo_8.htm</p>
労働団体		
NGO/NPO	<p>◆脆弱な集団に対する対策の必要性や支援を訴えている。環境中の有害物質の脅威に関し、妊婦及び子どもの特性を考えその健康を守るために、安全基準を制定するよう提言をしている。</p> <p>◆政府及び産業界が行っている情報提供を参照している。また、化学物質やその環境リスクについて、小・中・高校生やその分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を収集し、データベース化している。</p> <p>◆一部のNGOは、内分泌かく乱物質に関する理解について科学的知識の格差を解消するため、産業界及び一般国民に対して講師派遣を含む相談支援を行うとともに、シンポジウムの開催、講演会、学習会の開催、ニュースレターの発行等を行っている。</p> <p>◆一部のNGOは、国内で、Chemsec(スウェーデンNGO)が高懸念物質対象候補をリストアップした開発途上国の研究者も参照できる情報システムであるSIN Listの普及啓発を行っている(現在はSIN List2.0が2011年5月に公表)。</p>	<p>・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/200306kodomo.pdf</p> <p>・化学物質と環境に関する学習関連資料データベース http://ceis.sppd.ne.jp/risk2/index.htm</p> <p>・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.org/?page_id=1115</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/activity/</p> <p>http://toxwatch.net/prtr/</p> <p>・SIN List 2.0 http://www.chemsec.org/list/sin-list-20</p> <p>http://www.chemsec.org/images/stories/2011/chemsec/Press_release_SIN_2.0_launch_2.pdf</p>
19. 有害性データの生成と入手可能性	<p>88. 新たな科学的データの収集と編集、利用を目的とする活動を促進するためのパートナーシップを推進すべき</p> <p>89. 実質的または顕著なばく露への最も大きな危険性をもつ化学物質に関する有害性情報に優先順位をつけながら、市場にあるすべての化学物質の固有の有害性を詳述する情報を収集し、共有すべき</p> <p>90. 高生産量でない化学物質について、データ収集の国家的な優先順位付けをすべき</p> <p>91. IPCSの健康と安全に関するカード(国際化学物質安全カード、またはICSC)を活用すべき</p> <p>92. 産業界が他の関係者と協力、調整し、既存の約束では対処されていない高生産量の化学物質について、有害性情報を収集するための時間枠の設定に合意すべき</p> <p>93. 有害性情報の収集と評価に係る、行政及び化学物質の製造・輸入企業と供給事業者それぞれの役割、責務と説明責任に関して一般的な応用可能なガイドラインの確立を推進すべき</p> <p>94. 有害性情報に対するデータ様式をさらに調和させるべき</p>	<p>◆WSSD2020年目標に向けて、包括的な化学物質の管理を行うため、平成21年に化学物質審査規制法を改正し、平成23年度より既存化学物質を含めた一般化学物質等について製造・輸入数量等の届出対象としており、届出によって把握した製造・輸入数量及び有害性に関する既存の知見等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う物質を優先評価化学物質として絞り込んだ上で、順次リスク評価を実施している。</p> <p>◆平成4年から開始されたOECDの高生産量化学物質プログラムへ参加している。また、2005年(平成17年)6月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標としてJapanチャレンジプログラムを進めてきた。2011年(平成23年)4月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量1トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成24年度末で終了するとともに、平成25年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、Japanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。</p> <p>◆独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステム(化学物質総合情報提供システム(CHRIP))を構築している。このシステムでは、各法規制対象物質や各機関の評価物質等を一覧表示することができる。また、厚労省、経産省及び環境省は化学物質審査規制法データベース(J-check)により、化学物質の安全性情報を広く国民に提供している。</p> <p>◆厚生労働省は、既存化学物質毒性データベースを公表している。</p> <p>◆国際化学物質安全性計画(IPCS)の日本担当機関(PI)である国立医薬品食品衛生研究所が、ICSC英語原案の作成に携わると同時に、IPCSの許可を得て、ICSCを日本語に翻訳し、物質名、ICSC番号、CAS番号から、検索可能なデータベースをホームページで公表している。</p> <p>◆労働安全衛生法では、GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質及びそれを含有する混合物を譲渡・提供する場合、譲渡・提供する者(製造事業者、輸入事業者、販売事業者等)に、危険有害性情報の表示及び通知(M)SDSを義務又は努力義務として課している。また、表示事項及び通知事項について法令に規定しているが、これらはGHSに準拠した表示又は通知(M)SDSとすることにより満たされるものである。</p> <p>・経済産業省 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム 第6回プログラム推進委員会 参考資料8 平成22年3月 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/challenge/iinkai_challenge/6/ss-8.pdf</p> <p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html</p> <p>・厚生労働省 既存化学物質毒性データベース http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp</p> <p>・経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei.html</p> <p>・国立医薬品食品衛生研究所 国際化学物質安全性カード http://www.nihs.go.jp/ICSC/</p> <p>・経済産業省 GHSホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver3_download.html</p> <p>・厚生労働省 GHS対応ラベルおよびSDSの作成マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/GHSmanual.pdf</p> <p>http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/ghs/pamp.pdf</p> <p>・厚生労働省 今後の化学物質管理政策に関する検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000aiuu.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukjun/anzeneisei03.html</p> <p>・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</p>

<p>95. 高生産量でない化学物質に対して、スクリーニング情報の必要性に対処する段階的な取組への勧告を実施すべき</p> <p>96. 必ずしも生産量に基づかない、例えば重大なばく露のある化学物質を優先させるなどの可能な取組を明確にすべき</p> <p>97. 個々の駆除剤が、使用される地域や国内において予期される条件のもと、その効力、動態、運命、有害性とリスクについて完全に評価できるような、公認された手続きと試験方法で試験されていることを確認すべき</p>	<p>産業界</p>	<p>◆一般社団法人日本化学工業協会では、ICCA(国際化学工業協会協議会)の国際的な化学品管理戦略GPS(Global Product Strategy)に基づき、自ら化学物質の科学的なリスク評価及び適切なリスク管理を行い、その結果をサプライチェーン及び社会一般に公開する取組、JIPS(Japan Initiative of Product Stewardship)を実施している。また、国際化学工業協会協議会(ICCA)の下、1998年より日米欧の化学産業界が協力して進めている「ヒトの健康や環境に及ぼす化学物質の影響」に関する長期的な自主研究LRI(Long-range Research Initiative)に参加し、化学物質の影響に関する科学的知見の充実のための試験法やスクリーニング手段の開発等の活動に取り組んでいる。内分泌かく乱物質や化学物質過敏症など、社会的関心が高く、その作用メカニズムが未解明な問題については、本事業を通じて共同での試験の実施・調査研究活動が行われている。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会では、参加企業の協力を得て、化学製品データベースを公開している。製品名、CAS番号等で検索が可能で、製品中の主な化学物質及びその危険有害性の分類が表示されている。</p> <p>◆産業界では高生産量でない化学物質(例えば、化学物質審査規制法低生産量・少量新規の化学物質)のデータ収集について政府の方針を遵守している。また、業界団体では今後の技術開発に対応する新規化学物質の適切な評価、データ収集を自主的に進めている。</p> <p>◆政府のGHS実施に関する方針を参照し、産業界で自主的管理を行い、調和したデータ形式での運用を促進している。</p> <p>◆国際化学工業協会協議会(ICCA)のGPS活動推進のために企業におけるリスクベースの化学品管理を強化する自主的な取り組み(JIPS)を支援する活動を行っている。</p> <p>◆産業界では農薬取締法など政府の関連法令を遵守し、公認された手続きを経た駆除剤の提供、試験法を推進している。</p> <p>◆農業分野以外の駆除剤の一例として、社団法人日本しろあり対策協会は、防蟻・防腐薬剤あるいは工法・材料などの認定・登録制を1961年から順次実施している。土壌処理剤や木部に用いる予防駆除剤などについては、建設省許可団体である社団法人日本しろあり対策協会、農林水産省許可団体である公益社団法人日本木材保存協会、日本木材保存剤工業会、消費者及び学識経験者によって構成される日本木材保存剤審査機関で、効力、安全性、環境への負荷、使用法、使用後の廃棄方法などを総合的に検討した結果に基づき、当協会の薬剤等認定委員会が認定・登録・更新がなされている。</p>	<p>・一般社団法人日本化学工業協会 LRI http://www.j-lri.org/about/index.php</p> <p>・社団法人日本バルブ工業会 http://www.j-valve.or.jp/valve-faucet/env-info/c040722.html</p> <p>・日本工具工業会 http://www.kouguko.com/05_01_02.html</p> <p>・アーティクルマネジメント推進協議会 http://www.jamp-info.com/msds</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/upload/2959_4241.pdf</p> <p>http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054</p> <p>http://www.nikkakyo.org/documentdetails.php3?category_id=270&document_id=1829</p> <p>http://www.nikkakyo.org/upload/3251_4798.pdf</p> <p>・社団法人日本塗料工業会 http://www.toryo.or.jp/jp/anzen/index.html</p> <p>・日本石鹼洗剤工業会 http://jsda.org/w/01_katud/ghs_01.html</p> <p>・可塑剤工業会 http://www.kasozai.gr.jp/msds</p> <p>・農薬工業会 http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_22.html</p> <p>・社団法人日本しろあり対策協会 http://www.hakutaikyo.or.jp/ninteil.html</p>
	<p>労働団体</p>	<p>◆GHS、LRI、レスポンシブル・ケア活動など政府や産業界の新たな科学的データの収集と利用を目的とする活動を促進するためのパートナーシップに参加している。</p> <p>◆化学物質についてのデータ収集の優先順位付けに関して、政府や産業界の議論に参加している。</p> <p>◆政府及び産業界の方針を遵守しており、GHSの実施に参加している。</p> <p>◆政府及び産業界の取り組みを参照し、労働安全衛生法に基づく表示及び(M)SDSIについて、GHS国連勧告等を踏まえ、発がん性等の有害性のみならず、引火性等の危険性をも対象とするとともに、化学物質の危険性及び有害性を容易に認識できる絵表示を導入すること等必要な対応を図ることを推奨している。また、事業場内で取り扱う容器等への表示についても同様の対応を図ることを求めている。</p>	<p>・厚生労働省 化学物質のリスク評価に係る規格検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002a8rw-att/2r9852000002a8x5.pdf</p> <p>・日本労働組合総連合会 職場における労働者の健康確保のための化学物質管理 http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/roudouanzen/data/04_a.pdf</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンシブル・ケア検証制度の概要 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/info/pdf/gaiyo.pdf</p> <p>・日本労働組合総連合会 安全衛生分科会「今後の労働安全衛生対策について(報告)」 http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/roudouanzen/data/s_hokoku.pdf</p>
	<p>NGO/NPO</p>	<p>◆エコケミストリー研究会は、POPs対策のための研究、リスクアセスメント、リスクコミュニケーション、リスクマネジメント等を促進することを目的とした日本POPsネットワークの事務局としても活動を行っており、研究機関、大学組織とのネットワークを構築している。</p> <p>◆エコケミストリー研究会は、PRTRデータを基に、平成18年、都道府県別や市区町村別に、化学物質の環境への排出量(農業は使用量)などについての情報を全国統一した形で、各化学物質の毒性を考慮して加工した情報(化学物質のリスク情報と環境管理参考濃度など)をホームページで公表している。</p> <p>◆高生産量でない化学物質についてのデータ収集について政府の方針を参照し、また個別関心事項について提言を行っている。</p> <p>◆政府及び産業界の方針を参照しており、独自にICSCに関する普及啓発を行っている。</p> <p>◆政府と産業界の各役割と責任について把握しており、GHSに関する消費者の視点から見た提言を行っている。</p> <p>◆駆除剤に関する政府及び産業界の推進している低リスクかつ安全な駆除剤に関する情報を参照し、個別関心事項について意見提示や企業及び関係機関に対し提言を行っている。</p>	<p>・エコケミストリー研究会 日本POPsネットワーク http://www.ecochemijp/pops_net/index.html</p> <p>・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/PRTR.html</p> <p>・厚生労働省 厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会に対する意見(日本化学エネルギー産業労働組合連合会、全国化学労働組合総連合会)「スクリーニング評価の結果として～」 http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/dl/p1222-2c.pdf</p> <p>・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/link/link_master.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kaigi09/shiryo.html</p> <p>・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.org/?page_id=64</p>

<p>20. 産業界の参加と責務の強化</p> <p>98. 産業界が既存のイニシアチブをもとに、新規の科学をベースとする知識を収集することを促すべき</p> <p>189. 自主的なイニシアチブを促進すべき(例:レスポンスフル・ケア、FAOの行動規範)</p> <p>190. 単にリスクへの対応が最もできない人たちにリスクを移転するのではなく、すべてのために人と環境のリスクを削減する方策の策定を通して、すべての製品の安全な製造と使用のための企業の社会的責任を推進すべき</p> <p>191. プロダクトチェーンを通して、化学物質管理の革新的継続的改善を推進すべき</p> <p>192. 産業界にPRTRとクリーナープロダクション手法の採用を推進すべき</p>		<p>◆平成4年から開始されたOECDの高生産量化学物質プログラムへ参加している。また、2005年(平成17年)6月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標としてJapanチャレンジプログラムを進めてきた。2011年(平成23年)4月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量1トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成24年度末で終了するとともに、平成25年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、Japanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。</p> <p>◆中央環境審議会循環型社会計画部会では、平成23年12月に「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果(案)」を公表したところ。平成23年度は第二次循環基本計画の制定から4年目であり、今回の点検は、計画の見直しを行うにあたっての最終点検として位置付けられ、平成24年度中に計画の見直しを行うこととなっている。</p> <p>◆中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、平成24年1月「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)」を公表。同年3月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」を閣議決定し、国会へ提出。</p> <p>◆環境省は、「PRTR対象化学物質の排出削減に向けた取組事例集」を公表している(平成17年8月)。また、化学物質排出把握管理促進法施行後7年の見直しに当たり、化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会を設置し、平成18年9月に「化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について」を取りまとめた。この参考資料において、「PRTRデータの活用事例」を紹介している。</p> <p>◆環境省は、平成23年3月から、化学物質排出把握管理促進法に定める化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)に基づいて事業者から届け出られた化学物質の排出量・移動量等のデータ(PRTRデータ)を、インターネット地図上に視覚的に分かりやすく表示し、検索・閲覧できるようにした「PRTRデータ地図上表示システム」をホームページ上で公開している。</p> <p>◆環境省は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づき、ダイオキシン類等非意図的生成物の削減対策を推進するため、我が国における利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)の利用の促進を図るとともに、「BAT/BEP指針」の改訂に向けて我が国からの情報提供を進めている。</p> <p>◆産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会は、製品ごとの3Rシステムの高度化を図るために必要な措置を検討するために、本小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキング・グループを設置した。同ワーキング・グループの検討結果(「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて」平成17年8月)を受け、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に指定されている製品のうち、パーソナルコンピュータ等の製品については、これらの製品を自ら輸入して販売する事業者を指定省資源化事業者及び指定再利用促進事業者に追加するために、同法施行令等を改正した。また、指定再利用促進製品に係るパーソナルコンピュータ等の各製品については、再生資源の利用を一層促進するため、製品に含有されることにより再生資源の品質低下やリサイクル工程を阻害するおそれのある物質の管理を行うこと、表示等による情報提供を行うこと等の取組を追加するために、同法に基づく判断基準省令等を改正した。</p>	<p>・環境省 Japanチャレンジプログラム http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/jchallenge/index.html</p> <p>・環境省 報道発表資料:第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果(案) http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14640</p> <p>・環境省 中央環境審議会 「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)」 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19123&hou_id=14767</p> <p>・環境省 PRTR対象化学物質の排出削減に向けた取組事例集 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/jireisyu/jireisyu.html</p> <p>・環境省 化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai.html</p> <p>・経済産業省 産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会配布資料 http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/a.html http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/a/14/hairi14_05-1.pdf</p> <p>・経済産業省 化学物質排出把握管理促進法 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</p> <p>・経済産業省 事業者による化学物質の自主管理の取組事例集 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/torikumi.pdf</p>
	政府	<p>◆経済産業省では、平成22年10月に「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」を公表した。また、毎年事業者向けに化学物質管理セミナーキャラバンを開催し、事業者によるPRTRデータの活用事例や排出量削減に向けた取組などを紹介している。</p> <p>◆独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)では、PRTRデータ活用に向けた取組として、PRTRマップ、リスク評価体験ツールなどを公開している。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会では、2002年の環境サミットによる合意を踏まえ、新たな化学物質管理の自主活動、「JIPS:Japan Initiative of Product stewardship」を2009年より開始した。また、国際化学工業協会協議会(ICCA)の下、1998年より日米欧の化学産業界が協力して進めている「ヒトの健康と環境に及ぼす化学物質の影響」に関する長期的な自主研究LRI(Long-range Research Initiative)に参加し、化学物質の影響に関する科学的知見の充実のための試験法やスクリーニング手段の開発等の活動に取り組んでいる。内分泌かく乱物質や化学物質過敏症など、社会的関心が高く、その作用メカニズムが未解明な問題については、同研究を通じて共同での試験の実施・調査研究活動を行っている。</p> <p>◆業界毎や業界横断的に、製品含有化学物質管理の取組(情報伝達の枠組づくり、製品含有化学物質の情報伝達(JAMP MSDS plus, JAMP AIS, JIG, IMDS)を含めた品質管理等)を進めている。</p> <p>◆産業界ではPRTR制度を遵守し、化学物質の排出量の開示や具体的なグリーンケミストリーへの取り組みなどに関する情報公開を行っている。併せて、環境負荷が小さく従来よりも高効率な化学プロセスの開発を推進している。</p> <p>◆クリーナープロダクションの一環として政府が進めているNETT21(クリーナープロダクションデータベース)更新に係る専門家委員会に産業界から複数の企業が参加している。</p> <p>◆家庭用品について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。</p> <p>◆自動車業界では、製品に含有する化学物質のうち管理対象物質を全世界でリストアップし、GADSL(管理対象物質リスト)として公表、全世界のサプライチェーンでの情報伝達の共通情報伝達システムを構築し化学物質管理を推進しているとともに、業界としての管理ガイドラインを発行している。</p> <p>◆自動車業界では、最終製品製造者だけでなく部品製造者と連携しサプライチェーン全体での管理を推進している。このため含有化学物質を管理するデータシートを作成し運用している。</p>	<p>・経済産業省 PRTRデータの活用事例 http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70315c07j.pdf</p> <p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) PRTRデータ活用に向けた取組 http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prapli.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mlhw/chemical/kashin/kashin.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/upload/2959_4241.pdf http://www.j-lri.org/</p> <p>・経済産業省 中小企業支援調査(REACH規則などへの円滑対応に向けた製品中の化学物質についての情報伝達に係る情報基盤検討調査)2009 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/21fytyusho-houkokusyo.pdf</p> <p>・アーティクルマネジメント推進協議会 http://www.jamp-info.com/msds http://www.jamp-info.com/ais</p> <p>・グリーン調達調査共通化協議会(JGPPSI) http://www.db1.co.jp/jeita_eps/green/greenTOP.html</p> <p>・IMDSデータベース http://www.mdsystem.com/magnoliaPublic/ja/public.html</p> <p>・公益財団法人地球環境センター http://nett21.gec.jp/CP_DATA/index-j.html http://nett21.gec.jp/CP_DATA/English/background.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンスフル・ケア報告書(2011年度) http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/report/2011/2011-RC.pdf</p> <p>・環境省 PRTRインフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-3.html</p>
	産業界		<p>・GADSL http://www.gadsl.org/</p> <p>・IMDSデータベース http://www.mdsystem.com/magnoliaPublic/ja/public.html</p> <p>・欧州自動車工業会(ACEA) 自動車業界REACHガイドライン(日本語) http://www.acea.be/news/news_detail/reach_guideline/</p> <p>・一般社団法人自動車部品工業会 http://www.jpia.or.jp/datasheet/</p>

		<p>労働団体 ◆政府、産業界の取組が参照されており、レスポンス・ケア検証制度の検証協議会メンバーとして一部の労働組合が参加している。</p> <p>NGO/NPO ◆産業界の既存のイニシアチブを基に新規の科学をベースとする予防的アプローチの推進を提言している。 ◆政府及び産業界のプロダクトチェーンを通じた化学物質管理の継続的改善努力を参照しつつ、さらなる管理体制や手法の改善に関する提言を行っている。 ◆産業界及び政府のPRTR制度に関する情報を参照しており、また、一般への啓発や個別関心事項について提言を行っている。 ◆東日本大震災の被災地の市町村に存在する、有害物質排出・移動情報の届出対象事業所の位置及びデータの一部をGoogle Mapで紹介している。 ◆一般社団法人日本リスクマネジメントネットワークは住民・事業者のための化学物質に関するリスクコミュニケーションについて、地域の産業界と意見交換を実施している。</p>	<p>・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンス・ケア検証制度の概要 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcr/info/pdf/gaiyo.pdf</p> <p>・新化学物質政策NGOフォーラム 化学物質管理のあり方に関する市民からの提案 http://www.maicafenet.jp/ma-test/wp-content/uploads/2007/01/070123_1.doc ・エコケミストリー研究会 PRTR(化学物質排出移動量届出)制度について http://www.ecochemijp/PRTR2008/iml.html ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://maps.google.com/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&msa=0&msid=213946148148654482861.0004a0132b97f8a4dc549&z=7 ・一般社団法人日本リスクマネジメントネットワーク http://jrmm.net/index.html</p>
<p>21. 情報管理と周知</p> <p>102. (例えばローカル言語での配信など、)情報交換の際の障壁を取り払うために必要な要素を含む、化学物質の時機を得た情報交換方法を確立すべき</p> <p>103. 資源をもっと効果的に活用するため、化学物質安全性に関する情報のクリアリングハウスの設置を考慮すべき</p> <p>104. すべての開発途上国や移行経済国の国家公務員のなかの化学物質管理責任者に対して、インターネットへの接続とその利用訓練を行うべき</p> <p>105. 国家的、サブ地域的、地域的、国際的な関係者の中でコミュニケーションを活発にするために、化学物質の適正管理のための情報交換への障壁をとりのぞくべき</p> <p>106. 学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報の交換を強化すべき</p> <p>107. 市場のあらゆる有害性物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシート(MSDS)入手しやすく、読みやすく、わかりやすく、GHSを視野に入れたもの一を提供することを確実にする仕組みをつくるべき</p> <p>108. 有害物質を含む成形品や製品は、すべて使用者、労働現場、処理場にとって適切な情報を伴うべき</p> <p>109. 情報がしかるべき人々に確実に届くことで、彼らのエンパワーメントや知る権利が保障されるように、特に開発途上国において、インターネットやCD-ROMのような電子メディアを含む情報基盤を整備すべき</p> <p>110. リスクコミュニケーションに一連の防止的戦略、教育、意識の向上、能力向上を含むべき</p> <p>111. 市場にあるすべての化学物質について、固有の有害性を詳細に伝える適切な情報が、公衆に無料で提供されるべき。そして必要な場所で本質的な健康、安全、及び環境に関する情報を入手可能とすべき。その他の情報は、公衆の知る権利と正当な企業の秘密情報及び適法な企業利益を保護する必要性とのバランスに基づいて、入手可能とすべき</p> <p>112. 特に消費者教育によって、化学物質の使用について最善の方法と、消費者自身に対して、その住環境に与える化学物質のリスクについて、さらにはばく露がおこる経路について、意識の向上を図るべき</p> <p>113. 境界地帯の汚染物質について、情報交換のメカニズムを確立すべき</p> <p>256. INFOCAPを含み、情報の取得、収集、蓄積、周知及びアクセスの能力を開発し強化すべき</p>	<p>◆環境省は、「化学物質国際対応ネットワーク」を設立し、国際的な化学物質対策についての国内関係者の理解と対処能力の向上と、諸外国の関係者との相互理解の向上による国際調和に向けた取組の加速化を目的とした活動を実施している。その中では、「日中韓における化学物質管理に関する政策対話アロウ」が開催され、日本、中国及び韓国における化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進することを目的として、政府関係者及び学識経験者による情報交換が行われている。</p> <p>◆環境省は、事業者・地域住民・地方自治体の三者による情報共有とコミュニケーションを通じた地域社会の連携の望ましい在り方を示す「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定し、相互信頼に基づく「公害のない、よりよい環境を目指す地域づくり」のための取組の促進に努めている。</p> <p>◆平成18年度より、GHS関係省庁連絡会議は、各法律等の対象物質についてGHS分類作業を実施し、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から、随時その結果が公表されている(現時点で約2,200物質)。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法関係法令において、GHS分類で危険有害性を有する全ての化学物質について譲渡・提供時の表示及び通知(M)SDSを義務若しくは努力義務として定めている。表示事項及び通知事項について法令に規定しているが、これらはGHSに準拠した表示又は通知(M)SDSとすることにより満たされるものである。また、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」(事業場内の掲示等による労働者への周知を含む。)を示すとともに、厚生労働省のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」において、GHSモデルラベル・モデルMSDS一覧表、労働安全衛生法モデルラベル一覧表、GHS分類結果一覧を無料で公表している。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法、毒物及び劇物取締法において、事業者が自ら取り扱う化学物質の適切な管理を行うためには、取り扱う原材料や資材等の有害性や取扱い上の注意等について把握しておく必要があるため、対象化学物質(又はそれを含有する製品)を事業者間で取引する際、化学物質等の譲渡・提供事業者に対し、その性状及び取り扱いに関する情報(M)SDSの提供を義務付けている。</p> <p>◆環境省、厚生労働省、経済産業省はそれぞれ化学物質の有害性情報のデータベースを公表している。</p> <p>◆独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステム【化学物質総合情報提供システム(CHRIP)】を構築している。このシステムでは、書く方規制対象物質や各機関の評価情報等を一覧表示することができる。また、厚生労働省、経産省及び環境省は化学物質審査規制法データベース(J-check)により、化学物質の安全性情報を広く国民に提供している。</p> <p>◆厚生労働省は、既存化学物質有害性データベースを公表している。</p> <p>◆厚生労働省は、家庭用製品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」(平成9年、厚生省)を踏まえ、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を各種の製品群ごとに作成している。</p> <p>◆厚生労働省は、医療機関等から収集した家庭用品に係る健康被害情報等を活用し、パンフレット等による事故防止の指導や啓発に努めている。</p> <p>◆厚生労働省は、平成12年4月から平成14年1月にかけて、計9回にわたり、シックハウス問題のうち、特に室内空気汚染問題に関して、「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」を開催し、汚染実態調査結果を含め当時の各種の最新の知見に基づき、殺虫剤成分を含む室内濃度指針値の設定等、今後の対策の検討を行ってきた。また、当該指針値は国内の室内空気環境に係る様々な施策に活用されている。</p> <p>◆環境省は、市民、子ども、専門家を対象に化学物質に関する情報を提供している。子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成・配布するとともに、この一部についてオンライン版をホームページに掲載しているほか、化学物質排出把握管理促進法の対象となっている化学物質についての情報をわかりやすく整理し、簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成・公表している。また、リスクコミュニケーションに関して、取組事例等の情報提供を行うとともに、化学物質アドバイザーを育成・派遣している。</p> <p>◆環境省は、POPsについては、東アジアPOPsモニタリングネットワークを通じて、データ収集、情報交換を行っている。水銀については、沖縄県辺戸岬における水銀等有害金属のモニタリングにより、有害物質の越境汚染について調査研究を行うとともに、同ネットワークや国連環境計画(UNEP)の枠組みにより、情報交換を試行している。</p> <p>◆化学物質の適正管理のための情報交換ネットワークが、関係省庁により整備されている(有害性情報データベース、PRTRデータ等)。</p> <p>◆平成12年7月に開かれた九州・沖縄サミットに先だって「国際的な情報格差問題に対する包括的協力策」を発表し、情報通信技術(ICT)を活用した途上国支援に積極的に取り組んでいる。ODA大綱では、ICT分野における協力を重点課題の一つである持続的成長のための支援の一環として位置付けており、外務省は、パキスタンにおける「電気通信網拡充計画」に対する円借款の供与(平成4年)、平成元年以降、ポーランドへ市場経済及び民主主義への円滑な移行に資する支援の一環として、情報化に対応できる人材を育成するため、平成6年にポーランド日本情報工科大学(PJICT)を設立し、平成8年から5年間技術協力を通じた人材育成を行うなどの支援を行っている。</p> <p>◆経済産業省は、アジア外交(日ASEAN首脳会合等)の中で、「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」を提唱。サプライチェーンにおける化学物質のリスク管理で重要になっているGHSの整備と安全性データシートをアジアに広めるほか、アジアの状況に応じたリスク評価手法や安全性試験法の開発、整備を共同で推進している。</p>	<p>・環境省 化学物質国際対応ネットワーク http://www.chemical-net.info/what_chem.html</p> <p>・環境省 日中韓の環境協力 http://www.env.go.jp/earth/coop/temm/project/chemicals.html</p> <p>・環境省 「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」について http://www.env.go.jp/air/kobo_partnership/</p> <p>・経済産業省 GHS関係省庁連絡会議資料(平成23年4月) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/GHS%20Implementation%20status%20in%20Japan%20jp%20110406.pdf</p> <p>・経済産業省 GHSホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html</p> <p>・環境省 PRTR法指定化学物質データ検索 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3/</p> <p>・独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/rc.html</p> <p>http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html</p> <p>・厚生労働省 既存化学物質毒性データベース http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp</p> <p>・厚生労働省 毒物劇物の安全対策 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html</p> <p>・厚生労働省 安全確保マニュアル作成の手引き http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html</p> <p>・厚生労働省 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html</p> <p>・厚生労働省 シックハウス対策 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/sickindex.html</p> <p>・厚生労働省 PRTR集計結果 http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm</p> <p>・文部科学省 学校施設におけるシックハウス対策 http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/sickhouse.htm</p> <p>・国土交通省 建築基準法に基づくシックハウス対策について http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.html</p> <p>・環境省 化学物質のリスクコミュニケーション http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html</p> <p>http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html</p> <p>・環境省 化学物質ファクトシート http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html</p> <p>・環境省 化学物質アドバイザー http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html</p> <p>・環境省 東アジアPOPsモニタリングワークショップ http://www.env.go.jp/chemi/pops/eaws.html</p> <p>・環境省 水銀等の有害金属の環境監視(平成21年度第1回有害金属対策基礎調査検討会資料) http://www.env.go.jp/chemi/tmms/2101/mat07.pdf</p> <p>・外務省 国際協力 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/ict/initiative.html</p> <p>・経済産業省 http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004662/23_001_05_00.pdf</p> <p>・経済産業省 GHSホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_cocntact.html</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html</p> <p>・経済産業省 GHS関係省庁連絡会議資料 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/GHS%20Implementation%20status%20in%20Japan%20jp%20110406.pdf</p> <p>・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukjun/anzenisei03.html</p> <p>・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</p>	

産業界	<p>◆政府や関連機関が設置しているクリアリングハウス(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE):化学物質総合情報提供システム(CHRIP)、JST:日化辞Web等)を参照している。産業界では、雇用者、被雇用、一般市民が無料で化学物質安全性に関する情報が入手できる体制を構築している。</p> <p>◆政府やIGO等からの情報も参照した化学物質の検索が可能で、CAS番号、化学物質審査規制法番号、安衛法番号、分子式、和文名称(別名)、英文名称(別名)のデータと関連する企業一覧が表示される。企業は「製造企業」「取扱企業」「輸入業者」「輸出業者」に分類されており、さらに開発ステージと用途による絞込みが可能であり、企業名をクリックすると連絡先や詳細な情報が表示される。</p> <p>◆政府が主催しているASEAN化学産業従事者セミナー、ASEAN化学産業への専門家派遣に産業界も参加しており、国際的な関係者の中でコミュニケーションを活発にするために、化学物質の適正管理のための情報交換を行っている。</p> <p>◆複数の企業が、政府の設置した学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報に関する対話の場に、参加し情報交換を行っている。</p> <p>◆アジェンダ21第19章に基づくEUをはじめとする製品含有化学物質の管理規制の国際的潮流への対応を目的に成形品含有化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で、円滑に開示・伝達するための仕組みをアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が開発し、サプライチェーンでの円滑な情報の開示・伝達を推進している。</p> <p>◆自主的に自らの活動の成果を公表し、社会との対話を実施するレスポンスブル・ケアの取組を実施している。一例として、一般社団法人日本化学工業協会では、化学コンビナート地区など地域の化学工場が協力して、工場周辺の住民などを対象にした地域対話を全国15地区で、隔年で実施している。</p> <p>◆政府のGHS実施に関する方針を参照し、産業界で自主的な管理も行っている。一例として、一般社団法人日本化学工業協会では、傘下企業の協力を得て、化学製品データベースを公開している。このデータベースは製品名、CAS番号等で検索が可能で、製品中の主な化学物質及びその危険有害性の分類が表示されている。日本石鹼洗剤工業会では、同ホームページにおいて、主要界面活性剤のリスク評価の結果、洗剤の安全性等に関する情報提供を行っている。その他、日本界面活性剤工業会、エポキシ樹脂工業会及び可塑剤工業会などの関連業界団体が、個別に安全性に関する情報提供を行っている。</p> <p>◆境界や越境する汚染物質について、政府として情報交換ができる場を設置しており、産業界も参加している。</p> <p>◆有害化学物質の排出等の情報取得、収集、蓄積、周知において、産業界として化学物質排出把握管理促進法を遵守している。また、毎年の排出量の開示や具体的な取り組みなどの対策に関し情報公開している。</p> <p>◆家庭用品について、安全衛生の一層の向上のため各業界団体において安全衛生自主基準を作成している。なお、当該安全衛生自主基準は、国内の法令遵守はもとより、消費者の安全性確保を最優先に製品本来の特性が十分に発揮されるよう策定されており、製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容等を明示することを含んでいる。</p> <p>◆自動車業界では、製品に含有する化学物質のうち管理対象物質を全世界でリストアップし、GADSL(管理対象物質リスト)として公表、全世界のサプライチェーンでの情報伝達の共通情報伝達システムを構築し化学物質管理を推進しているとともに、業界としての管理ガイドラインを発行している。</p> <p>◆自動車業界では、最終製品製造者だけでなく部品製造者と連携しサプライチェーン全体での管理を推進している。このため含有化学物質を管理するデータシートを作成し運用している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054 http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html ・化学物質安全情報提供システム http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/ ・有限会社化学品イー・データ開発 ケムeデータ http://jp.chem-edata.com/chemical_search.php ・内閣府 科学技術政策・イノベーション担当 総合科学技術会議(本会議) http://www8.cao.go.jp/cstp/guji.html ・アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) http://www.jamp-info.com/ ・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンスブル・ケア http://www.nikkakyo.org/organizations/jrc/0 ・一般社団法人日本化学工業協会 製品データベース http://www.jcia-net.or.jp/pj_search.php ・日本石鹼洗剤工業会 安全と環境 http://jsda.org/w/02_anzen/index.html#risk%20communication ・エポキシ樹脂工業会 http://epoxy.gs/anzensei.html ・可塑剤工業会 http://www.kasozai.gr.jp/risk/index.html ・日本界面活性剤工業会 http://www.jp-surfactant.jp/hormone/page2-1.html ・独立行政法人海洋研究開発機構 再び増加する光化学スモッグと越境大気汚染 http://www.jamstec.go.jp/frcg/sympo/2008border/pdf/akimoto.pdf ・一般社団法人日本化学工業協会レスポンスブル・ケア報告書(2011年度) http://www.nikkakyo.org/organizations/jrc/report/2011/2011-RC.pdf ・環境省 PRTRインフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-3.html ・GADSL http://www.gadsl.org/ ・IMDS http://www.mdsystem.com/magnoliaPublic/ja/public.html ・欧州自動車工業会(ACEA) 自動車業界REACHガイドライン(日本語) http://www.acea.be/news/news_detail/reach_guideline/ ・一般社団法人日本自動車部品工業会 http://www.japia.or.jp/datasheet/
労働団体		
NGO/NPO	<p>◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワークやエコケミストリー研究会は、PRTRデータを活用し、個別事業所に関するデータと対象物質の毒性情報を組み合わせ、より使いやすい情報の提供を行っている。</p> <p>◆個別の工場や会社を、名称・業種・住所で検索可能なデータベースの提供(ホームページで閲覧可能)し、セミナー等でPRTRデータを活用している。</p> <p>◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。</p> <p>◆政府及び産業界が行っている情報提供を参照している。また、化学物質安全性に関する情報や、その環境リスクについて、小・中・高校生やその分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を収集し、データベース化している。</p> <p>◆サブ地域的、地域的、国際的な関係者の中でコミュニケーションを活発にするために、国際会議の参加や一般への国内セミナー、ならびに講演会等を開催し、化学物質の適正管理に関連する情報提供・意見交換を行っている。</p> <p>◆政府が平成13年に設置した学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる化学物質の安全に関する技術情報などについて化学物質と環境に関する政策対話等の場でNGOからも代表者が参加し、情報交換等を行っている。</p> <p>◆政府と産業界の各役割と責任について把握しており、またGHSに関する個別関心事項について提言を行っている。</p> <p>◆有害物質を含む成形品や製品について、政府や産業界の動向や関連情報を参照し、個別関心事項について情報提供を行うとともに独自の提案を行っている。</p> <p>◆政府及び産業界が行っている消費者向けの意識向上プログラムに関する情報を参照しつつ、NGOとして個別関心事項について一般への啓発を行うとともに提言を行っている。</p> <p>◆有害化学物質の排出等の情報取得、収集、蓄積に関する政府及び産業界の情報を参照し、一般の啓発や検索システムを含む情報提供を行っている。</p> <p>◆東日本大震災による被災地の市町村に存在する、有害物質排出・移動情報の届出対象事業所の位置及びデータの一部をGoogle Mapで紹介している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://www.toxwatch.net/ ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/ http://www.ecochemijp/activity.html ・化学物質と環境に関する学習関連資料データベース http://ceis.sppd.ne.jp/risk2/index.htm ・財団法人世界自然保護基金ジャパン http://www.wwf.or.jp/activities/resource/cat1117/cat_activities.html ・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/eu_master.html ・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/index.html ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク SAICM実施に向けた市民からの提案 http://www.env.go.jp/chemi/saicm/forum/070316/5_nakachi.pdf ・財団法人世界自然保護基金ジャパン 私たちの暮らしと化学物質 http://www.wwf.or.jp/activities/toxic/kurasi/index.html ・化学物質問題市民研究会 子どもの環境健康自治体調査・提言 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/jichitai/jichitai_master.html ・エコケミストリー研究会 PRTR(化学物質排出移動量届出)制度について http://www.ecochemijp/PRTR2008/imi.html ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 東日本大震災による津波被害地の有害物質排出移動登録(PRTR)届出対象事業所 http://maps.google.com/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&msa=0&msid=213946148148654482861.0004a0132b97f8a4dc549&z=7

22. ライフサイクル	<p>119. 持続可能な化学物質管理、特にフロント・エンドの汚染防止の取組について、ライフサイクル全体への取組を考慮した管理の実践を促進すべき</p> <p>120. ライフサイクル問題を考慮しつつ、政策の統合課題へ対処すべき</p> <p>121. 有害物、やむをえない毒性排出物、有害な廃棄物等を管理する機会を、化学物質のライフサイクル上もっとも有効なポイントに特定するために、化学物質管理体制と実践の間の優先的な格差を確認し、格差に対応する行動を計画するライフサイクル管理の考え方を活用すべき</p> <p>122. 使用後完全に分解され、自然界に還元されるか、使用の最終段階で同様の再生品を製造するための部品としてリサイクルされるかのいずれかの製品を推奨すべき</p> <p>123. ライフサイクルの問題を学校のカリキュラムに組み込むべき</p>	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆環境省は、事業者及び行政における効果的な公害防止取組を促進し、公害防止法令の遵守が確実に実施される体制を構築するため、制度的な側面も含めて、平成19年8月から、7回にわたり「効果的な公害防止取組促進方策検討会」を開催し、平成20年4月に「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」を取りまとめた。 ◆第四次環境基本計画においては、製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた化学物質の環境リスクの低減等を含め、ライフサイクルの各段階において様々な対策手法を組み合わせた、「包括的な化学物質対策」の確立と推進を図ることを目標とし、取組を進めることとしている。 ◆平成24年9月に策定予定のSAICM国内実施計画においては、製造・使用から廃棄に至るライフサイクル全体を通じてリスクの低減等を含め、様々な対策手法を組み合わせつつ、「包括的な化学物質対策」の確立と推進を図ることを目標とし、取組を進めることとしている。 ◆平成23年6月15日に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正を行った。改正に伴い、「学校教育における環境教育の充実」として、学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、職員研修の充実等を追加するなど、詳細化を行った。また、環境学習の情報源として、環境省のホームページに、「ひとめでわかる学年別・教科別ガイド」を公表し、その中で、「ごみ・資源」として3Rについても紹介している(新学習指導要領準拠)。 ◆文部科学省では、小学校の新指導学習要領において、廃棄物や資源の有効利用について取り上げている。 <p>産業界</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般社団法人日本化学工業協会では、持続可能な化学物質管理のためのLCAに取組んでおり、フロント・エンドの汚染防止対応を実施している。 ◆一般社団法人日本化学工業協会は、レスポンシブル・ケアを通じて化学物質を製造し、または取扱う事業者が自己責任・自己決定に基づき、化学物質の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって環境・安全面の確保等を実施している。 ◆3Rに関する取組は各産業界で自主的に取組を推進している。 ◆製造業を中心に、3R、環境配慮設計、LCAの取組が進んでいる。一般社団法人日本自動車工業会では、リサイクル・イニシアチブ自主行動計画の策定、使用済物品発生抑制に関する判断基準ガイドライン、商用車架装物リサイクル自主取組を推進している。その他、一般財団法人家電製品協会では、「家電製品・製品アセスメントマニュアル」(3R対応)(2001年3月改訂)を、一般社団法人電子情報技術産業協会では、「パーソナルコンピュータの環境設計アセスメントガイドライン」(2009年1月)を策定・公表した。 ◆事業所レベルで、地域の自治会・小学生の工場見学や少年少女化学教室などを通じ化学物質安全に関するコミュニケーションを図っている。また、「夢・化学21」全国キャンペーン事業(若者に化学や化学産業をもっと身近に感じてほしい!)の一環として、夏休み子ども化学実験ショー等のイベントを通して化学物質安全に関する教育と訓練を推進している。 <p>労働団体</p> <p>NGO/NPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆LCAに基づく持続可能な化学物質管理、未来に向けた国外のNGOの取り組みなどを紹介している。また、政府、産業界との議論に参加するとともに、関連国際会議にも出席し、意見交換を行っている。 ◆政府が示している統合された政策である環境基本計画の策定に際し、政府、企業、NGO/NPO間の意見交換会の場(例:NGO/NPO・企業のための「環境基本計画意見交換会」)において提言を行っている。 	<p>・環境省 効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書 http://www.env.go.jp/air/info/pp_kentou/rep080417/main.pdf</p> <p>・環境省 環境基本計画 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html</p> <p>・環境省 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/</p> <p>・環境省 ひとめでわかる学年別・教科別ガイド http://www.env.go.jp/policy/nerai/index.html</p> <p>・文部科学省 新指導学習要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sya.htm</p> <p>・LCA日本フォーラム http://lca-forum.org/database/inventory/</p> <p>・社団法人産業環境管理協会 LCA-Pro http://www.jemai.or.jp/CACHE/lca_details_lcaobj6.cfm</p> <p>・リデュース・リユース・リサイクル推進協議会 http://www.3r-suishinkyogikai.jp/outline/membership.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 日化協の3Rへの取組 http://jacvam.jp/files/news/ws4_Kotachi.pdf</p> <p>・一般社団法人日本自動車工業会 自動車製造業における3Rの取り組みについて http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/j/03/j03_3-3.pdf</p> <p>・一般財団法人家電製品協会 http://www.aeha.or.jp/assessment/admin/doc/Product_Assessment_Manual_jpn.pdf</p> <p>・一般社団法人電子情報技術産業協会 http://home.jeita.or.jp/ce/guideline/pc/DfE_assessment.pdf</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 環境・安全健康を守る化学産業の取り組み http://nikkakyo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 有害化学物質のない未来に向けた取り組み http://www.toxwatch.net/.../081129DiGangi's%20Speech%20(En,Ja).pdf</p> <p>・財団法人世界自然保護基金ジャパン 有害化学物質に関する重要な国際会議出席報告 http://www.wwf.or.jp/activities/2009/06/743524.html</p> <p>・環境省 NGO/NPO・企業のための「環境基本計画意見交換会」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6475</p>
-------------	---	---	--

23. PRTR-国家的、国際的登録制度の創設	124. 国家のPRTR制度や排出登録制度の計画プロセスを、影響を受け、関心をもつ人々と策定すべき	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成11年にPRTR制度の根拠法である化学物質排出把握管理促進法が制定され、平成13年に、PRTR制度を導入済みである。 ◆PRTR個別事業所データについては、平成20年から従来の開示請求方式に加え、経済産業省及び環境省のホームページ上で公開している。環境省は、平成23年からPRTR制度に基づいて事業者から届け出られたPRTRデータを地図上に視覚的に分かりやすく表示し、検索・閲覧できるようにした「PRTRデータ地図上表示システム」をホームページ上で公開しているほか、環境モニタリングの効果的実施、化学物質の環境リスク評価等にPRTRデータを活用している。経済産業省は、PRTR個別事業所データの閲覧、集計、経年データとの比較等を行うことができるシステムを開発、公開している。また、地方公共団体は、PRTRデータの集計結果を分かりやすく住民に伝える取組、リスクコミュニケーションの開催等を行っているほか、環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定、問題発生時における原因究明、事業者への指導・助言等に活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 PRTRインフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html ・環境省 今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申) http://www.env.go.jp/council/toshin/t055-h1908/honbun.pdf ・経済産業省 PRTRホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html ・厚生労働省 PRTR集計結果 http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm
	125. 産業界、行政、市民に対する価値ある環境情報源として、また排出物削減を促すメカニズムとして、さまざまな国家的条件に合ったPRTRを活用すべき	産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府が実施している各分野の取組を産業界も自主的に推進している。政府が定めている大気汚染防止法、PRTR制度を遵守している。 ◆政府が行っているPRTR制度の情報公開以外に、自主的に管理化学物質を定め独自調査を行い、一般への情報公開を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 一般社団法人日本化学工業協会における化学物質自主管理について http://www.env.go.jp/council/07air/y074-06/mat03-3.pdf
	126. 簡単な形式で、登録によって提供される利益とそれを発展させるのに必要なステップについて解説するマニュアルと実施ガイドを作成すべき	労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆PRTR制度の法制化において、積極的な提言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省 産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会(第4回) http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf
	127. 国のPRTRを設立するため、要求される枠組みを確立すべき	NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆個別の工場や会社を、名称・業種・住所で検索可能なデータベースの提供(ホームページで閲覧可能)し、セミナー等でPRTRデータを活用している。 ◆特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワークやエコケミストリー研究会は、PRTRデータを活用し、個別事業所に関するデータと対象物質の毒性情報を組み合わせ、より使いやすい情報の提供を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://www.toxwatch.net/ ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/
24. 教育と訓練(市民の自覚)	154. 学校や大学で、化学物質安全に関連した、特にGHSの表示システムの理解のための授業を取入れるべき	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆文部科学省が学校教育法施行規則に基づいて告示する学習指導要領において、化学物質の安全性に関して記載されている。また、「高等学校 学習指導要領」において、専門学科に開設される一部の教科で、環境リスクが採り上げられている。 ◆農業取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農業及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農業の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農業による事故等を極力防止することを目的として、農業危害防止運動を実施している。 ◆厚生労働省は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し、雇入れ時等の教育、有害業務に従事する者に対する特別教育の実施を義務づけているほか、安全衛生教育推進要綱を定め、作業主任者等管理監督者に対する労働安全衛生法に基づく能力向上教育等の実施を推進している。 ◆環境省は、事業者・地域住民・地方自治体の三者による情報共有とコミュニケーションを通じた地域社会の連携の望ましい在り方を示す「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定し、相互信頼に基づく「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」のための取組の促進に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301d/990301f.htm ・環境省 環境教育 http://www.env.go.jp/policy/edu/ ・地球環境パートナーシッププラザ(GEOC) http://www.geoc.jp/activity ・農林水産省 「農業危害防止運動」の実施について http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/120529.html ・環境省 「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」について http://www.env.go.jp/air/kobo_partnership/
	155. 製造から廃棄まで、それぞれの段階で化学物質のばく露に対し適切な訓練と化学物質安全に対する関心を提供すべき(農家、産業界、規制当局などに対し)	産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所レベルで、地域の自治会・小学生の工場見学や青少年化学教室などを通じ化学物質安全に関するコミュニケーションを図っている。また、「夢・化学—21」全国キャンペーン事業(若者に化学や化学産業をもっと身近に感じてほしい!)の一環として、夏休み子ども化学実験ショー等のイベントを通して化学物質安全に関する教育と訓練を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本化学工業協会 環境・安全健康を守る化学産業の取り組み http://nikkakyoo.org/upload_html_pages2/anzen_04.html
		労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業に対して、化学の知識に関する小学校出張授業や工場見学の受け入れに関する提言及び支援を行っている。 ◆教育研修プログラム、セミナー等の開催を通して、化学物質の危険・有害性に関する知識やリスクアセスメントの方法などを普及している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国化学労働組合総連合 化学物質のリスクについて、その基本を理解し、わかりやすく伝えることが出来る人材の育成 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf
		NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府及び産業界の取組を参照し、現場の経験を基に学問体系を作り上げる化学物質総合経営学の整備を提唱している。 ◆国立大学法人大阪大学による「環境リスク管理のための人材養成」プログラムの終了者を中心として設立された、一般社団法人日本リスクマネージャネットワークは、化学物質のリスク評価について市民向け公開講座を開催している。 ◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人化学生物総合管理学会 http://www.chinoichiba.org/_userdata/keifu3.pdf ・一般社団法人日本リスクマネージャネットワーク http://jrmm.net/index.html ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/activity.html

25. 関係者の参加	163. 化学物質の影響の無い使用を推進する目的で、意識の向上や防止的取組のキャンペーンを行うべき 164. 化学物質管理への挑戦において考えられる反応や化学物質安全に関係する規制や意思決定の手續きにおいて、すべての段階で女性を含む幅広く意味のある関係者の参加を確実にするよう作業すべき	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境省は、市民、産業、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年度から「化学物質と環境円卓会議」を設置し、化学物質管理に関するステークホルダー間の意見交換を実施した。 ◆環境省は、平成23年度に、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として「化学物質と環境に関する政策対話」を設置した。 ◆関係各省庁では、化学物質管理に関する規制や意思決定の手續き(省庁の関連する検討会等)において、女性を含む有識者が委員として委嘱され、議論が行われている。 ◆平成4年OECDの高生産量化学物質プログラムへ参加している。また、2005年(平成17年)6月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標としてJapanチャレンジプログラムを進めてきた。2011年(平成23年)4月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量1トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成24年度末で終了するとともに、平成25年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、Japanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/ ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html ・厚生労働省 審議会・研究会等 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html ・経済産業省 審議会 http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000007.html
		産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業界では、レスポンスブル・ケアの取組が進んでいる。その中心である一般社団法人日本化学工業協会では、日本レスポンスブル・ケア協議会を1995年に設立し、その活動を推進している。また、個々の事業者においては、自社及びサプライチェーンを含めた化学物質管理の取組が進められているほか、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)により、国と連携して、既存化学物質の安全性情報を収集し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信するプログラムを実施している。 ◆化学物質管理を重点分野に含む環境基本計画の策定における政府、企業、NGO/NPO間の意見交換会(環境基本計画意見交換会)で、提言等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本化学工業協会 日本レスポンスブル・ケア協議会 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/ ・全国化学労働組合総連合 http://www.kagaku-s.com/katudo/index2.html ・経済産業省 Japanチャレンジプログラム http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/challenge.html ・環境省 NGO/NPO・企業のための「環境基本計画意見交換会」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=64750
		労働団体		
		NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆化学物質管理を重点分野に含む環境基本計画の策定における政府、企業、NGO/NPO間の意見交換会(環境基本計画意見交換会)で、提言等を行っている。 ◆一般社団法人日本リスクマネジャネットワークは住民・事業者のための化学物質に関するリスクコミュニケーションについて、地域の産業界と意見交換を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 NGO/NPO・企業のための「環境基本計画意見交換会」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6475 ・一般社団法人日本リスクマネジャネットワーク http://jrmn.net/index.html
26. 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施	166. 国家計画の実施に関し ・包括的なナショナル・プロフィールを策定すべき ・国際会議において国の政府及び複数の関係者の立場での協力を含めて、化学物質管理の問題に関して、省庁間及び複数の利害関係者の協力する仕組みを正式なものとするべき ・ヨハネスブルクサミットの2020年の目標への到達に向けたマイルストーンと国の化学物質安全方針の概要戦略を策定すべき ・国の化学物質安全情報交換の仕組みを策定すべき ・国及び外部の資源の動員と、国の持続可能な開発の枠組みにおける化学物質管理の重要な拠点を確立するための国家戦略を策定すべき ・組織的な関係者の参加の方針を策定し、化学物質管理に関する関連した制度から相乗効果を引き出すべき 167. 有害物質に関連する国際的な機関の情報を追跡し、更新する効果的なメカニズムを確立することによって、労働現場における化学物質の安全使用のための、統合された取組を実施する努力を支援すべき	政府	<ul style="list-style-type: none"> ◆IFCS各省庁連絡会議(化学物質の安全性に関する政府間フォーラム:外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)は、「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」を策定し、平成15年10月に公表した。 ◆我が国は、SAICMの考え方を環境基本計画等の政策文書に位置づけるとともに、SAICM関係省庁連絡会議において、SAICMに沿った取組の状況についてフォローアップを行うこととしている。また、平成24年9月に関係省庁による連絡会議においてSAICM国内実施計画を取りまとめる予定である。 ◆経済産業省、厚生労働省、内閣府消費者庁、総務省・消防庁、外務省、農林水産省、国土交通省及び環境省は、平成13年、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」を設置した。関係省庁連絡会議は、「政府向けGHS分類ガイダンス」、「事業者向けGHS分類ガイダンス」を策定・公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール 平成15年10月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf ・環境省 SAICM http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html ・環境省 SAICM http://www.env.go.jp/chemi/saicm/conference.html ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukujun/anzensei03.html ・厚生労働省 GHS関連 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/index.html
		産業界	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業界は「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」等に参加し、SAICMに沿って取組を進めている。 ◆政府のGHS実施に関する方針を参照し、産業界で自主的な管理も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054 ・アーティクルマネジメント推進協議会 http://www.jump-info.com/msds
		労働団体		
NGO/NPO	<ul style="list-style-type: none"> ◆一部のNGOは「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」等に参加している。 ◆政府と産業界の各役割と責任を把握しており、またGHSに関する一般消費者からの個別関心事項について提言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ 		

<p>27. 国際的協定</p> <p>169. (例えばストックホルム条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約、ILO条約及びTBT条約のような、化学物質に関連する国際海事機関(IMO)の条約など)化学物質と有害な廃棄物に関するすべての関連する国際的措置の批准と実施を、協力と協調を奨励し進展させながら、そして必要な手続きについて確実にしながら促進すべき</p> <p>170. 方針や機関の格差に対処し、相乗効果の可能性を見出し、一貫性を改善するために、国際的、国家及び地域段階における多国間の環境協定の実施に関して責任ある機関間や、手続きとの協調、協力、協力を確立し強化すべき</p> <p>171. 化学物質と廃棄物に関する条約の相乗効果と調整を、共通の骨子を策定することを含みながら促進し、かつ強化する取組方法を考慮すべき</p> <p>172. 廃棄物管理とモニタリングに関する条約と(または)ストックホルム条約の手法や手段を使用する可能性と潜在的利便性について評価することを考慮すべき</p> <p>173. 実施において相乗効果が得られるように化学物質の多国間の環境協定(ロッテルダム、ストックホルム、バーゼル条約、モニタリング条約)のナショナルフォーカスポイントとの間に協力を求めるパイロットプロジェクトを策定すべき</p> <p>174. 国際的法的拘束力ある措置に対し、一致する義務を考慮に入れ、国家環境管理体制の主旨を広めるための既存の法律や方針措置の実施における国内段階の格差に対処すべき</p> <p>175. 技術支援と能力向上のためのバリ戦略計画で求められた結束性を確実にすべき</p> <p>176. 必要に応じて、化学物質に関する国際協定の更なる発展を促進すべき</p>	<p>政府</p> <p>◆残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を平成14年に批准した。 ◆ロッテルダム条約を平成16年に批准した。 ◆バーゼル条約を平成5年に批准した。 ◆我が国等の主導により、国際海事機関(IMO)においてTBT(トリプルズ)塗料の世界的な使用規制が必要であることが認識され、平成13年10月に「二十一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約(AFS条約)」が採択され、我が国はAFS条約を平成15年に批准した。 ◆環境省は、有害廃棄物の不法輸出入防止のため、アジア各国のバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間のネットワークを整備することを目的に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの設立を提案し、取組を推進している。 ◆環境省及び経済産業省は、日・台間のバーゼル条約に準じた民間取決めの締結に伴う告示を制定している(平成17年)。 ◆バーゼル条約が採択されたことを受け、我が国は、バーゼル法を平成4年に制定し、廃棄物の輸出入についても、廃棄物処理法を改正して、必要な規制を行い、有害廃棄物等の輸出入の管理を行っている。 ◆「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」が平成17年に策定されており、これに基づく措置が講じられている。 ◆2010年より水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会が開催され、2013年の条約採択を目指した交渉が進められており、我が国は交渉に積極的に参加している。 ◆政府開発援助(ODA)による開発途上国支援を積極的に実施している。環境問題は、「政府開発援助大綱」において重点課題の中で対応を強化しなければならぬ問題として位置付けられている。 ◆平成18年7月に策定された経済成長戦略大綱では、東アジアの開発途上国の成長と共に我が国の成長を図る「東アジア経済圏」を創出するとの考えが示され、この中で、(1)産業人材育成について、これまでの施策の評価と中期的計画の策定、及び(2)産業発展を支える技術や制度について、東アジア諸国での展開を行うことにより、東アジア共通の産業基盤を整備することが要請されている。 ◆経済産業省及び環境省は、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」を策定している(平成21年)。 ◆経済産業省は、アジア地域の開発途上国における経済発展と環境の両立を目的として、政府及び民間の公害問題、省エネルギーに対する認識を高め、その対策の充実を図るため、我が国の経験や技術を踏まえた省エネルギー・環境技術の移転・普及等を行い、相手国の省エネルギー・環境問題に対する自助努力の支援を行う協力プログラムであるグリーン・エイド・プランを平成4年に発足させ、これまでの間実施してきている。また、経済産業技術協力研究会において「アジア標準」として基本方針を策定し、アジアにおける人材育成、技術支援を実施している。 ◆環境省及び経済産業省がとりまとめた「アジア経済・環境共同体」構想は、経済財政諮問会議での提言を受けて「経済成長戦略の主要な政策項目」の一つとして掲げたもので、これを受け、経済財政諮問会議において、この構想の軸として「クリーンアジア・イニシアティブ」が位置付けられた。「クリーンアジア・イニシアティブ」は、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとして移転することにより、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指している。</p> <p>産業界</p> <p>◆産業界は、政府が批准した国際条約の内容に関に基づく個別業務関連事項に関し、一般を含め雇用者、被雇用者等へ啓発を行っている。 ◆化学物質と廃棄物に関する条約について政府の方針を遵守している。また、政府の主催したバーゼル条約e-wasteワークショップ及び有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ等に産業界も参加している。 ◆政府の環境管理体制の主旨を広めるための既存の法律や方針措置の実施における国内段階の格差に対処するため、産業界では残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約等の多国間の環境協定を参照している。 ◆政府が主催しているASEAN化学産業従事者セミナー、ASEAN化学産業への専門家派遣に産業界も参加しており、バリ戦略計画で定められている開発途上国及び移行経済国に向けた法制度及び技術移転を推進している。 ◆産業界は水銀条約等の関連情報を参照し、一般への情報提供及び普及啓発を行っている。また、政府へのデータ提供や提言も行って国際協定の策定に貢献している。さらに、次のICGMへ向けたOEWGなどの会合に産業界の代表が参加している。</p> <p>労働団体</p> <p>◆政府が批准した条約内容や関連動向を参照し、一般への啓発を行っている。一例として、バーゼル条約に関して、化学物質問題市民研究会では条約内容や関連ワークショップなどについて情報提供を行っている。 ◆化学物質と廃棄物に関する条約について政府の方針を参照している。一例として有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップに出席しており、また関連情報提供や個別関心事項について情報提供を行っている。 ◆日本 POPsネットワーク等のNGOは、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約等の多国間の環境協定等について一般へ情報提供を行っている。 ◆バリ戦略計画で定められている開発途上国及び移行経済国に向けた技術移転を推進の1分野として3R推進があり、NGOは個別関心事項についての提言や、情報提供を行っている。一例として、化学物質問題市民研究会では、アジアにおける3Rの推進において、中古製品や廃棄物の輸出入の動き、量を把握するシステム的重要性について提言を行っている。 ◆一部のNGOは、水銀条約の国際交渉状況を参照しており、本条約の検討に関する日本政府の方針決定について政策提案もしている。また、産業界の既存の各種イニシアチブに関し、科学的な知見をベースとする予防的アプローチの推進を提言している。</p> <p>NGO/NPO</p> <p>◆化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/basel_master.html http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/basel_project/Basel_Ewaste_Workshop.html http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/tsuushin/tsuushin_08/pico_115_3R.html http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/GSO/cso_joint_statement.html ◆エコケミストリー研究会 日本POPsネットワーク http://www.ecochemijp/pops_net/index.html ◆国連環境計画(UNEP) http://www.unep.or.jp/japanese/spc/3R-SOM.asp</p>	<p>◆外務省 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/pops.html ◆外務省 ロッテルダム条約 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rotterdam.html ◆外務省 バーゼル条約 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html ◆外務省 AFS条約 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_4.html ◆国土交通省 http://www.mlit.go.jp/maritime/safetyenv/psc/05.html ◆環境省 クリーンアジア・イニシアティブ実施目標 http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/pdf/waste_j.pdf ◆有害廃棄物の不法輸出入防止国際ネットワークを通じたアジア各国との連携強化 http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/factsheet/waste.html ◆環境省 国際的動向と我が国の取組 http://www.env.go.jp/chemi/kokusai.html ◆環境省 クリーンアジア・イニシアティブ http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/about.html ◆経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/index.html ◆経済産業省及び環境省 使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準 http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/exp_tv.pdf http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/crt_h210601.pdf ◆経済産業省 日・台間のバーゼル条約に準じた民間取決めの締結に伴う告示 http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/kokuji_gaiyoi.pdf ◆環境省 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況 http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html ◆環境省 水銀条約の骨子案の概要と我が国の対応 http://www.env.go.jp/chemi/tmms/seminar/20110626/mat02.pdf ◆経済産業省 アジアにおける産業人材育成と「アジア標準」の展開について http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g70710a01j.pdf http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g80500a04j.pdf</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/documentdetails.php?category_id=319031&document_id=1660 http://www.nikkakyo.org/documentdetails.php?category_id=319031&document_id=1661 ◆環境省 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/ ◆社団法人日本バルブ工業会 http://www.j-valve.or.jp/valve-faucet/env-info/a091127.html http://www.j-valve.or.jp/valve-faucet/env-info/a090727-1.html http://www.j-valve.or.jp/valve-faucet/env-info/a081202.html ◆農業工業会 http://www.jcpa.or.jp/qa/a6_04.html ◆厚生労働省 化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf ◆公益財団法人地球環境センター 環境上適正な廃プラスチックの資源化技術と事業モデル http://gec.jp/gec/en/Activities/EST/2009/wasteplastics/S3_Kodera.pdf ◆環境省 水銀条約に関する公開セミナー http://www.env.go.jp/chemi/tmms/seminar/kokusai.html</p>
---	---	---

<p>28. 社会経済的考慮</p> <p>181. 社会的経済的データの収集と解析の能力を確立すべき</p> <p>182. リオ宣言第16原則にあるように、汚染者負担原則を含む、化学物質の製造と使用による人の健康、社会そして環境へのコストの内部化の取組を考慮し、かつ適用すべき</p> <p>183. 社会的及び開発戦略の中で統合的化学品管理のための方法論と取組を策定すべき</p> <p>184. 化学物質適正管理のための能力向上を国家貧困削減戦略(PRS)と国別援助戦略(GAS)の中の優先的な事項の一つとして含めるべき</p> <p>185. 企業の社会及び環境への責任の評価の実施努力を高めるべき</p> <p>186. 化学物質と廃棄物の適正管理において公私の協力を推進する枠組みを策定すべき</p> <p>187. 化学物質と廃棄物の適正管理に、NGO、管理者、労働者、すべての企業の労働組合(フォーマル及びインフォーマルなセクター)の民間、公共、市民のサービスを含むすべての関係者が積極的に参加することを推進する枠組みを策定すべき</p> <p>188. 開発途上国のNGO、市民社会、コミュニティの能力を構築し、責任ある積極的な参加を促進すべき。ここには化学物質安全の取決めと概念における財政的な支援及び訓練の条項を含むかもしれない。</p> <p>257. 社会的経済的影響評価を行う能力を確立すべき</p>	<p>政府</p> <p>◆「第二次環境基本計画」(平成12年)において、汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策及び環境リスクの4つの考え方が、今後の環境政策の基本的な指針として位置付けられており、それ以降の環境基本計画においても踏襲されている。</p> <p>◆環境配慮促進法を平成16年に制定している。環境省は、平成15年4月に「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」を発行して以降、「環境報告ガイドライン」、「環境会計ガイドライン」を策定するなど、企業の環境情報開示を進めている。</p> <p>◆2005年(平成17年)6月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標としてJapanチャレンジプログラムを進めてきた。2011年(平成23年)4月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量1トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成24年度末で終了するとともに、平成25年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、環境省のJapanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。</p> <p>◆環境省は、市民、産業界、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年度から「化学物質と環境円卓会議」を設置し、化学物質管理に関するステークホルダー間の意見交換を実施した。</p> <p>◆環境省は、平成23年度に、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として「化学物質と環境に関する政策対話」を設置した。</p> <p>◆地方公共団体、民間企業、NGOなどを含めた様々な主体が、連携を図りながら、環境協力に積極的に参加する動きが見られるなかで、内外のNGO等の活動に対する政府の支援措置が講じられている(例、地球環境基金、特定非営利活動促進法、草の根無償、NGO事業補助金等)。</p> <p>◆独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所等が設置されている。</p>	<p>◆政府の方針や政府間組織(IGO)の動向が参照されており、各企業が自主的にCSR活動に努めている。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会を中心に、レスポンスブル・ケアの取組が進んでいる。レスポンスブル・ケアを通じて、各ステークホルダーとも相互理解をしている。</p> <p>◆PFI/PPP推進協議会は、廃棄物処理施設官民連携推進部会を設置し、廃棄物処理施設の建設・運営に関して官民連携した取組を推進している。</p> <p>◆政府が実施している産学官及び市民間の議論の場、「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」等に産業界も参加している。</p> <p>◆産業界の一例として、住友化学では防虫蚊帳の開発～販売を通して、開発途上国の感染症予防、現地生産による雇用創出、環境教育等を行い、市民社会、コミュニティの能力を構築に貢献している。</p> <p>◆近年企業の環境取組は、自社の持続可能な発展を経営上の重要な課題として環境を位置付け、積極的に本業施策の中に環境配慮を取り入れるなど、大きく進化している。同時に、環境報告書やホームページ等を通じて自社の環境配慮取組を投資家、顧客などのステークホルダーに情報提供するなど、環境面での取組を積極的に外部にアピールすることで企業価値の増大を図る動きをも活発化させている。</p>	<p>・環境省 環境基本計画 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/new/ http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/thirdplan_gaiyou.pdf</p> <p>・環境省 平成22年度 企業の環境情報開示の実態に関する調査業務報告書 http://www.env.go.jp/policy/env-disc/reports/h22.pdf</p> <p>・環境省 環境にやさしい企業行動調査結果 平成21年度 http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h21/gaiyo.pdf</p> <p>・環境省 Japanチャレンジプログラム http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/jchallenge/index.html</p> <p>・厚生労働省 化学物質審査規制法 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html</p> <p>・経済産業省 Japanチャレンジプログラムについて http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/challenge.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/index.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> <p>・環境省「環境における国際的寄与・参加のあり方」報告書平成12年 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kento-team/ref11-1.pdf</p>
	<p>産業界</p>		<p>・一般社団法人日本化学工業協会 日本レスポンスブル・ケア協議会 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/</p> <p>・PFI/PPP推進協議会 http://www.ena.or.jp/PFI/about/index.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gijiroku.pdf</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> <p>・住友化学株式会社 http://www.sumitomo-chem.co.jp/csr/africa/production.html</p>
	<p>労働団体</p>		<p>・全日本金属産業労働組合協議会 http://www.imf-jc.or.jp/norm/csr.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 レスポンスブル・ケア検証制度の概要 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/info/pdf/gaiyo.pdf</p>
	<p>NGO/NPO</p>		<p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://www.toxwatch.net/</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gijiroku.pdf</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> <p>・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemi.jp/activity.html</p>

29. 法律・政策・体制面	193. 経済的手法の開発と応用を用いることも含め、法遵守、説明責任、効果的な実施及び計画のモニタリングの文化を推進すべき	政府	◆SAICMIに沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図るため、9府省で構成される関係省庁連絡会議が設置され、化学物質に関する情報交換が行われている。	・環境省 SAICM関係省庁連絡会議 http://www.env.go.jp/chemi/saicm/conference.html
	194. 方針、法律と規制の枠組み、法遵守の推進及び実施を強化すべき	産業界	◆政府により開催される「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」に、産業界も参加している。 ◆産業界では、化学物質の適正管理を達成する努力の足かせとなる典型的な問題について議論、方針決定し、決定事項を実施する組織が構築されている。一例として、アジェンダ21第19章に基づくEUをはじめとする製品含有化学物質の管理規制の国際的潮流への対応のため、産業界はアーティクルマネジメント推進協議会を設立し、成形品含有化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で、円滑に開示・伝達するための仕組みを構築、実施している。 ◆政府のGHS実施に関する方針を参照し、産業界として調和したデータ形式での運用も促進している。	・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) http://www.jamp-info.com/ ・一般社団法人日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2054
	195. 化学物質の情報を提供し、リスクに関する注意を喚起するために国の複数の利害関係者の協調母体を設立すべき		◆政府により開催される「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」に主体的に参加している。	・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/
	196. 化学物質の適正管理を達成する努力に足かせとなる典型的な問題について、社会で影響を被るセクター間で共通の見地を見出し、合意を目指した議論ができるコンサルテーションプロセスを検討すべき	労働団体	◆政府により開催される「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」に、複数のNGOが参加している。 ◆化学物質の適正管理を達成する努力に足かせとなる典型的な問題について、NGO/NPO間の意見交換会（環境基本計画意見交換会）を持っており、合意を目指した議論に参加している。 ◆政府与党が検討した化学物質対策基本法（仮称）について、それぞれの立場からの提言を行っている。 ◆化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）は、2009年、2010年にかけて化学物質政策基本法（仮称）の国会請願署名の提出、基本法案の提言を行っている。 ◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。	・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/
197. 能力向上戦略と、すべての適切な省庁と政府機関を横断する化学物質安全の実施を目的としたそれぞれの国の法律と制度の枠組みを強化する推進活動を合体させるべき	NGO/NPO	◆政府により開催される「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」に、複数のNGOが参加している。 ◆化学物質の適正管理を達成する努力に足かせとなる典型的な問題について、NGO/NPO間の意見交換会（環境基本計画意見交換会）を持っており、合意を目指した議論に参加している。 ◆政府与党が検討した化学物質対策基本法（仮称）について、それぞれの立場からの提言を行っている。 ◆化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）は、2009年、2010年にかけて化学物質政策基本法（仮称）の国会請願署名の提出、基本法案の提言を行っている。 ◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。	・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・環境省 NGO/NPO・企業のための「環境基本計画意見交換会」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6475 ・特定非営利活動法人化学学生物総合管理学会 http://www.cbims.net/rongi/rongi-18.pdf ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/cheminet/pdf/110706youbousho.pdf ・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/201004kagakubusitsuseisakuhonhou.pdf ・民主党 アーカイブス http://www1.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/19.html ・平和フォーラム http://www.peace-forum.com/houkoku/090630.html ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/activity.html	
198. 国が化学物質安全規範を調和することを奨励すべき		◆政府により開催される「化学物質と環境円卓会議」や「化学物質と環境に関する政策対話」に、複数のNGOが参加している。 ◆化学物質の適正管理を達成する努力に足かせとなる典型的な問題について、NGO/NPO間の意見交換会（環境基本計画意見交換会）を持っており、合意を目指した議論に参加している。 ◆政府与党が検討した化学物質対策基本法（仮称）について、それぞれの立場からの提言を行っている。 ◆化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）は、2009年、2010年にかけて化学物質政策基本法（仮称）の国会請願署名の提出、基本法案の提言を行っている。 ◆エコケミストリー研究会は、隔月で情報誌「化学物質と環境」を発行し、関係行政機関、政府関係者、研究者、市民、企業等の関係者へ配布している。	・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kantou/kantou-f-gjiroku.pdf ・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/ ・環境省 NGO/NPO・企業のための「環境基本計画意見交換会」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6475 ・特定非営利活動法人化学学生物総合管理学会 http://www.cbims.net/rongi/rongi-18.pdf ・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/cheminet/pdf/110706youbousho.pdf ・特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 http://kokumin-kaigi.sakura.ne.jp/kokumin/wp-content/uploads/2011/03/201004kagakubusitsuseisakuhonhou.pdf ・民主党 アーカイブス http://www1.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/19.html ・平和フォーラム http://www.peace-forum.com/houkoku/090630.html ・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/activity.html	
30. 法的責任と補償	199. 効果的な実施とモニタリングの取り決めに確立すべき	政府	◆一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、日本各地の水質、底質、生物、大気を対象に、化学物質環境実態調査を実施している。調査の結果は、化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法等の運用に活用している。その他、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域水質測定、地下水質測定の概況調査、ダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質による汚染状況の把握のための環境調査、海洋汚染の科学的調査を実施している。 ◆労働環境については、労働基準監督署が、労働基準関係法令に基づき、事業者が労働者の健康障害防止措置を適切に行っているか調査し、必要な指導を行っている。 ◆室内環境については、一般の居住環境については国土交通省により、学校の室内環境については文部科学省により、化学物質濃度の実態調査が行われていた（国土交通省は平成13～平成17年度、文部科学省については、平成13年度、平成16年度に実施）。 ◆家庭用品については、毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において試買検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、厚生労働省は、その結果について取りまとめ、情報提供を行っている。	・環境省 中央環境審議会 第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について 平成22年10月 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/check/04/attach/suggestion.pdf ・国土交通省 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.html ・文部科学省 学校における室内空気中化学物質に関する実態調査 http://www.hokenkai.or.jp/8/PDF2/H13.pdf http://www.hokenkai.or.jp/8/PDF2/H16.pdf ・厚生労働省 都道府県・政令市等・特別区の家用品安全対策事業 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html
		産業界	◆政府が実施している各分野のモニタリングの取組を産業界も自主的に推進している。大気汚染分野であれば、政府が定めている大気汚染防止法、PRTR制度等を参照している。 ◆駆除剤に関しては、政府が定めているモニタリング手法を参照しており、農業危害防止運動などのキャンペーン活動や安全使用の講習会を通じた啓発を行っている。	・一般社団法人日本化学工業協会における化学物質自主管理について http://www.env.go.jp/council/07air/y074-06/mat03-3.pdf ・農薬工業会 http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_22.html http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_20.html
		労働団体		
		NGO/NPO	◆政府が定めている化学物質及び駆除剤をモニタリングするプログラムを参照しており、個別関心事項について一般への普及啓発、関係機関への提言等を行っている。	・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/activity/ http://toxwatch.net/prtr/

31. 進捗状況の確認	200. バイア宣言の対策実施に関する定期的調査を履行すべき 201. 人の健康や環境に対する化学物質の影響を評価するための客観的な指標を開発すべき	政府	◆いくつかの有害化学物質については、環境基準や、環境保全の上で参考となる指針値が設定されている。これらの基準・指針値の達成は、化学物質による環境汚染を防止する上で基礎的な目標となっている。 ◆厚生労働省は、平成12年4月から平成14年1月にかけて、計9回にわたり、シックハウス問題のうち、特に室内空気汚染問題に関して、「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」を開催し、汚染実態調査結果を含め当時の各種の最新の知見に基づき、殺虫剤成分を含む室内濃度指針値の設定等、今後の対策の検討を行ってきた。また、当該指針値は国内の室内空気環境に係る様々な施策に活用されている。 ◆厚生労働科学研究では、WSSD2020年目標の達成に向けて、化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究、化学物質の子どもへの影響評価に関する研究及びナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究を採択している。	・環境省 中央環境審議会 第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について 平成22年10月 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/check/04/attach/suggestion.pdf ・厚生労働省 シックハウス対策 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/sickindex.html ・厚生労働省 研究事業 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/ ・厚生労働省 厚生労働科学研究成果データベース http://mhlw-grants.niph.go.jp/
		産業界		
		労働団体	◆国際的な化学労働組合交流の中での情報交換を行っている。	・全国化学労働組合総連合 活動方針・報告 http://www.kagaku-s.com/katudo/index.html
		NGO/NPO		
32. 保護区域	202. 駆除剤と化学物質問題は、保護区域を網羅する環境影響評価において考慮されていることを確認すべき 203. 保護区域への汚染物質排出の拡散を評価すべき(大気、水質、土壌) 253. 保護区域への基本理念の訓練を提供すべき 254. 生物学的指標の確認と測定的能力向上を着手すべき	政府	◆環境省は、保護区域に限らず一般環境大気中や公共用水域等の汚染物質のモニタリング調査を実施し拡散を評価している。 ◆環境省は、保護区域を設けている自然保護関連の制度を管理運用している自然保護官(レンジャー)に対して、業務遂行に必要な専門的知識と応用技能を習得させる研修・訓練プログラムを設けているほか、地方公共団体その他関連機関の職員に対して、保護区域の管理運用に係る基本的理念の理解を深めさせる研修を実施している。 ◆生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法の開発を進めている。 ◆農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農業の生物多様性への影響評価手法の開発を進めている。	・環境省 大気汚染状況・常時監視関係 http://www.env.go.jp/air/osen/osen.html
		産業界	◆生物学的指標の確認と測定に関する政府の取組に、産業界が参加し能力向上に努めている。	・独立行政法人医薬基盤研究所 http://www.nibio.go.jp/cgi-bin/new/view.cgi?no=895
		労働団体	◆政府及び産業界の取組を参照し、労働組合としても保護区域における訓練、教育等を実施している。	・労働調査協議会 CSRの推進と労働組合の役割 http://www.rochokyo.gr.jp/articles/0408.pdf
		NGO/NPO	◆国内外の保護区域への汚染物質排出の拡散を評価に関して、様々な組織が個別関心事項について調査及び提言等を行っている。	・財団法人世界自然保護基金ジャパン http://www.wwf.or.jp/activities/2009/12/778021.html

<p>33. 有毒で危険な製品の不法取引の防止</p>	<p>204. 法や裁判制度や税関の管理能力、他国の当局の有毒で有害な化学物質の不法輸送を管理し防止する能力の強化を含む、不法取引を防止し、検出し管理する国家戦略を策定すべき</p> <p>263. 不法な取引がありそうかどうかを特定するための正式な手法として、税関のリスク・プロファイルや化学物質安全シートの周知と使用をWCOとともに推進すべき</p> <p>264. 開発途上国や移行経済国のために、直接又は適切な地域の組織を経由して、技術的及び財政的支援のための資源と運営の仕組みの問題に対処すべき</p> <p>265. 国際的、地域的、準地域的、国家的レベルの不法取引の範囲と影響を評価すべき</p> <p>266. すべての利害関係者の中で、協調と協力のレベルを拡大すべき</p> <p>267. 化学物質の適正管理に関する国際条約や国内法が、いかにして有毒で有害な化学物質の越境移動に対してより効果的に適用できるかを検討すべき</p> <p>268. 有毒で有害な化学物質の不法な国際取引を防止し、越境移動や廃棄による被害を防止する努力を推進すべき</p> <p>269. 政府間機関による、有毒で有害な製品の不法な国際取引を防止する決定の採択を推進すべき</p> <p>270. 不法な有毒で有害な化学物質を検出する税関、農業及び健康に関する職員を訓練すべき</p> <p>271. 特に地域レベルで国際的境界を横断する早期警報システムを含む地球規模の情報ネットワークを設立すべき</p>	<p>政府</p>	<p>◆化学物質の輸入通関手続等については、平成23年12月28日付け経済産業省製造産業局化学物質管理課名通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」により実施している。</p> <p>◆有害廃棄物等の輸出入の規制を適切に実施するため、環境省主催「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」の活動を拡大し、アジア各国のバーゼル条約担当官と税関職員、国際関係機関との対話促進、連携強化のための取組を実施している。また、アジア太平洋地域のe-waste及び使用済みコンピュータ機器を環境上適正に管理するため、バーゼル条約の下で各国が進めるプロジェクトについて、財政的・技術的支援を実施している。</p> <p>◆輸出貿易管理令において、ロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象化学物質の輸出承認を行っている。</p> <p>◆日本は、バーゼル条約に加入するとともに、その国内対応法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)を制定している。</p> <p>◆環境省と経済産業省は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況として、輸出入の実績を把握し、公表している。</p> <p>◆輸出入申告の際に、各種法令により規制されている貨物にかかる許可・承認等を、税関において確認している。また、この確認事務について、税関職員に対して研修を行っている。</p>	<p>・経済産業省 化学物質の輸入通関手続 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p> <p>・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) http://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-010701</p> <p>・環境省 平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf.html</p> <p>・環境省 http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html</p> <p>http://www.env.go.jp/doc/toukei/data/10ex243.xls</p> <p>・経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/index.html</p> <p>・外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html</p> <p>・環境省 プレスリリース http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13839</p> <p>・税関 輸出入手続 http://www.customs.go.jp/tsukan/index.htm</p>
<p>34. 貿易と環境</p>	<p>205. 貿易と環境政策の間の相互支援を確実にすべき</p> <p>251. 必要とされる交渉技術を含む、貿易と環境の間のリンクに関する訓練を提供すべき</p> <p>252. 計画の策定や規則の理解促進のための素材や政府、政府間機関、他の関係者間のそれぞれの領域での訓練において、国間貿易と多国間の環境協定の事務局間の協力を奨励すべき</p>	<p>政府</p>	<p>◆環境省は、東アジア太平洋地域(EAP)における自由貿易圏設立に伴い、その発生が予想される環境問題に対し、それらを取巻く制度・社会的背景、最近の動向・取組等を整理した上で、我が国が取り得る環境戦略案として、以下の5つを挙げている(「貿易自由化に向けた環境戦略」平成19年度)。</p> <p>(1)環境配慮を考慮した域内自由貿易の監視、有害・危険製品混入リスクの排除・最小化</p> <p>(2)輸入食品増大に伴う里地・里山の衰退、食品安全性の確保</p> <p>(3)越境ゴミ問題</p> <p>(4)越境疾病感染問題</p> <p>(5)動植物相の広域攪乱</p> <p>◆我が国は、経済連携協定の締結交渉を精力的に進めている。こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易をはじめとする国際経済活動と環境保全との相互指示性を向上させる取組を実施している。</p>	<p>・環境省 貿易と環境 http://www.env.go.jp/earth/trade_env/index.html</p> <p>・環境省 平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf/full.pdf</p>
		<p>産業界</p>	<p>◆化学物質、製品の輸出入についての法規制や税関手続等についてのセミナー・講習を実施している。</p>	<p>・一般財団法人日本化学品輸出入協会 http://www.jcta.or.jp/index.html</p>
		<p>労働団体</p>	<p>◆REACH規則等を遵守しながら、化学物質管理に取り組んでいる(2005年～2008年)。</p>	<p>・全国化学労働組合総連合 群萌163号 http://www.kagaku-s.com/kikanshi/gunboh163.pdf</p>
		<p>NGO/NPO</p>	<p>◆有害化学物質の輸出入に関する政府の政策について、市民代表として提言を行っている。</p>	<p>・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/mercury/CSO/cso_joint_statement.html</p>

35. 市民社会と公共利益のためのNGO (NGO)の参加	206. 市民社会の代表者をSAICMの実施計画を立案し、実施し、モニタリングを行う政府委員会に含めるべき	<p>政府</p> <p>◆SAICM国内実施計画策定に当たっては、「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て、またパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえつつ、関係省庁連絡会議が策定することとしている。</p> <p>産業界</p> <p>◆SAICM国内実施計画の策定について、一部の労働団体の代表が政策対話へメンバーとして参加している。</p> <p>労働団体</p> <p>◆SAICM国内実施計画の策定について、一部の労働団体の代表が政策対話へメンバーとして参加している。</p> <p>NGO/NPO</p> <p>◆SAICM国内実施計画の策定について、一部のNGOの代表が政策対話へメンバーとして参加している。</p>	<p>・環境省 関係省庁連絡会議資料 http://www.env.go.jp/chemi/saicm/conference.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p>
36. 国家行動を支援する能力向上	<p>208. 国家レベルで化学物質の適正管理のための能力向上に係る助言項目を促進するために、それを要請した国々に対して体系的な取組を確立すべき。例えばは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国々に基礎的な助言を行い、さらに(または)要請を適切な専門機関(政策集団、専門家、データバンク、情報サービス等々)、政策ガイダンス、基金、指導基準へ当てはめる支援デスクの設置を考慮する; ・上記のプロセスが能力向上のための既存の情報とツールに基づき、既存のイニシアチブの補完的位置付けで稼動することを確実にすべき; ・SAICMのプロセスの有用性を評価するための進捗過程の一部として、モニタリングのメカニズムを確立することを考慮すべき; ・地球規模の実施に先立ち、コンセプトをテストし洗練させるための試験プロジェクトを実施すべき <p>209. 先進国と開発途上国や移行経済国間の広がる格差に対処する観点から、開発途上国や移行経済国への財政支援や技術移転を通して、基盤整備に関する能力を強化すべき</p> <p>210. 国家、地域、国際レベルで、科学的評価に基づくデータベースの開発と、情報収集と交換のためのセンターの設立を推進すべき</p> <p>211. 化学物質管理措置策定計画を推進すべき(ナショナルプロフィール、国家実施計画、国家緊急準備対応計画)</p> <p>212. 先進国による能力向上活動と戦略を支援する二者間及び複数国間のレベルでの援助計画を協調すべき</p> <p>213. 化学物質安全のための能力向上が多分野にわたる性質を持っていることを認識しつつ、開発途上国と移行経済国の持続可能な能力向上戦略を策定すべき</p> <p>214. 化学物質安全のための能力向上活動について情報を交換し、調整と協力を増やすための、例えばINFOCAPの貢献と利用を推進すべき</p> <p>215. 化学物質に関する国際条約の実施に関係し、開発途上国と移行経済国の能力を強化すべき</p> <p>216. 能力向上を強化するため、包括的な計画の策定と実施に基づいて関係者を参加させるべき</p> <p>217. 化学物質管理に関連したプロジェクトの国家計画のための資格と能力を開発すべき</p> <p>218. 税関の職員を含む職員の科学的技術的訓練のためのプログラムを確立すべき</p>	<p>◆IFCS各省庁連絡会議(化学物質の安全性に関する政府間フォーラム:外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)は、「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール」を策定し、平成15年10月に公表した。</p> <p>◆化学物質管理に係る施策について、環境分野に関しては第四次環境基本計画が策定されている。また、平成24年9月に関係省庁連絡会議においてSAICM国内実施計画を取りまとめる予定である。</p> <p>◆化学物質の環境リスクの低減に向けた取組は環境基本計画の重点分野として位置づけられており、国、地方公共団体、国民、NGO・NPO、事業者等、主体ごとに期待される役割が明記されている。</p> <p>◆厚生労働省は、第11次労働災害防止計画(平成20年～24年)を策定し、化学物質による労働災害防止対策やリスク評価に基づく化学物質管理の推進について行政の方針を示している。</p> <p>◆環境保全に関する国際的な連携として、国連や世界気象機関(WMO)、OECD、WTO、アジア・太平洋地域などとの多国間の枠組みによる連携、二国間の枠組みによる連携(中国、韓国等)が行われている。途上国については、政府開発援助(ODA)による開発途上国支援を積極的に実施している。環境問題は、「政府開発援助大綱」において重点課題の中で対応を強化しなければならない問題として位置付けられている。技術協力は、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて実施されている。</p> <p>◆SAICMのクイックスタートプログラム(QSP)への支援の一環として、タイにおいてPOPのモニタリング・分析に係る能力向上を支援し(平成20年度～平成21年度)、またブータンにおいて、化学物質管理政策構築支援を実施(平成20年度～平成21年度)した。このほか、東アジアにおけるPOPモニタリングや重金属プログラムの支援等、個別の事業を実施している。</p> <p>◆環境省は、「グリーンアジア・イニシアティブ」により、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとして移転することにより、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指している。また、日・ASEAN環境政策対話、日・中環境政策対話、日・韓環境政策対話、日・モンゴル環境政策対話等により、アジア・ASEANにおける化学物質に係る協力を含めた環境協力を推進している。</p> <p>◆バーゼル条約を実施するため、平成4年に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)」を制定し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が第125回国会で成立した。</p> <p>◆残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づき、国内実施計画を平成17年に策定した(平成24年に改定予定)。</p> <p>◆SAICMについて、日本はフォーカスポイントを設置している(関係省庁連絡会議議長(環境省環境安全課長))。なお、日本は平成21年5月までSAICMアジア太平洋地域会合のフォーカスポイントであり、また、平成24年6月時点では環境省環境安全課長がICCMのビューローとなっている。</p> <p>◆SAICM国内実施計画の策定・実施に当たって、産業界、労働組合、市民団体の参加を得て「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、関係者からの意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施予定である。</p> <p>◆独立行政法人産業技術総合研究所では、多様な研究と先端的な研究インフラなどを活用し、研究開発に有効な技術を身に付けた高度な専門技術者を育成するため、「専門技術者育成事業」を実施している。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法に基づき、事業者による化学物質の管理に係る措置に関する指針として「化学物質管理指針」を定めている。</p> <p>◆国の研究機関としては独立行政法人国立環境研究所、国立医薬品食品衛生研究所があり、地域には、環境基準の設定されている河川、湖沼、海域の水質調査や大気中の汚染物質調査などの監視を行う県の試験機関等が設置されている。</p> <p>◆化学事故等発生時の措置に関する規定がある法律には、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、毒物及び劇物取締法等がある。また、条例に基づき策定されている化学物質管理指針において、事故の未然防止対策や事故時対応等に関する規定を定めている地方公共団体もある。</p> <p>◆厚生労働省は、労働安全衛生法において、新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者に対し、有害性(変異原性)の調査を行った上で届け出ることを義務付けている。また、厚生労働省のホームページ上のサイト「職場のあんぜんサイト」に、新規化学物質情報や行政が実施したリスク評価結果、モデル(M)SDS、災害事例等を公開している。</p> <p>◆1986年厚生大臣の設立許可を得て公益財団法人日本中毒情報センターを設立。同センターは化学物質等の成分によって起こる急性中毒について、広く一般国民に対する啓発、情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的としており、また、中毒情報の問い合わせに対する回答を行っている。</p> <p>◆公益財団法人日本中毒情報センターは、化学テロ・化学災害対応体制として、化学テロ・化学災害対策要綱を策定し、化学テロ・化学災害対応体制(概要)(平成24年4月改訂版)を公表した。また、化学災害や化学テロが発生した際、避難所や医療機関を受診した患者に対して使用するスクリーニング問診票や診療記録等に関する資料をホームページで公表している。</p> <p>◆2005年(平成17年)6月より「産業界と国の連携により、既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性情報を広く国民に情報発信すること」を目標として官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:「Japanチャレンジプログラム」)を進めてきた。2011年(平成23年)4月に全面施行された改正化学物質審査規制法では、製造・輸入数量1トン以上の化学物質全てについて、法に基づき着実にスクリーニング評価・リスク評価において有害性情報等の収集が行われる仕組みが構築されたため、平成24年度末で終了するとともに、平成25年度以降は、改正化学物質審査規制法の枠組みにおけるスクリーニング評価・リスク評価へ移行し、Japanチャレンジプログラムで得た有害性情報を活用しつつ安全性を評価することとなっている。なお、Japanチャレンジプログラムの成果については厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページで公開している。</p>	<p>・環境省 化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール 平成15年3月 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/10/dl/h1029-1b.pdf</p> <p>・環境省 環境基本計画 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html</p> <p>・環境省 SAICM関係省庁連絡会議 第3回(平成20年3月21日)資料3 http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/about.html</p> <p>・社団法人研究産業・産業技術振興協会 http://www.jria.or.jp/HP/old-jita/main-business01/dl/gijyutsusya.pdf</p> <p>◆独立行政法人国立環境研究所 http://www.nies.go.jp/</p> <p>◆国立医薬品食品衛生研究所 http://www.nihs.go.jp/index-j.html</p> <p>◆公益財団法人日本中毒情報センター http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf</p> <p>・環境省 自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き 平成21年3月 http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=13403&hou_id=11044</p> <p>・環境省 化学事故時における化学物質の排出について http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/kondankai/2/2-7.pdf</p> <p>・経済産業省 事業者による化学物質の自主管理の取組事例集 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/torikumi.pdf</p> <p>・環境省 エコアクション21 http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html</p> <p>・アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP) http://www.jamp-info.com/</p> <p>・経済産業省 化学ビジョン報告書のフォローアップ 平成23年6月 http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004662/23_001_05_00.pdf</p> <p>・社団法人研究産業・産業技術振興協会 http://www.jria.or.jp/HP/old-jita/main-business01/dl/gijyutsusya.pdf</p> <p>・環境省 化学物質管理指針 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html</p> <p>・環境省 平成22年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h22/pdf/full.pdf</p> <p>・環境省 ダイオキシン類の排出量の目録 http://www.env.go.jp/air/report/download/h21-05/index.html</p> <p>・環境省 VOC排出イベントJ http://www.env.go.jp/air/osen/voc/inventory.html</p> <p>◆独立行政法人統計センター 政府統計の総合窓口 農林水産関係試験研究機関基礎調査 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?id=000001065924</p> <p>◆独立行政法人国際協力機構(JICA) 日本の公害被害補償制度に学ぶ http://www.jica.go.jp/topics/2009/20100326_02.html</p> <p>・経済産業省 環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会(第5回)配布資料 公害防止に関する環境管理の先行事例(参考資料) http://www.meti.go.jp/report/download/files/g70413a02j.pdf</p> <p>・環境省 アジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11491</p> <p>・環境省 クリーンアジア・イニシアティブ施策目標 http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/pdf/waste_j.pdf</p>

<p>219. 国の基準に従って排出を試験したり管理するために必要な装置を含む、近代設備や装置が完備された国のもしくは地域の研究機関を整備すべき</p> <p>220. 国際的基準に従って管理された参考となる地域の研究機関を設立すべき</p> <p>221. 情報管理、中毒管理センターや化学物質事故への緊急対応能力を含んだ国の基盤整備を確立もしくは強化すべき</p> <p>222. 国家実施計画とプロジェクトのための資源を開発すべき</p> <p>223. 化学物質管理の規制及び自主的な取組に必要な能力へ対応すべき</p> <p>224. 国家レベルでの協調と、私的な部門での協力の策定を含む部門を横断して統合する方針の強化を推進すべき</p> <p>225. 化学物質適正管理能力を、化学物質の製造、使用及び管理の支援を含め、政府の中で統合すべき</p>	<p>◆文部科学省は、若手研究者の自立促進、女性研究者の活躍促進、大学における人育成機能の強化のための取組を行っている。例) 社会のニーズに応える人材の育成として、産学連携による実践型人材育成事業(長期インターシップ・プログラム、ものづくり技術者育成、サービス・イノベーション人材育成、グローバル人材育成)を実施している。また、技術者の養成・確保の取組として、技術士制度を実施している。</p> <p>◆経済産業省は、産業技術人材育成支援事業(産学人材育成パートナーシップ事業)を行っている。</p> <p>◆公益財団法人国際環境技術移転センターは、経済産業省の補助事業「地球環境国際研究推進事業」の一環として、「開発途上国産業における日本の技術・設備導入支援事業」を実施している。</p> <p>◆OECDにおける環境保健安全プログラムに関係省庁が参加し、化学物質安全性試験手法の開発や、HPV化学物質に係る安全点検プログラムを推進している。</p> <p>◆経済産業省は、化学物質審査規制法改正に際し、届出対象となる事業者の円滑な届出準備を支援するための「届出支援プログラム」を開発・配布した。</p> <p>◆経済産業省は、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理の円滑を目指し、川中の中小企業に対する啓発事業を行う他、川下事業者が自社サプライヤーを教育する効果的な手法構築のための、民間先進事例を踏まえたモデル事業を実施し、平成22年10月に、「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」を公表した。</p> <p>◆PRTR、大気汚染物質インベントリ、VOC排出インベントリ、ダイオキシン類排出インベントリなど、個別の政策テーマごとに、担当部局が連携して排出目録や関連情報の整備が行われている。</p> <p>◆独立行政法人国際協力機構(JICA)により、中国・タイなどに我が国の公害健康被害補償予防制度についての技術協力、情報提供を実施している。</p> <p>◆環境省は、平成21年に「自治体の環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」を作成・公表し、自治体の環境部局における化学物質による事故等への対応の更なる充実、強化を支援している。</p> <p>◆「アジア太平洋地域におけるe-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクト」は、平成17年のバーゼル条約第4回公開作業部会に提案して承認され、以降、我が国とバーゼル条約事務局が協力してアジア各国におけるe-wasteインベントリの作成、トレーニングの実施、地域ワークショップの開催等を実施している(我が国は資金を拠出)。</p> <p>◆環境省は、有害廃棄物の不法輸出入防止のため、アジア各国のバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間のネットワークを整備することを目的に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの設立を提案し、取組を推進している。</p> <p>◆「化学物質安全管理情報をサプライチェーン間で共有する共通ルールに関するJIS開発」に着手している。</p>	<p>・環境省 有害廃棄物の不法輸出入防止国際ネットワークを通じたアジア各国との連携強化 http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/factsheet/waste.html</p> <p>・財団法人産業環境管理協会 http://www.jemai.or.jp/JEMAI_DYNAMIC/data/current/detailobj-5213-attachment.pdf</p> <p>・厚生労働省 第11次労働災害防止計画 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei21/</p> <p>・厚生労働省 化学物質対策 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei03.html</p> <p>・厚生労働省 職場のあんぜんサイト http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</p>
<p>226. 技術的能力と入手可能な技術を強化すべき(技術移転を含む)</p> <p>227. 産業界が報告するインシデントを考慮に入れつつ、国内の管理の優先順位や格差の決定の助けとなる(PRTRやインベントリなど)枠組みを策定するために必要な情報を報告し統合する仕組みを強化すべき</p> <p>228. 環境や人体そして栄養素の見本となる能力を持った認定された参考となる研究機関や認定組織の欠如を是正する基盤を開発すべき</p> <p>229. ライフサイクルを通じて管理するため、必要な訓練と、化学物質の必要な試験を実施する基盤を確立すべき</p> <p>230. 健康の技術的側面やコミュニケーションに関連するリスク評価と管理の訓練プログラムを開発すべき</p> <p>231. 法的取組、政策策定、解析と管理に関する能力の開発に必要とされる訓練に対処すべき</p> <p>232. 適切な法的責任と補償の仕組みの適用に訓練を提供すべき</p>	<p>◆化学製品情報データベースを構築し、各製品の成分、組成、用途、危険有害性の分類、連絡先情報を提供している。</p> <p>◆化学物質管理企画小委員会(化学物質審査規制法見直し合同委員会)、環境基本計画の見直し策定等の検討会に産業界代表が参加し、意見交換を行っている。</p> <p>◆政府によるアジア地域の国々に対する化学物質の分析能力向上について、産業界として支援している。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会は、1995年からアジア・太平洋地区におけるレスポンシブル・ケア活動の普及を促進することを目的として開催されているアジア・太平洋レスポンシブル・ケア会議(APRCC)に参加し、また、アジア・パシフィックレスポンシブルオーガナイズエーション議長として積極的な交流を行っている。</p> <p>◆POPsについて、アジア地域の国に対して、政府と協力しモニタリング技術の研修等トレーニング等の人材育成や分析機器の無償提供を行っている。</p> <p>◆「化学物質と環境円卓会議」化学物質と環境に関する政策対話へ産業界から参加している。</p> <p>◆財団法人産業環境管理協会は環境マネジメントシステム審査員等の資格の認定を行い、そのための講習・研修プログラムの他に、ライフサイクルアセスメント(LCA)等の研修プログラムを実施している。</p> <p>◆財団法人産業環境管理協会は、公害防止管理者制度に係る国家資格取得のための資格認定講習を実施するとともに、資格取得者に対しては、その資質の向上を図るため公害防止管理者リフレッシュ研修、国家試験受験者希望者に対しては、能力向上のための受験講習会・通信教育等を実施している。</p> <p>◆関連法令、地方公共団体条例を遵守するため、事業所毎に、定期的に施設から排出されるばいじん濃度、硫酸酸化物濃度、窒素酸化物濃度の測定、工場排水の水質測定等を実施している。</p> <p>◆化学物質審査規制法における新規化学物質の届出及び有害性調査のための試験は、試験結果の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を持ち、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されている。</p> <p>◆化学品に関わる災害や災害には至らなくともヒヤリとするような潜在的危険性を未然に防止するために、ハードにあたる「設備対策」と、ソフトにあたる「ヒューマンエラー防止対策」の両面からさまざまな対策を講じ、災害防止に取り組んでいる。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会は、化学産業界のニーズに合致した先進的な人材育成を行う大学院(専攻)を支援するため、化学人材育成プログラム協議会を設立した。</p> <p>◆産業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動(レスポンシブル・ケア)を展開している。</p> <p>◆アーティクルマネジメント推進協議会が中心となり、製品中の化学物質に関して、サプライチェーン全体で、その含有データを把握・伝達し、適切な化学物質管理を行うための取組を行っている。</p>	<p>・一般社団法人日本化学工業協会 http://www.nikkakyo.org/</p> <p>・経済産業省 化学物質管理政策 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/07/a2.htm</p> <p>・環境省 第四次環境基本計画の策定の経緯 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4.html</p> <p>・公益財団法人国連大学協会 アジアにおける環境汚染モニタリングプロジェクト http://www.jfunu.jp/about_unu/act_unu_monitoring.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/index.html</p> <p>・環境省 報道発表資料 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14959</p> <p>・財団法人産業環境管理協会 http://www.jemai.or.jp/</p> <p>・環境省 優良試験所基準(GLP)について http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/seitai_index.html</p> <p>・一般社団法人日本化学工業協会 日本レスポンシブル・ケア協議会 http://www.nikkakyo.org/organizations/jrcc/index.html</p> <p>・アーティクルマネジメント推進協議会 http://www.jamp-info.com/</p>

<p>233. 緊急対応の訓練を提供すべき</p> <p>234. 有毒で危険な商品と有害な廃棄物の不法な取引を検出し防止する政府のための必要な技術の訓練、財源を提供すべき</p> <p>235. 各地域に対する特別な能力向上対策の概要が示されるべき</p> <p>236. 簡略化された化学物質の情報を、政府や個々に提供するため、産業界を援助する道具を開発すべき</p>	<p>◆環境省、経済産業省、厚生労働省の3省が実施しているJapanチャレンジプログラムに産業界として協力し、化学物質の安全性情報の提供を行っている。</p> <p>◆製品含有化学物質情報を伝達するために、標準化形式(MSDS Plus、AIS)を使用して、適正に情報を管理し、情報の提供(開示)を行っている。</p> <p>◆環境測定技術等の開発及び研究、環境測定技術等についての講習会及び資格認定試験等を実施している。また、国によって認定されたGLP試験施設を持っている企業もある。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会は、2002年に「ケミカルリスク研究会」を発足し(2008年からは「ケミカルリスクフォーラム」と改称)、リスク評価実施者養成のための教育活動を展開している。</p> <p>◆一般社団法人日本化学工業協会は、化学物質や高圧ガス輸送時の万一の事故に備え、タンクローリーの運転手や消防・警察などの関係者が取るべき処置を書いた緊急連絡カード(イエローカード)の活用を推進している。この他、2008年度版北米緊急時応急措置指針をベースに「改訂第3版 緊急時応急措置指針—容器イエローカード(ラベル方式)への適用—」を公表している。</p> <p>◆廃棄物管理について排出企業における不法投棄を削減し、適切な管理及び処理のための指導を実施している。</p> <p>◆中央労働災害防止協会(中災防)は、化学物質の管理や化学物質を取り扱う人材育成、専門性の高いリスクアセスメントの実務を構築・実施するための研修コースを提供している。</p>	<p>・公益社団法人日本環境技術協会 http://www.jeta.or.jp/association/roles_activities</p> <p>・環境省 生態毒性試験に関する情報 http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/seitai_index.html</p>
<p>労働団体</p>	<p>◆化学物質管理企画小委員会(化審法見直し合同委員会)、環境基本計画の見直し策定等の検討会に一部の労働団体から意見提出を行っている。</p> <p>◆アジア地域の支社において、労働安全衛生についての教育を展開している。</p> <p>◆「化学物質と環境円卓会議」「化学物質と環境に関する政策対話」へ労働団体から参加している。</p> <p>◆労働者教育において化学物質管理者を養成する教育の必要性について提言している。</p> <p>◆化学産業の持続的発展に向けた国政レベルでの関連施策の動向把握や意見反映や、化学物質排出把握管理促進法、改正化学物質審査規制法に関する動向等の情報収集に努め、必要に応じてパブリックコメント等の対応も行い、さらに日本化学工業協会が推進する「JIPS(化学品管理自主活動)」の情報把握に努め、必要な対応を検討している。</p> <p>◆化学物質排出把握管理促進法、改正化学物質審査規制法に関する動向等の情報収集に努め、必要に応じてパブリックコメント等の対応を行っている。</p> <p>◆化学物質が地球環境や健康に及ぼす影響の科学的調査研究を促進し、そのための資金を拠出する必要性を提言している。</p> <p>◆科学的根拠に基づいた化学物質のリスク管理と、それに基づいた適切なリスクコミュニケーションの重要性について提言している。</p> <p>◆大気汚染による被害者を救済するため「公害健康被害補償法」等の補償制度を見直すとともに、複合的な影響を調査し、新たな認定と救済の制度を確立することを提言している。</p>	<p>・経済産業省 化学物質管理政策 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/07/a2.htm</p> <p>・環境省 第三次環境基本計画の策定の経緯 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/thirdplan02_history_detail.html</p> <p>・国際労働機関 2007年 労働安全衛生世界デー・フォーラム報告集 http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/downloads/2007oshdreport.pdf</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/index.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> <p>・日本労働組合総連合会(連合) 職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会(第4回) http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0415-2.html</p> <p>・全国化学労働組合総連合 http://www.kagaku-s.com/katudo/index.html</p> <p>・経済産業省 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf</p> <p>・経済産業省 産業構造審議会化学・バイオ部会 第1回化学物質管理企画小委員会資料 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/sinngekai/kikakusyoiinnkai/dai1kai/4iinnkaranogoikenn.pdf</p> <p>・経済産業省 第4回化学物質管理企画小委員会 資料 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20418s02j.pdf</p> <p>・日本労働組合総連合会 2010～2011年度 政策・制度 要求と提言 http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/seisaku/yokyu_teigen2009.pdf</p>

		<p>◆化学物質管理企画小委員会(化学物質審査規制法見直し合同委員会)、環境基本計画の策定及び見直し策定等の検討会にNGO代表らが参加し、提言を行っている。</p> <p>◆財団法人世界自然保護基金ジャパン及び特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワークは、第2回ICCMに参加している。財団法人世界自然保護基金ジャパン等の環境NGOは、政府に対し、SAICM国内実施計画について、市民を含む主要ステークホルダー参加のもとでの策定を強く要望している。</p> <p>◆途上国の電気電子廃棄物問題の現状及び課題について、情報提供等の取組を実施している。</p> <p>◆バーゼル条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、ロッテルダム条約に関する最新情報の情報をホームページで提供し、その対策のための研究、リスクアセスメント、リスクコミュニケーション、リスクマネジメント等を促進する活動を行っている。</p> <p>◆「化学物質と環境に関する政策対話」へNGOから参加している。</p> <p>◆エコケミストリー研究会は、化学物質の適切な測定技術を教育・推進するための講習会を定期的に開催している。</p> <p>◆大規模災害における有害化学物質の流出及び環境汚染について調査し、二次被害を最小化させる取組を行っている。</p> <p>◆有害化学物質による環境リスクの削減に向けた市民の自主的・自律的な活動が可能となることを目指して活動を行っている。</p> <p>◆POPsに関する情報ネットワークと関係者による人のネットワークを構築するため、政府、産業界、NGOが協調して情報共有・提供を行っている。</p> <p>◆消費者製品に含まれている化学物質(特に化学物質排出把握管理促進法指定化学物質)について、表示を明確にして、使用量を減らすために厚生労働省、経済産業省、環境省は政策運動するべきであると提言している。</p> <p>◆公害問題について日本の経験及び、日本や欧州での研究成果、研究体制について、国際フォーラムなどの開催を通じて東南アジアの国に情報提供している。</p> <p>◆PRTR対象化学物質の環境への排出量等についての情報を、全国統一した形で、各化学物質の毒性を考慮して提供している。</p> <p>◆化学物質の分析に関する技術向上のためのセミナーが開催されている。</p> <p>◆化学物質のリスク評価及び管理について、その科学的な手法、その背景となっている考え方、化学物質管理制度及び諸外国の状況などにも言及しつつ化学物質のリスク評価の全体像を解説する教育プログラムを実施している。</p> <p>◆公害被害者への補償制度に関する日本の経験について情報提供及び公害被害者救済のための制度の構築のための検討等を行っている。</p> <p>◆緊急時対応(防災)の訓練、研修を実施している。</p> <p>◆途上国への廃棄物の不法投棄に関する情報をホームページ上で公開し、一般に提供している。</p> <p>◆国際的な化学物質政策及び日本の化学物質政策など、最新の化学物質の問題についての情報等を取りまとめて提供している。</p> <p>◆一般社団法人日本リスクマネジャネットワークは住民・事業者のための化学物質に関するリスクコミュニケーションについて、地域の産業界と意見交換を実施している。</p>	<p>・経済産業省 化学物質管理政策 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/07/a2.htm</p> <p>・環境省 第四次環境基本計画の策定の経緯 http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4.html</p> <p>・特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク http://toxwatch.net/</p> <p>http://toxwatch.net/kokusai/saicm.html</p> <p>http://toxwatch.net/wp-content/uploads/2012/02/2011katsudoukeikaku.pdf</p> <p>・財団法人世界自然保護基金ジャパン http://www.wwf.or.jp/activities/2009/04/641623.html</p> <p>・化学物質問題市民研究会 http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/e_waste/gp_e-waste_ghana.html</p> <p>http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/basel_master.html</p> <p>・エコケミストリー研究会 日本POPsネットワーク http://www.ecochemijp/pops.net/index.html</p> <p>http://www.ecochemijp/pops.net/about_JPN.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境に関する政策対話 http://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> <p>・エコケミストリー研究会 http://www.ecochemijp/activity2.html</p> <p>http://www.ecochemijp/PRTR.html</p> <p>http://www.ecochemijp/talkfest.html</p> <p>・環境省 化学物質と環境円卓会議(第23回)議事録 http://www.env.go.jp/chemi/entaku/kaigi23/gjiroku.html</p> <p>・ダイオキシン国際NGOフォーラム http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/event/0709_01_02_Dioxin_Forum.html</p> <p>・主婦連合会 「知の市場」(共催講座) http://shufuren.net/chinoichiba/ichiba2012_01.html</p> <p>・一般社団法人日本リスクマネジャネットワーク http://jrmn.net/index.html</p>
--	--	---	---